

---

平成30年度我が国内外の投資促進体制整備等調査(諸外国等における租税制度及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業)

経済産業省委託調査報告書

2019年2月

PwC 税理士法人(経済産業省委託調査受託者)



---

## 略目次

第1章	はじめに.....	1
1.	事業目的.....	1
2.	実施内容.....	1
3.	本報告書の構成.....	1
第2章	米国における事業体に対する課税方法.....	3
1.	事業体の分類、定義及び課税関係.....	3
2.	チェック・ザ・ボックス選択.....	6
3.	法人からの分配の取扱いの概要.....	11
4.	パートナーシップ税制の概要.....	18
5.	米国連結納税制度.....	27
第3章	州税.....	47
1.	概要.....	47
2.	州法人所得税の納税単位.....	49
3.	州法人所得税の計算方法.....	51
4.	州税の連邦税法上の取扱い及び他州の州税の州税法上の取扱い.....	53
5.	代表的な州税の取扱いーカリフォルニア州税.....	53
第4章	ビジネス税及び国際租税に係る米国税制改正の主要項目等.....	58
1.	米国税制改正の経緯・趣旨.....	58
2.	米国連邦税法における減価償却制度の概要.....	69
3.	利子控除制限制度.....	74
4.	R&D 税額控除等.....	82
5.	外国子会社配当控除制度.....	86
6.	国外源泉無形資産関連所得(FDII)の控除制度.....	100
7.	税源浸食・濫用防止税(BEAT).....	105
8.	グローバル無形資産低課税所得(GILTI)の合算制度.....	115
第5章	日本企業が進出先国で抱えている課題に関する調査結果.....	125
1.	日本企業が進出先国で抱えている課税問題等の概要(総論).....	125
2.	日本企業が進出先国で抱えている課税問題等(各論).....	126

---

## 目次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
<b>1.</b>	<b>事業目的</b> .....	<b>1</b>
<b>2.</b>	<b>実施内容</b> .....	<b>1</b>
<b>3.</b>	<b>本報告書の構成</b> .....	<b>1</b>
<b>第2章</b>	<b>米国における事業体に対する課税方法</b> .....	<b>3</b>
<b>1.</b>	<b>事業体の分類、定義及び課税関係</b> .....	<b>3</b>
1.1.	基本的な考え方.....	3
1.2.	事業体の分類.....	4
1.3.	事業体の定義.....	4
1.3.1.	法人.....	4
1.3.2.	パートナーシップ.....	5
1.3.3.	DRE.....	5
1.4.	各事業体の課税関係.....	5
1.4.1.	法人の課税関係.....	5
1.4.2.	パートナーシップの課税関係.....	6
1.4.3.	DREの課税関係.....	6
<b>2.</b>	<b>チェック・ザ・ボックス選択</b> .....	<b>6</b>
2.1.	背景・沿革.....	6
2.2.	概要.....	7
2.2.1.	適用対象.....	7
2.2.2.	デフォルト選択.....	8
2.2.3.	選択の方法.....	8
2.2.4.	外国の適格事業体に関する特則.....	8
2.2.5.	選択の変更.....	9
<b>3.</b>	<b>法人からの分配の取扱いの概要</b> .....	<b>11</b>
3.1.	原則的な取扱い.....	11
3.1.1.	分配を受けた側の処理.....	11
3.1.2.	分配をした側の処理.....	13

3.2.	受取配当控除制度 .....	13
3.2.1.	背景・沿革 .....	13
3.2.2.	概要 .....	14
3.2.3.	租税回避防止措置 .....	16
3.3.	株式の譲渡におけるみなし分配 .....	16
<b>4.</b>	<b>パートナーシップ税制の概要 .....</b>	<b>18</b>
4.1.	総則 .....	18
4.1.1.	パートナーシップ、パートナーの税法上の定義 .....	18
4.1.2.	パートナーシップ、パートナーの課税原則 .....	18
4.1.3.	申告手続等 .....	18
4.2.	パートナーの取扱い .....	19
4.2.1.	パートナーで課税される所得 .....	19
4.2.2.	パートナーの税務上持分 (distributive share) .....	19
4.2.3.	パートナーにおけるパートナーシップ持分の税務上簿価 .....	19
4.3.	パートナーシップの取扱い .....	20
4.3.1.	パートナーシップ段階での計算 .....	20
4.3.2.	パートナーとパートナーシップとの間の取引 .....	21
4.4.	出資、分配及びパートナーシップ持分譲渡の取扱い .....	22
4.4.1.	設立 .....	22
4.4.2.	分配 .....	23
4.4.3.	パートナーシップ持分の譲渡 .....	24
4.5.	パートナーが米国国外にいる場合の取扱い .....	25
4.6.	米国税制改正のパートナーシップ税制への影響 .....	25
<b>5.</b>	<b>米国連結納税制度 .....</b>	<b>27</b>
5.1.	背景・沿革 .....	27
5.1.1.	沿革 .....	27
5.1.2.	制度趣旨 .....	27
5.2.	概要 .....	30
5.2.1.	連結納税の適用対象 .....	30
5.2.2.	連結納税の選択・加入時の処理 .....	34

5.2.3.	連結課税所得・税額の計算.....	35
5.2.4.	連結納税離脱等の処理.....	39
5.2.5.	租税回避防止措置.....	44
<b>第3章</b>	<b>州税.....</b>	<b>47</b>
<b>1.</b>	<b>概要.....</b>	<b>47</b>
1.1.	税目.....	47
1.2.	州課税権—ネクサス(Nexus).....	48
1.2.1.	州課税権の基本的な考え方.....	48
1.2.2.	法人所得税に関するネクサスの発生基準.....	48
1.2.3.	売上税に関するネクサスの発生基準.....	49
<b>2.</b>	<b>州法人所得税の納税単位.....</b>	<b>49</b>
2.1.	申告方法.....	49
2.1.1.	申告方法の種類.....	49
2.1.2.	個別申告.....	49
2.1.3.	連結申告.....	49
2.2.	連邦税法上構成員課税の事業体の州税法上の取扱い.....	50
2.3.	連邦税法の納税単位と州税法の納税単位が異なる場合の取扱い.....	50
<b>3.</b>	<b>州法人所得税の計算方法.....</b>	<b>51</b>
3.1.	総則.....	51
3.2.	UDITPA.....	51
3.3.	CFC所得の取扱い.....	52
3.4.	連結申告又は合算申告を行っている場合の各事業体への州税の配賦.....	52
<b>4.</b>	<b>州税の連邦税法上の取扱い及び他州の州税の州税法上の取扱い.....</b>	<b>53</b>
4.1.	連邦税法上の取扱い.....	53
4.2.	他州の州税の州税法上の取扱い.....	53
<b>5.</b>	<b>代表的な州税の取扱い—カリフォルニア州税.....</b>	<b>53</b>
5.1.	ネクサス.....	53
5.2.	納税単位.....	53
5.2.1.	申告方法の種類.....	53
5.2.2.	合算申告.....	53

5.3.	州法人所得税の計算方法	55
5.4.	CFC 所得の取扱い	57
5.5.	合算申告を行っている場合の各事業体への州税の配賦	57
5.6.	州税法上の他州の州税の取扱い	57
<b>第 4 章</b>	<b>ビジネス税及び国際租税に係る米国税制改正の主要項目等</b>	<b>58</b>
<b>1.</b>	<b>米国税制改正の経緯・趣旨</b>	<b>58</b>
1.1.	米国税制改正までの経緯	58
1.1.1.	2016 年大統領選まで	58
1.1.2.	2016 年大統領選	62
1.1.3.	2017 年前半	62
1.1.4.	2017 年後半	63
1.2.	税制改正の趣旨	65
1.3.	今後の見通し	68
<b>2.</b>	<b>米国連邦税法における減価償却制度の概要</b>	<b>69</b>
2.1.	減価償却制度の概要	69
2.1.1.	総則	69
2.1.2.	減価償却 (depreciation)	69
2.1.3.	償却 (amortization)	71
2.1.4.	減耗償却 (depletion)	72
2.1.5.	制度の沿革・税制改正の背景	72
2.2.	税制改正の内容	73
2.2.1.	新§168(k)	73
2.2.2.	新§179	73
<b>3.</b>	<b>利子控除制限制度</b>	<b>74</b>
3.1.	利子控除制限制度の概要	74
3.1.1.	利子控除	74
3.1.2.	利子控除制限	75
3.2.	制度の沿革・税制改正の背景	76
3.3.	税制改正の概要	77
3.3.1.	控除制限の対象となる利子費用	77

3.3.2.	控除限度額 .....	77
3.3.3.	適用対象・除外規定 .....	78
3.3.4.	繰越の可否 .....	78
3.3.5.	規則案の概要 .....	78
<b>4.</b>	<b>R&amp;D 税額控除等 .....</b>	<b>82</b>
4.1.	R&D 税額控除の概要 .....	82
4.1.1.	税額控除方法 .....	82
4.1.2.	繰越及び繰戻し .....	84
4.1.3.	その他 .....	84
4.2.	制度の沿革・税制改正の背景 .....	84
4.3.	税制改正の概要 .....	85
4.3.1.	試験研究費の資産計上方法 .....	85
4.3.2.	R&D 税額控除への影響 .....	85
<b>5.</b>	<b>外国子会社配当控除制度 .....</b>	<b>86</b>
5.1.	2017年税制改正前における外国法人からの受取配当控除制度の概要 .....	86
5.1.1.	所得控除方法 .....	86
5.1.2.	適用制限 .....	87
5.1.3.	関連する制度 .....	87
5.2.	制度の沿革・税制改正の背景 .....	88
5.3.	外国子会社からの受取配当控除制度の概要 .....	89
5.3.1.	所得控除方法 .....	90
5.3.2.	適用制限 .....	91
5.3.3.	関連する制度 .....	91
5.4.	国外留保利益の強制課税 .....	92
5.4.1.	課税方法 .....	92
5.4.2.	累積欠損外国法人の米国株主における合算額の減額 (reduction) .....	93
5.4.3.	合算所得に対する資本参加免税の適用 .....	96
5.4.4.	外国税額控除 .....	97
5.4.5.	繰越欠損金控除の非適用選択 .....	98
5.4.6.	その他 .....	98

5.4.7.	規則案の概要	99
<b>6.</b>	<b>国外源泉無形資産関連所得 (FDII) の控除制度</b>	<b>100</b>
6.1.	税制改正の背景・沿革	100
6.2.	国外源泉無形資産関連所得に係る控除制度の概要	101
6.2.1.	総則	101
6.2.2.	適用対象法人	101
6.2.3.	控除額の計算	101
6.2.4.	規則案の概要	103
<b>7.</b>	<b>税源浸食・濫用防止税 (BEAT)</b>	<b>105</b>
7.1.	税制改正の背景・沿革	105
7.2.	BEAT の概要	107
7.2.1.	総則	107
7.2.2.	適用対象要件	107
7.2.3.	BEAT 税額の計算	108
7.2.4.	特定の銀行及び証券ディーラーへの適用	111
7.2.5.	規則案の概要	111
<b>8.</b>	<b>グローバル無形資産低課税所得 (GILTI) の合算制度</b>	<b>115</b>
8.1.	税制改正の背景・沿革	115
8.2.	グローバル無形資産低課税所得の合算制度の概要	118
8.2.1.	総則	118
8.2.2.	適用対象者	118
8.2.3.	GILTI の計算	118
8.2.4.	§250 における所得控除及び外国税額控除	121
8.2.5.	規則案の概要	122
<b>第 5 章</b>	<b>日本企業が進出先国で抱えている課題に関する調査結果</b>	<b>125</b>
<b>1.</b>	<b>日本企業が進出先国で抱えている課税問題等の概要 (総論)</b>	<b>125</b>
<b>2.</b>	<b>日本企業が進出先国で抱えている課税問題等 (各論)</b>	<b>126</b>
2.1.	日本企業が進出先国で抱えている国際租税制度等の課税問題	126
2.1.1.	過去に受けた課税措置	126
2.1.2.	諸外国・地域の税制や執行面での問題	131

---

2.2.	租税条約の改正・新規締結に係る要望.....	134
2.2.1.	概要 .....	134
2.2.2.	租税条約の改正要望.....	134
2.2.3.	租税条約の新規締結要望 .....	137

別添資料 『国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査』に係る集計結果

---

## 第1章 はじめに

### 1. 事業目的

本事業は、各国の法人税制及び国際租税制度等の内容並びにこれら税制以外の国際租税制度等の直近の各国動向を調査し、日本企業の海外展開を阻害しないような制度の設計、特に国際租税制度に係る検討材料の収集を目的とするものである。

各国の法人税制及び国際租税制度等の内容に係る調査については、**2017**年に法人税制に係る抜本的な改正が行われ、それにより日本企業の投資意欲が高まっている<sup>1</sup>米国を調査対象国としている。特に、当該税制改正における国際租税制度の枠組みの変更は、単なる個別の国の税制改正に留まらず、現在 **OECD** 等で行われている「経済の電子化に伴う税務上の課題」の議論でも参照される<sup>2</sup>など、今後の国際租税制度のあり方に対して一石を投じるものとなっている。なお、本事業では、米国税制を調査するに当たって、単に税制改正の内容を記載するだけでなく、その底流にある米国税制の事業活動に対する租税の考え方を整理する観点から、事業体に対する課税方法等についても取りまとめている。

また、新興国等による日本企業に対する行き過ぎた課税が懸念される状況を踏まえ、日本企業の各国国際租税制度への対応状況、海外事業展開の実態及び進出先国で抱えている税務上の課題等の整理も目的としている。

### 2. 実施内容

本事業では、日本企業の海外展開を阻害しないような制度の設計に係る検討材料の収集につき、米国における事業体に対する課税方法、州税法、ビジネス税及び国際租税に係る米国税制改正の主要項目に対する文献調査を行った。文献調査では、法律、関連規則、議会議事録等を参照した。また、文献調査で不十分な箇所について **PwC** 米国<sup>3</sup>の専門家に対して照会を行った。

また、日本企業の各国国際租税制度への対応状況、海外事業展開の実態及び進出先国で抱えている税務上の課題等の整理について、海外展開をする日本企業に対してアンケート調査を行った。また、アンケート調査においては、租税条約等に係る要望等に対する調査も行った。アンケート調査は、**2018**年**10**月から**2018**年**11**月にかけて、海外展開をする日本企業、**6,017**社を対象に実施し、**1,804**社から回答を得た。

なお、本事業において調査している法律、関連規則等は、本文中断りがない限りにおいて、**2019**年**1**月**31**日時点のものである。

### 3. 本報告書の構成

本報告書では、まず、税制改正の前提となる米国税制の事業活動に対する租税の考え方を整理する観点から、第**2**章において米国における事業体の分類とそれぞれに対する課税方法の概要、事業体の分類方法及び事業体の出資者における取扱いに関する記載を行っている。特に、事業体の出資者における取扱いの多様性は米国税制の特色の**1**つであり、日本の現行税制とも大きく異なる

---

<sup>1</sup> 日本経済新聞 2018年7月4日夕刊1面「日本企業、対米投資7割増。1年で1.4兆円、減税追い風 米が国を挙げ誘致」

<sup>2</sup> OECD, Public Consultation Document, Addressing the tax challenges of the digitalisation of the economy, para 98

<sup>3</sup> PricewaterhouseCoopers LLP

ものであるから、パートナーシップ税制及び連結納税制度については、それぞれ項目を分けて詳細に記載している。

また、第2章とあわせて米国税制を俯瞰する観点から、第3章において州税法に関する記載を行っている。同章では、米国において州課税権がどのように制限されているのかを概観したのち、連邦税法と対比させる観点から各事業体の取扱いについて記載している。ただし、米国では各州に独自の課税権があり、各州税法は当該各州で設定されている。そのため、本報告書では、一般的な州税法の取扱いとして統一州法委員会全国会議が定めた指針の内容に触れたのち、代表的な州税法としてカリフォルニア州税法を取り上げている。

次に、米国の国際租税制度の直近の動向を調査し、日本企業の海外展開を阻害しないような制度の設計に係る検討材料を収集する観点から、第4章においてはビジネス税及び国際租税に係る米国税制改正に関する記載を行っている。なお、同章では、2017年に行われた税制改正における国際租税制度の変更が「米国事業及び米国従業者の国際競争水準を均衡化し、米国を世界の雇用の中心とすること」、「数兆ドルの国外留保利益を還流し米国経済へ再投資させること」等という政策目標の下、「雇用を創出する者の競争力及び成長(Competitiveness and growth for all job creators)」、「世界での競争力を高める米国モデル(The American model for global competitiveness)」等の観点から税制全体を見直す一環として行われていることを踏まえ、国際租税制度だけでなく、企業行動に大きな影響を与える改正税法全般について記載している。

最後に、第5章においては、日本企業の各国国際租税制度への対応状況、海外事業展開の実態及び進出先国で抱えている税務上の課題等の整理等の観点から、海外に進出する日本企業に対して行ったアンケート調査とその結果に関する記載を行っている。第5章では、日本企業が進出先国において国際的な二重課税の原因となるような課税措置を受けた事案の内容や当該措置への日本企業の対応状況、また、課税措置以外の税制や執行面等での問題事例の状況等について記載するとともに、租税条約の改正・新規締結の要望の内容について記載している。

#### 【執筆者等】

##### PwC 税理士法人(経済産業省委託調査事業受託者)

高野 公人	パートナー	公認会計士・税理士・米国公認会計士
山岸 哲也	パートナー	公認会計士・税理士・米国公認会計士
山口 晋太郎	パートナー	ニューヨーク州弁護士
小林 秀太	ディレクター	ニューヨーク州弁護士
鶴田 将吾	ディレクター	税理士
志村 亜希	マネージャー	米国公認会計士・ニューヨーク州弁護士
武井 祥尚	シニアアソシエイト	米国公認会計士

##### 経済産業省

仁平 孝明	貿易経済協力局	投資促進課	課長補佐
丸山 信二	貿易経済協力局	投資促進課	課長補佐
島田 紀章	貿易経済協力局	投資促進課	係長
石黒 義人	貿易経済協力局	投資促進課	係長
野々村 昌樹	貿易経済協力局	投資促進課	調査員

## 第2章 米国における事業体に対する課税方法

### 1. 事業体の分類、定義及び課税関係

#### 1.1. 基本的な考え方

内国歳入法 (Internal Revenue Code)<sup>4</sup>は、Subtitle A (Income Taxes、以下「所得税に係る定め」という。)、Chapter 1 (Normal Taxes and Surtaxes、以下「通常税等に関する章」という。)の Subchapter A (§1 から §59B まで)において個人 (individuals)と法人 (corporations)を納税主体と定めるほか、Subchapter K (§701 から §771 まで)においてパートナーシップ (partnership)の取扱いを定める等、様々な事業体 (entity)の取扱いを規定している。

§7701 では、法人やパートナーシップについて条文上の定義規定が置かれており、§7701 に関する財務省規則 (以下「§7701 規則」という。)において、事業体の区分及び税務上の取扱いの決定に関する包括的なルール<sup>5</sup>が定められている<sup>6</sup>。

§7701 規則における事業体区分の基本的な考え方<sup>7</sup>は、以下のとおりである。

- ある組織 (organization)の連邦税法上の分類は、財務省規則に従って決定される。ある組織が出資者とは別個の事業体として税務上取り扱われるか否かは連邦税法上の問題であり、法律上当該組織がどのように扱われているかには影響されない。
- 共同事業 (joint venture)や単なる契約上のアレンジメントについても、共同で事業、金融活動及び起業活動を行いその利益を分割するものである場合には、連邦税法上事業体と分類される可能性がある。他方で、単に共同で支出した費用を分割するだけの活動や、単に資産を共有しているだけでは、必ずしも事業体としての取扱いを受けるわけではない。
- 出資者が一者である事業体は、Treas. Reg. § 301.7701-2 及び § 301.7701-3 の下で、出資者とは別個の事業体として取り扱われるか、税務上無視されるかを選択することができる。
- 出資者とは別個の事業体として取り扱われる組織に関する分類は、内国歳入法に別段の定めがある場合<sup>8</sup>を除き、Treas. Reg. § 301.7701-2 から § 301.7701-4 に従う。

<sup>4</sup> U.S.C. Title 26. 本報告書で特に断りのない場合、条文番号引用は全て内国歳入法である。

<sup>5</sup> 一般に、entity classification regulations と呼ばれる。

<sup>6</sup> Treas. Reg. § 301.7701-1, 2, 3, 4.

<sup>7</sup> Treas. Reg. § 301.7701-1(a), (b)

<sup>8</sup> 例えば、不動産担保ローン投資 (Real Estate Mortgage Investment Conduit、以下「REMIC」という。)に関する § 860A

## 1.2. 事業体の分類

§7701 規則において、全ての事業体は、法人、パートナーシップ若しくはディスリガード事業体 (disregared entity、以下「DRE」という。)又は信託等のいずれかに分類される<sup>9</sup>。事業体の分類の概要については、図表 1 参照。

(図表 1) 事業体の分類の概要

事業体 (entity)	ビジネス・エンティティ (business entity、以下「BE」という。) <sup>10</sup>	出資者 (owner) が二者以上	法人又はパートナーシップ
		出資者 (owner) が一者	法人又は DRE
	信託 (trust) 又は内国歳入法上特別な扱いを受ける事業体 <sup>11</sup>		

## 1.3. 事業体の定義

### 1.3.1. 法人

§7701(a)(3)は法人の定義として「**社団 (association)、株式会社 (joint-stock company) 及び保険会社 (insurance company)**を含む」という広汎な定めを置いており、§7701 規則では具体的に以下のものを法人としている<sup>12</sup>。

- ① 連邦法、州法等に基づき設立された BE であって、根拠法において法人 (entity as incorporated or as a corporation, body corporate, or body politic) とされているもの
- ② 後述するチェック・ザ・ボックス選択 (以下「CTB」という。)に基づき社団 (association) とされるもの
- ③ 州法に基づき設立された BE であって、根拠法において株式会社 (joint stock company or joint stock association) とされるもの
- ④ 保険会社
- ⑤ 州が認可した銀行業を行う BE で、その預金が連邦預金保険法等において預金保険の対象となっている場合
- ⑥ 連邦若しくは州政府又はそれらの下級行政機関、又は外国政府等が 100% 保有する BE
- ⑦ §7701(a)(3) 以外の内国歳入法の規定に基づき法人として課税される BE<sup>13</sup>
- ⑧ 一定の外国法人<sup>14</sup>
- ⑨ 複数の国で設立された事業体で、いずれか一つの設立地国での取扱いを参照した場合に本項に従い法人として扱われるもの<sup>15</sup>

<sup>9</sup> Treas. Reg. §301.7701-2(a)

<sup>10</sup> business entity は、entity と同じく「事業体」と訳されることがあるが、本稿では entity との区別を設けるため、BE という略称を用いる。

<sup>11</sup> 例えば、REMIC は、内国歳入法の所得税に係る規定 (this subtitle) の適用上、法人、パートナーシップ又は信託として取り扱わず、別途課税することが定められている。(§860A)

<sup>12</sup> Treas. Reg. §301.7701-2(b)

<sup>13</sup> 例えば、上場しているパートナーシップ (publicly traded partnership)、課税担保プール (taxable mortgage pool) は、法人として扱われる。

<sup>14</sup> Treas. Reg. §301.7701-2(b)(8)(i)。日本の株式会社 (kabushiki kaisha) を含む 87 か国の事業体が列挙されている

<sup>15</sup> 例えば、A 国と B 国の会社法に基づき設立された事業体で、A 国での分類が上記⑧に該当する場合。

なお、上記①、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に定められる事業体は、後述する CTB 選択において課税上の分類を選択することができないとされ<sup>16</sup>、一般に、本来的な法人 (**per se corporation**) と呼ばれる。

### 1.3.2. パートナーシップ

§7701(a)(2)は、パートナーシップを、内国歳入法上の信託、エステート、法人でないものであり、かつ、シンジケート、グループ、プール、共同事業 (**joint venture**) その他法人化されていない組織 (**unincorporated organization**) のうち、事業、金融活動、起業活動を行うものを含むものとしている。なお、§7701 規則では、パートナーシップを、BE のうち、法人に分類されず、かつ、出資者が二者以上のものと定めている<sup>17</sup>。

### 1.3.3. DRE

DRE について定義する条文は存在しないが、§7701 規則では、100%保有される事業体 (**wholly owned entities**) について規定しており、原則として、「出資者が一者で、かつ、法人に分類されない BE は、当該出資者とは別個の事業体として扱われることなく無視される (**disregarded as an entity separate from its owner**) 」とされる<sup>18</sup>。

## 1.4. 各事業体の課税関係

### 1.4.1. 法人の課税関係

連邦税法上、例外規定の適用がない限り<sup>19</sup>、法人は、その所得に対して課税される<sup>20</sup>。

法人のうち、**Subchapter S** に定める選択を行った法人は **S 法人 (S corporation)**、それ以外の法人を **C 法人 (C corporation)** という<sup>21</sup>。以下では、法人に対する課税の原則的な取扱いについて、記載する。

納税主体は、法人自身であり、**Form 1120** を用いて法人所得税の申告を行う。そのため、出資者 (株主) においては原則として配当を受領するまで課税関係は生じない。

連邦法人所得税率は、2017 年税制改正により従来の累進税率が改められ、一律 **21%** となった<sup>22</sup>。

---

<sup>16</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(a)

<sup>17</sup> Treas. Reg. §301.7701-2(c)(1)

<sup>18</sup> Treas. Reg. §301.7701-2(c)(2)。例外として、DRE の出資者が銀行の場合は、内国歳入法上の銀行に関する特則 (利子費用の配賦等) は出資者と DRE とを別個の事業体とみなして適用する (Reg. §301.7701-2(c)(2)(ii) )。

<sup>19</sup> 生命保険業に従事する貯蓄銀行 (**mutual savings banks conducting life insurance business**)、保険会社 (**insurance companies**)、規制投資会社 (**regulated investment companies**)、不動産投資信託 (**real estate investment trust**) については例外が適用される (§11(c))。また、S 法人選択をした場合も例外が適用される (§1363)。

<sup>20</sup> §11(a)

<sup>21</sup> §1361(a)(2)。S 法人は、パートナーシップとは異なるが、構成員課税の適用対象となる事業体である。S 法人とは、§1361(a) に従い S 法人としての取扱いを受ける選択をした小規模ビジネス法人 (**small business corporation**) をいう。小規模ビジネス法人とは、当該法人を直接保有する株主の全てが米国居住者である個人であること、米国法人であること、株主数が 100 名以下であること及び 1 種類の株式のみを発行していること、の 4 要件を全て満たす法人である (§1361(b))。S 法人選択を行うと、§1363(a) に従い、内国歳入法の所得税に関する定め (**Subtitle A**) のうち通常税等に関する章 (**Chapter 1**) の課税の対象から除外される。なお、S 法人の所得は、§1366(a) に従い、株主段階において課税される。S 法人は **Form 1120S** を用いて毎年の所得を申告し、株主に対しては **Schedule K-1 (Form 1120S)** を作成し、各株主に **Schedule K-1** の写しを交付しなければならない (§6037(a))。

<sup>22</sup> §11(b)

---

なお、法人に対しては、後述するように連結納税が認められている。

#### 1.4.2. パートナーシップの課税関係

パートナーシップは、納税主体とならず、パートナーシップが稼得した所得は直接パートナーである出資者段階で課税される<sup>23</sup>。

各パートナーは、パートナーシップの所得につき、実際に金銭の払い出しにあたる分配 (**distribution**) を受けたか否かにかかわらず、税務申告書において当該パートナーシップから配賦 (**allocation**) された所得を申告し、税額を納付する<sup>24</sup>。

パートナーシップは、納税主体ではないものの、後述する **DRE** と異なり、事業体段階での所得を計算した上で、**Form 1065** 等により情報申告を行う義務を負う。また、パートナーシップは、各出資者の個々の所得等に対する持分を記載した **Schedule K-1** を作成し、各出資者に **Schedule K-1** の写しを交付しなければならない。

#### 1.4.3. DRE の課税関係

**DRE** は、文字どおり、連邦税法上無視 (**disregard**) される事業体であり、その出資者と一体として取り扱われる。財務省規則では、**DRE** の活動は「出資者自らの活動、支店、部門と同様に扱われる (**treated in the same manner as a sole proprietorship, branch, or division of the owner**) 」と規定されている<sup>25</sup>。

したがって、**DRE** 自体は納税主体とならず、**DRE** が稼得した所得は直接出資者段階で課税される。パートナーシップとは異なり、**DRE** 段階で所得計算を行うことはなく、**DRE** において生じた収益・費用がそのまま出資者に帰属し、出資者自身の所得計算に取り込まれる。

## 2. チェック・ザ・ボックス選択

### 2.1. 背景・沿革

チェック・ザ・ボックス (**check-the-box, CTB**) 選択は、1997年に米国連邦税法上の事業体の取扱いの判定を簡素化するために施行されたもので、一定の事業体について、連邦税法上の取扱いを納税者が自ら選択することを認めるものである<sup>26</sup>。選択にあたっては、**Form 8832 (entity classification election)** を提出して、希望する税務上の取扱いの欄 (**box**) をチェックすることから、**CTB** 選択と呼ばれる。**Form 8832** の抜粋については、図表 2 参照。

---

<sup>23</sup> §701. なお、州税法上、連邦税法の取扱いに関わらず事業体段階で法人課税の対象となる場合がある。

<sup>24</sup> §702

<sup>25</sup> Treas. Reg. §301.7701-2(a).

<sup>26</sup> Treas. Reg. §301.7701-2, 3, 4.

CTB 選択の施行前においては、過去の判例<sup>27</sup>を基にした 4 つの要素、すなわち、有限責任、継続性、管理運営の集中、持分の自由譲渡性を基準に事業体の課税上の取扱いが判定されていた<sup>28</sup>。

一般的には、個人がある事業体を通じて事業や投資を行う際には、事業体の損失を直接取り込むことができ、かつ、法人・個人での二重課税が生じないパートナーシップ扱いを受ける方が法人扱いよりも有利な場合が多いとされる。

1990年代に入り、各州の LLC 法制が整備されると、法律上は有限責任でありながら税務上はパートナーシップ扱いの恩恵を受けることを目的として、多くの納税者が柔軟に LLC 契約を設計するようになった。法人と事実上殆ど区別できないような組織体でもパートナーシップ扱いが実現できる状況にかんがみ、形式的なルールを大幅に簡素化するために CTB 選択が導入された<sup>29</sup>。

(図表 2) Form 8832 の抜粋

Form 8832 (Rev. 12-2013) Page 2

**Part I Election Information (Continued)**

**6 Type of entity** (see instructions):

- a  A domestic eligible entity electing to be classified as an association taxable as a corporation.
- b  A domestic eligible entity electing to be classified as a partnership.
- c  A domestic eligible entity with a single owner electing to be disregarded as a separate entity.
- d  A foreign eligible entity electing to be classified as an association taxable as a corporation.
- e  A foreign eligible entity electing to be classified as a partnership.
- f  A foreign eligible entity with a single owner electing to be disregarded as a separate entity.

**7** If the eligible entity is created or organized in a foreign jurisdiction, provide the foreign country of organization ► \_\_\_\_\_

**8** Election is to be effective beginning (month, day, year) (see instructions) . . . . . ► \_\_\_\_\_

## 2.2. 概要

### 2.2.1. 適用対象

§7701 規則において、適格事業体 (eligible entity) は、CTB 選択が可能とされている。適格事業体は、BE のうち、Treas. Reg. §301.7701-2(b)(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) 及び(8)の法人に該当しないものと定義されている<sup>30</sup>。Treas. Reg. §301.7701-2(b)における法人の定義は、第 2 章 1.3.1. 参照。

<sup>27</sup> *Morrissey v. Commissioner*, 296 U.S. 344 (1935). *Morrissey* 判決は、§7701(a)(3)に定める corporation に類似した事業体であるか否かについて、①複数の構成員、②事業目的、③継続性、④経営の集中、⑤有限責任、⑥持分の自由譲渡性、といった判断基準を示した。その後、*Kintner* 判決 (*United States v. Kintner*, 216 F2d 418 (9th Cir. 1954)) は、上記の①、②、③及び⑤を満たす医師団体 (適格年金プランの適用上の雇用者としての地位を得るために税務上法人扱いとされることを意図して設立された) について税務上の法人扱いを認めている。

<sup>28</sup> *Rev. Rul. 88-76 (1988)*において、IRS は、当該 4 つの判定基準に照らしてワイオミング州 LLC についての検討を行い、経営の集中及び持分の自由譲渡性が存在しないことを理由に税務上の法人扱いを否定している。いわゆるキントナー原則と呼ばれる。

<sup>29</sup> *PS-43-95, 1996-1 CB 685*. (“One consequence of the increased flexibility under local law in forming a partnership or other unincorporated business organization is that taxpayers generally can achieve partnership tax classification for a nonpublicly traded organization that, in all meaningful respects, is virtually indistinguishable from a corporation....In light of these developments,...it is appropriate to replace the increasingly formalistic rules under the current regulations with a much simpler approach that generally is elective.”)

<sup>30</sup>Treas. Reg. §301.7701-3(a)

## 2.2.2. デフォルト選択

### 2.2.2.1. 米国国内の適格事業体

米国国内の適格事業体は、**CTB** 選択により法人課税を選択しない場合、以下のように扱われる<sup>31</sup>。

- ① 構成員が一人のみ場合：**DRE**
- ② 構成員が二人以上の場合：パートナーシップ

そのため、米国 **LLC** が **CTB** 選択を行っていない場合には構成員の数に応じて **DRE** 又はパートナーシップ、法人課税選択を行った場合には法人扱いとなる。

なお、構成員が一人か否かの判定もまた、事業体の課税上の取扱いに依拠している点に留意が必要である。法人やパートナーシップは一人として数えるが、**DRE** は無視される。例えば、米国 **LLC** を複数の **DRE** が保有していた場合、**DRE** の存在は無視され、**DRE** の構成員段階で出資者の数を判定することになることから、当該 **DRE** 全てを単一の法人が所有していた場合には、当該米国 **LLC** の構成員は一人であると判定され、当該米国 **LLC** は **DRE** として扱われる。

### 2.2.2.2. 米国国外の適格事業体

米国国外の適格事業体は、**CTB** 選択を行わない場合、以下のように扱われる<sup>32</sup>。

- ① 構成員が二人以上で、少なくとも一人が無限責任を負う場合：パートナーシップ扱い
- ② 構成員の数に関わらず、全構成員が有限責任である場合：社団 (**association**) とされるため、法人扱い
- ③ 構成員が一人であり、その構成員が無限責任を負う場合：**DRE** 扱い

**CTB** 選択により、①、③については法人扱い、②についてはパススルー扱いを選択することができる。例えば、オランダ **LLC (B.V.)** の全ての構成員が有限責任しか負わない場合、デフォルトは法人扱いだが、**CTB** 選択をするとパートナーシップとして扱われる。

## 2.2.3. 選択の方法

**CTB** 選択では、適格事業体自身が **Form 8832** を提出する必要がある<sup>33</sup>。**CTB** 選択を行うと、選択を変更するか、適格事業体としての性質を失うまでは、効力が継続する<sup>34</sup>。なお、選択の変更を行う場合の取扱いについては、第 2 章 2.2.5. 参照。

### 2.2.4. 外国の適格事業体に関する特則

外国の適格事業体の取扱いは、ある者の申告納税義務に影響を及ぼす限りにおいて考慮される<sup>35</sup>。例えば、米国国外の事業体が、自らは米国で事業活動を行っていなかったとしても、米国の者か

<sup>31</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(b)(1)

<sup>32</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(b)(2)

<sup>33</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(c)(1)

<sup>34</sup> Rev. Rul. 2004-85 Sit.3

<sup>35</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(d)(1)(i)

---

ら利子を受け取る場合、支払者における源泉徴収税の納税義務及び当該米国国外事業体の利子所得にかかる申告納税義務に影響を及ぼすものであるから、当該米国国外事業体が法人扱いなのかパススルー扱いなのか上記のルールに照らして判定される必要がある。

## 2.2.5. 選択の変更

### 2.2.5.1. 法人扱いからパートナーシップ扱いに変更する場合

法人が保有していた資産及び負債は各出資者に対して清算分配され、各出資者が共同で新設したパートナーシップに現物出資したものとみなされる<sup>36</sup>。

清算分配の際、原則として、株主と清算法人の両方で譲渡損益を認識する<sup>37</sup>。ただし、株主が法人であり、清算子会社の株式を80%以上保有し、かつ、資産超過等の一定の要件を満たす場合には、適格清算として、株主、清算法人のいずれにおいても譲渡損益を認識しない<sup>38</sup>。なお、適格清算に該当する場合であっても、クロスボーダーの清算の場合には原則として課税対象となる点に留意が必要である<sup>39</sup>。

### 2.2.5.2. 法人扱いから DRE に変更する場合

法人から DRE への変更は、法人の清算とみなされる<sup>40</sup>。

### 2.2.5.3. パートナーシップ扱いから法人扱いに変更する場合

パートナーシップは、その保有する全ての資産及び負債を法人に現物出資し、その対価として法人株式を受け取り、その直後にパートナーシップが法人株式を各パートナーに対して現物分配して清算したものとみなされる<sup>41</sup>。また、パートナーシップが上場する場合も、法人に転換したものとみなされる<sup>42</sup>。

### 2.2.5.4. パートナーシップ扱いから DRE に変更する場合

パートナーシップの持分が一者に統合された場合、パートナーシップは終了し、従前のパートナーが当該一者のパートナーにパートナーシップ持分を売却したものとみなされる<sup>43</sup>。

---

<sup>36</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(g)(1)(ii)

<sup>37</sup> §331(a), §336

<sup>38</sup> §332, §337

<sup>39</sup> §367(a)(2)

<sup>40</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(g)(1)(iii)

<sup>41</sup> Treas. Reg. §301.7701-3(g)(1)(i)

<sup>42</sup> §7704

<sup>43</sup> Rev. Rul. 99-6, 1999-1 C.B. 432. See also *McCauslen v. Commissioner*, 45 T.C. 588 (1966), and Rev. Rul. 67-65, 1967-1 C.B. 168.

---

#### **2.2.5.5. DRE から法人扱いに変更する場合**

DRE の構成員が DRE の全ての資産負債を法人に現物出資し、その対価としてその法人株式を受け取ったものとみなされる。適格現物出資として、DRE 又は構成員のいずれにおいても、課税関係は生じない<sup>44</sup>。

#### **2.2.5.6. DRE からパートナーシップ扱いに変更する場合**

DRE 持分が複数に分割される場合、従来の DRE の構成員が DRE の資産及び負債の一部を売却し、その後、買手が当該 DRE 資産及び負債を、売手が残りの DRE 資産及び負債を、共同で新たなパートナーシップに現物出資したものとみなされる<sup>45</sup>。

---

<sup>44</sup> § 351

<sup>45</sup> Rev. Rul. 99-5

### 3. 法人からの分配の取扱いの概要

#### 3.1. 原則的な取扱い

##### 3.1.1. 分配を受けた側の処理

###### 3.1.1.1. 分配の意義

§301 は、法人から株主への金銭及び資産の分配 (**distribution**) を、後述するように一定の税法上の基準で配当、資本の払戻し、株式譲渡益として取り扱う原則を定めている。

分配の意義について、財務省規則<sup>46</sup>は、法人から株主へ「株主としての地位に基づき支払われた (**paid to the shareholder in his or her capacity as such**)」額でなければ同条の適用が行われない旨を定めている。したがって、株主以外の地位、例えば従業員や債権者に基づき法人から受領する金銭は、分配ではなく報酬や利子として扱われる可能性が高い。

他方、分配に関する特定の法形式が税法上要求されているわけではないため、税法上分配が行われたかどうかの判定において、配当や減資に関する会社法上の手続が行われたか否か、又は分配という名目の取引があったか否かは無関係である<sup>47</sup>。例えば、株主から法人に対して低廉譲渡があった場合、時価との差額がみなし分配 (**deemed distribution**) として扱われる可能性がある。

以上のように、米国税務上の分配は、法形式にかかわらず、法人から株主への経済的価値の移転を幅広く捕捉する概念であるといえることができる。また、ここでいう配当の概念については、第2章 3.1.1.3. 参照。

###### 3.1.1.2. 分配の税務上の取扱い

法人から株主に対する分配は、§301 に従い、原則として、受領者において以下のように扱われる<sup>48</sup>。

- ① 法人の連邦税法上の留保利益 (**earnings and profits**、以下「E&P」という。) までの額: 配当 (**dividend**) として所得に算入
- ② ①を超える額のうち、分配を受けた者が有する当該法人の株式税務簿価 (**basis**) までの額: 当該株式税務簿価を減額
- ③ 残余の額: 当該株式にかかる譲渡益 (**gain from the sale or exchange of property**)

---

<sup>46</sup> Treas. Reg. §1.301-1(c)

<sup>47</sup> Bittker & Lokken, *Federal Income Taxation of Income, Estates and Gifts*, ¶ 92.2 (“A distribution to a shareholder in his or her capacity as such is, however, subject to § 301 even if not formally declared and even if it is labeled something other than “dividend.” Disguised distributions are commonly encountered in the context of closely held corporations, whose dealings with shareholders are often characterized by informality... Informal distributions can assume many forms. A transfer need not be a shareholder distribution under state law to be treated as such for federal income tax purposes.”)

<sup>48</sup> 株式の償還 (**stock redemption**)、完全清算 (**complete liquidation**)、組織再編等 (**corporate organization and reorganizations**)、個人株主への分配に係る分配については取扱いが異なる。(§ 301(f))

### 3.1.1.3. 配当 (dividend) の意義

配当 (dividend) の定義について、§316 では、累積 E&P 又は当期 E&P からの分配であると定めている。

なお、E&P は、税務上の概念であり、会計上の利益剰余金及び当期利益とは対応していない。他方、税法上の包括的な定義が存在するわけではなく、§312 及び財務省規則<sup>49</sup>のもとで様々な計算規則が定められているのみである。

当期 E&P の額は、当期課税所得又は欠損金 (net operating loss、NOL) に対して一定の調整を加えることにより計算される。主なものとして、以下のような処理が行われる。

(図表 3) E&P の計算

加算項目	減算項目
州債・地方債の受取利子 (tax exempt interest on municipal bonds)	キャピタルロス超過額 (excess of capital losses over capital gains)
連邦所得税の還付 (refund of prior year federal income taxes)	慈善寄附金の控除制限超過額 (excess charitable contributions)
当年度に繰り越されて使用した慈善寄附金控除額 (contributions carryover)	支払生命保険料 (life insurance premium)
受取生命保険金 (life insurance proceeds)	
受取配当控除額 (dividends-received deduction)	
その他調整項目	
減価償却は、代替的減価償却 (ADS) により再計算する。また、§179 による即時費用化が選択されている場合には 5 年間で費用化する。その場合、1 年目に 80% 加算調整し、2-5 年目に 20% ずつ減算する。	

なお、分配を行った法人は、株主に対し Form 1099-DIV (Dividends and Distributions) を交付するとともに、それらをまとめた Form 1099 を IRS に提出する必要がある。分配が配当に該当するか否かは当該様式に記載する必要があるから、株主は当該様式に記載の情報をもとに受取配当額を把握することとなる<sup>50</sup>。

<sup>49</sup> Treas. Reg. §1.312-6(a)

<sup>50</sup> さらに、株主の株式簿価に変動を与えうる分配、すなわち、E&P を超える額の分配を行った法人は、Form 8937 (Report of Organizational Actions Affecting Basis of Securities) を IRS に提出するとともに株主に写しを交付する必要がある。また、Form 5452 (Corporate Report of Nondividend Distributions) を自らの法人税申告書に添付して IRS に開示する必要がある。

#### 3.1.1.4. 配当を受けた場合の税務上の簿価の取扱い

§301に定めるとおり、分配を受領した株主において株式税務簿価を減少させるのはE&Pを超える部分の額であるため、E&Pの範囲内の分配である配当を受領した株主において株式税務簿価は不変である。

#### 3.1.2. 分配をした側の処理

分配は、株主としての地位に基づく支払であるため、報酬や利子のように控除可能な費用としては扱われない<sup>51</sup>。前述のとおり、分配はE&Pの額までは配当として扱われるから、分配を行う法人のE&Pは当該配当額だけ減少する<sup>52</sup>。

### 3.2. 受取配当控除制度

#### 3.2.1. 背景・沿革<sup>53</sup>

法人段階での所得の二重課税を防止する観点から、法人所得税の課税制度の成立当初より、受取配当は総所得から控除すること(Dividend Received Deduction、以下「DRD」という。)とされていた。また、その当時の控除率は一律100%とされていた。その後、1935年税制改正及び1936年税制改正により、ニューディール政策の一環として法人コングロマリットを簡素化させるため、また、複数の法人を用いることによる租税回避行為防止のため<sup>54</sup>、控除率が100%から90%、ついで85%へと引き下げられた<sup>55</sup>。

しかし、1940年代以降、法人の結合を抑制するという政策目的は徐々に失われ、法人グループを一体として取り扱う方向へと変化していった。

1934年に廃止された連結申告(consolidated return)が1942年に復活したことで、95%以上の資本関係で結ばれた企業は連結グループ(consolidated group)を組成することで実質的に受取配当の100%控除が可能となった。また、1954年には、連結申告が可能となる関係法人グループ(affiliated group)の範囲が持分95%以上から持分80%以上へと拡大した<sup>56</sup>。

1964年、連結申告にかかる2%付加税が廃止されるとともに、連結申告を行っていない関係法人グループ<sup>57</sup>間の配当についても、選択により100%控除が可能となった<sup>58 59</sup>。

<sup>51</sup> §311(a)

<sup>52</sup> §312(a)

<sup>53</sup> この項の記載は、以下の資料に依拠している。Bittker & Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations & Shareholders*, ¶ 5.05; Bank & Cheffins, *Tax and the Separation of Ownership and Control*, in Wolfgang Schon, *Tax and Corporate Governance*, Springer (2008); Bank, *When We Taxed The Pyramids*, 41 *Florida State Univ. L. Rev.* 39 (2013).

<sup>54</sup> 例えば、当時の法人所得税は累進税率のもとで子会社を細分化することで低税率の恩恵を受けることが可能であった。

<sup>55</sup> Revenue Act of 1935, P.L. 74-407, §102(h) and Revenue Act of 1936, P.L. 74-740, §26(b).

<sup>56</sup> 詳細は第2章5.1.を参照。

<sup>57</sup> 80%以上持分

<sup>58</sup> 80%未満持分の場合は、従前の85%控除

<sup>59</sup> Revenue Act of 1964, §214(a), 78 Stat. 52 (1964) (enacting I.R.C. §243).

1986年改正では、80%未満持分の法人からの配当に対して適用される控除率が85%から80%へと引き下げられた。これは、同改正により法人最高税率が46%から34%へと引き下げられたことに伴い、DRDに伴う税負担率を同水準に維持するための措置であると説明されている<sup>60</sup>。

1987年改正により、20%未満持分の法人からの配当に対して70%控除を適用することとなり、2017年税制改正前のDRDの制度が完成した。背景には、前年(1986年)の大減税により政府の財政赤字に対する市場の不安が高まったことを受けた歳入確保の観点があったとされている<sup>61</sup>が、立法資料は持分割合が低い親会社と同一の存在(alter ego)と扱うことができない法人に対する既存の控除割合が緩すぎる(too generous)と指摘し、法人段階での二重課税排除のために法人グループを一体として取り扱うという観点からの説明をしている<sup>62</sup>。

以上のように、当初は法人結合の抑制や租税回避の観点から導入されたものの、その後は法人グループを一体として取り扱う、すなわち法人段階での二重課税排除という観点で改正が重ねられ、現在の受取配当控除制度となったと考えられる。

### 3.2.2. 概要

#### 3.2.2.1. 控除方法

米国法人が他の米国法人から受け取る配当については、一旦当該米国法人の所得に全額算入した上で、一定の控除が認められる。

§243は、控除率について以下のように定めている<sup>63</sup>。

- ① 下記②③以外の配当:受取配当額の50%
- ② Small Business Investment Act of 1958に定める小規模事業投資会社(small business investment company):受取配当額の100%<sup>64</sup>
- ③ 適格配当(Qualifying Dividends):受取配当額の100%<sup>65</sup>

適格配当とは、§1504(a)に定める関係法人グループに該当する持分関係、つまり、持分割合80%以上である法人からの配当をいう。ただし、§1504(b)(2)(保険会社)及び§1504(c)(連結納税加入可能な保険会社)に定める法人は除外される。なお、配当受領日終了時点において当該必要な子会社持分を保有している必要がある<sup>66</sup>。

なお、①のうち、持分割合20%以上の法人からの配当は、控除率が増額されており、受取配当額の65%まで控除可能である。<sup>67</sup>

上述の持分割合は株式の保有割合及び議決権割合の双方で要件を満たす必要がある<sup>68</sup>。

---

<sup>60</sup> Tax Reform Act of 1986, Report of the Committee on Finance, United States Senate, to accompany H.R. 3838, 99th Cong., 2d Sess. 221 (1986)

<sup>61</sup> Bank, When We Taxed The Pyramids, 41 Florida State Univ. L. Rev. 39 (2013).

<sup>62</sup> Revenue Bill of 1987, House Ways and Means Committee Report on H.R. 3545, 100th Cong., 1st Sess. 1094 (1987).

<sup>63</sup> §243(a)

<sup>64</sup> §243(a)(2)

<sup>65</sup> §243(a)(3)

<sup>66</sup> §243(b)(1)(A)

<sup>67</sup> §243(c)(1)

<sup>68</sup> §243(c)(2)

### 3.2.2.2. 適用制限

#### (1) 免税法人からの配当

DRD 制度は法人段階の二重課税を防ぐための制度であるため、特定の慈善団体等の免税法人からの配当への課税は、そもそも法人段階での二重課税とはならないため、適用除外となる<sup>69</sup>。

#### (2) 控除上限

DRD による控除は、DRD、欠損金、キャピタルロス繰越額、非正常配当等適用前の課税所得(以下「DRD 前課税所得」という。)に適用控除割合を乗じた額が上限となる<sup>70</sup>。したがって、受取配当を除いた場合には損失となるような場合で、DRD 前課税所得が受取配当額より小さくなった場合には、DRD 控除額に制限が生じる。控除できなかった部分の受取配当額について特段の規定はなく、翌年以降への繰越は不可となっている。

なお、控除上限がなかったと仮定した場合の DRD 適用後の課税所得が負の値となる場合には、当該控除上限が適用されない。このため、最終課税所得額が一定の閾値を境に大きく変わることとなる。例えば、受取配当 \$60,000、控除割合 65%の適用を受ける場合、DRD 適用前課税所得の額により、以下のような変化がある。

(例 1) 受取配当 \$60,000、控除割合 65%と仮定した場合の控除上限の適用<sup>71</sup>

DRD 前課税所得	DRD 額(制限前)	控除上限額	最終課税所得
\$50,000	\$60,000 x 65% = \$39,000	\$50,000 x 65% = \$32,500	\$50,000 - \$32,500 = \$17,500
\$39,000	\$60,000 x 65% = \$39,000	\$39,000 x 65% = \$25,350	\$39,000 - \$25,350 = \$13,650
\$38,999	\$60,000 x 65% = \$39,000	控除上限適用なし	\$38,999 - \$39,000 = \$-1

#### (3) 保有期間

DRD の適用にあたっては、株主は配当権利落ち日前後 45 日の期間中(91 日間)被支配法人の株式を 45 日超保有している必要がある<sup>72</sup>。また、優先配当の場合は権利落ち日前後 90 日の期間中(181 日間)被支配法人の株式を 90 日超保有している必要がある<sup>73</sup>。

なお、売却オプション、決済されていない空売り等の、被支配法人の株式又は同等の株式を手放すことが可能なヘッジポジションを有している日数分は上記の株式保有日数には含まない<sup>74</sup>。

<sup>69</sup> §246(a)

<sup>70</sup> §246(b)

<sup>71</sup> 控除上限がなかったと仮定した場合の DRD 適用後課税所得 (\$38,999 - \$39,000) が負の値となるため、控除上限の適用が除外される。この結果、DRD 前課税所得 \$39,000 と \$39,899 との間で最終課税所得に \$13,651 の差が生じる。

<sup>72</sup> §246(c)(1)(A)

<sup>73</sup> §246(c)(2)

<sup>74</sup> §246(c)(4)

### 3.2.3. 租税回避防止措置

#### 3.2.3.1. 非正常配当 (extraordinary dividend)

##### (1) 総則

§1059 では、過剰な額の配当を行って DRD のメリットを享受する行為を防止するための措置を設けられている。すなわち、法人が配当宣言日において、保有期間 2 年未満の子会社から「非正常配当」を受け取る場合、当該法人は、受取配当のうち DRD 適用部分の額を当該子会社株式の税務簿価から減少させなければならない<sup>75</sup>。

設立時からの株主は原則として非正常配当の適用から除外される<sup>76</sup>。また、100%DRD の対象となる適格配当も原則として適用除外となる<sup>77 78</sup>。ただし、部分清算、株式償還及び組織再編から生じる非正常配当についてはこれらの適用除外の対象外となる<sup>79</sup>。

非正常配当とは、以下のとおり、一定期間中に支払われた配当の累計額が当該子会社株式の税務簿価の一定の割合以上となる配当である。配当毎の判定では、複数回の閾値未満の配当等により容易に適用から逃れることが可能なため、期間内の累計配当による判定が用いられている。

##### (2) 85 日規定

任意の 85 日間の配当額の累計が当該子会社株式の税務簿価の 10%以上<sup>80</sup>となる場合には非正常配当として扱われる<sup>81</sup>。

##### (3) 365 日規定

上記の 85 日規定に加え、365 日間の通常株式及び優先株式からの配当額の累計が税務簿価の 20%を超過する場合も非正常配当として扱われる<sup>82</sup>。

上記の判定にあたっては、IRS からの事前承認を得ることにより税務簿価に代えて時価を用いることも可能である<sup>83</sup>。

### 3.3. 株式の譲渡におけるみなし分配

§304(a)では、関連会社間で一定の株式譲渡を行った場合には株式譲渡取引ではなく償還 (redemption) に伴う分配が生じたものとして取り扱うことを定めている。例えば、株主 X が法人 A、B を支配しており、両者に多額の E&P がある場合、X が A 株を B に金銭対価で売却すると、形式上は株式譲渡益であるが、X は A、B に対する支配を手放したわけではないから、実質的にはこれらの子会社から配当を受領したのと同じとすることができる。このように、形式上は株式譲渡取引であるが

---

<sup>75</sup> §1059(a)

<sup>76</sup> § 1059(d)(6), Reg. 1.1059(e)-1(a)

<sup>77</sup> ただし、関係法人グループ組成前の E&P 又は含み益を原資とする配当は除く。

<sup>78</sup> § 1059(e)(2)(A), (e)(2)(B)

<sup>79</sup> Reg. 1.1059(e)-1(b)

<sup>80</sup> 優先株式の場合は税務簿価の 5%以上

<sup>81</sup> § 1059(c)(3)(A)

<sup>82</sup> § 1059(c)(3)(B)

<sup>83</sup> § 1059(c)(4)

---

実質は法人の E&P を現金化しているような場合に、税務上は分配が生じたものとみなすための制度が §304 である<sup>84</sup>。同条は 2 つの適用類型を定めている。

まず、§304(a) は以下の場合に適用される。

- ① ある者 (X) が 2 つの法人 (A, B) を支配<sup>85</sup>している場合であって、かつ
- ② B が X から現金その他の資産を対価として A 株式を取得したとき

典型的には、P が A と B を 100% 保有している場合に、P が A 株を B に現金対価で売却した場合である。この場合、税務上は、P が A 株を B に現物出資して B 株を発行し、次いで B が当該 B 株を償還して現金を交付したものとみなされる。これにより、B 及び A の E&P の範囲内で配当が生じる可能性がある。

また、§304(b) は以下の場合に適用される。

- ① ある法人 (A) が別の法人 (B) を支配<sup>86</sup>している場合であって、かつ
- ② B が A 株主から現金その他の資産を対価として A 株式を取得したとき

この場合、現金は B から A 株主に交付されたにもかかわらず、税務上は A が A 株式を償還して現金を交付したものとみなされる。これにより、A 及び B の E&P の範囲内で配当が生じる可能性がある。

---

<sup>84</sup> Bittker & Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts*, ¶9.09.9.

<sup>85</sup> 50%以上持分保有をいう。

<sup>86</sup> 50%以上持分保有をいう。

## 4. パートナーシップ税制の概要

### 4.1. 総則

#### 4.1.1. パートナーシップ、パートナーの税法上の定義

§7701(a)(2)は、パートナーシップの定義について、シンジケート(syndicate)、グループ(group)、プール(pool)、共同事業(joint venture)その他の法人化されていない組織(other unincorporated organization)で、内国歳入法上の法人や信託に分類されるものを除く、事業、金融活動、起業活動を行うもの、という広汎な定めを置いている。また、§7701規則は、事業体のうち、信託等又は内国歳入法の別段の定めを受けるもの以外をBEと定義した上で、パートナーシップについて「BEのうち、法人に分類されず、かつ、出資者が二者以上のもの」と定義している。

上記のように、内国歳入法は、設立に際しての法形式<sup>87</sup>に関わらず、内国歳入法上の法人に分類されないものであり、出資者が複数存在する事業体で、かつ、信託(trust)等又は内国歳入法の別段の定めを受けないものをパートナーシップとしている<sup>88</sup>。

#### 4.1.2. パートナーシップ、パートナーの課税原則

§701は、パートナーシップは所得税の対象とはならない(shall not be subject to the income tax)ことを定めている。他方、パートナーとして事業を行う者はその立場においてのみ所得税の対象となる(liable for income tax only in their separate or individual capacities)と定めており、パートナーがパートナーシップを通じて行う活動から生じた所得については、パートナーが法人であれば法人所得税、個人であれば個人所得税の対象となる。したがって、パートナーは、パートナーシップの所得を自らの所得として扱い申告納税を行う。

#### 4.1.3. 申告手続等

パートナーシップは、毎年、情報申告書(Form 1065)を提出する義務を負う。全てのパートナーシップは、総所得と控除可能な項目、フォーム及び財務省規則によって求められる情報を具体的に記載した情報申告書を毎年提出しなければならない。また、情報申告書には、パートナーシップから所得が配賦される各個人構成員の氏名、住所を記載しなければならない<sup>89</sup>。

Form 1065には、以下のフォームが添付される。

- **Schedule B-1** パートナーシップ持分の50%以上を保有するパートナー情報。ただし、該当するパートナーが存在する場合に限る。
- **Schedule C** **Schedule M-3**と同時に提出する追加質問事項への回答
- **Schedule D** キャピタルゲイン・ロスの申告
- **Schedule K-1** 各パートナー段階において取り込まれる各所得の、控除等の税務上持分(distributive share)の情報。パートナーシップは、**Schedule K-1**の写しをIRSに提出する。
- **Schedule M-3** 総資産が1,000万ドル以上のパートナーシップは、会計上の純所得から税務上の課税所得の調整について**Schedule M-3**で報告しなければならない。

上述のとおり、パートナーシップは、各パートナーに対して財務省規則に定める、パートナー段階において取り込まれる各所得の税務上持分(distributive share)を記載した情報の写しを交付(furnish)しなければならない(Schedule K-1)。

<sup>87</sup> 例えば、LLC、LLP、LP、Partnership等のいずれもが内国歳入法上のパートナーシップとなりうる。

<sup>88</sup> §301.7701-2(c)(1)

<sup>89</sup> §6031(a)

## 4.2. パートナーの取扱い

### 4.2.1. パートナーで課税される所得

パートナーはその所得計算において、パートナーシップの所得項目に対する当該パートナーの税務上持分 (**distributive share**) を算入しなければならない<sup>90</sup>。各パートナーが自己の課税所得を算定する際、以下のパートナーシップの所得項目の税務上持分をそれぞれ算入する<sup>91</sup>。

- ① 短期キャピタルゲイン・ロス
- ② 長期キャピタルゲイン・ロス
- ③ §1231 の適用を受ける譲渡損益
- ④ 慈善寄附金
- ⑤ キャピタルゲイン税率の適用対象となる適格受取配当、受取配当控除 (**DRD**) の対象となる配当
- ⑥ 外国又は米国領において課される一定の税額
- ⑦ 財務省規則に定める項目
- ⑧ 課税損益(その他の条項により個別計算が必要とされる項目を除く)

上記①～⑦の項目については、パートナーにおける所得算定上、パートナーシップと同じ源泉から直接実現したかのように、又はパートナーシップと同じ方法で発生したかのように決定される<sup>92</sup>。一般に、これをパートナーシップ所得のパートナーへの配賦 (**allocation**) という。分配との違いについては、第 2 章 4.4.2. 参照。

### 4.2.2. パートナーの税務上持分 (**distributive share**)

パートナーシップの所得項目に対するパートナーの税務上持分は、原則としてパートナーシップ契約の定めに従うこととされる<sup>93</sup>。

例外として、パートナーシップ契約に税務上持分に関する特段の定めがない場合、又は配賦方法について実質的な経済効果 (**substantial economic effect**) がない場合、税務上持分の決定は、パートナーのパートナーシップに対する持分割合に従う<sup>94</sup>。

### 4.2.3. パートナーにおけるパートナーシップ持分の税務上簿価

パートナーにおけるパートナーシップ持分の税務簿価 (**outside basis**) は、パートナーシップに対する投資価値を反映した額となる。

すなわち、パートナーシップ持分の税務簿価は、パートナーからパートナーシップに対する出資により増加し<sup>95</sup>、パートナーシップからパートナーに対する分配 (**distribution**) により減少する<sup>96</sup>。さら

<sup>90</sup> §702

<sup>91</sup> §702(a)(1)~(8)

<sup>92</sup> §702 (b)

<sup>93</sup> §704(a). なお、パートナーの税務上持分は、パートナーシップ契約において、パートナーシップに対する持分割合と別に定めることが可能である。

<sup>94</sup> §704(b)

<sup>95</sup> §722

<sup>96</sup> §733

に、持分売却時の二重課税及び二重非課税を防ぐために、当該パートナーに対してその税務上の持分に応じて配賦 (**allocation**) されるパートナーシップの課税所得及び非課税所得によって増加する一方で<sup>97</sup>、損失及び一定の損金不算入費用によって減少する<sup>98</sup>。

なお、税務簿価の調整は、課税年度中に必要に応じて、又はパートナーが課税年度を通じて持分を保有し続ける場合は毎年度末の時点で、行う必要がある<sup>99</sup>。

(例 2) パートナーシップ持分の税務上の簿価の計算

(1) 課税所得による簿価の増加

- 1年目の1月1日、個人 A 及び B は、現金 500ドルずつを出資して、パートナーシップ AB を組成した。
- 1年目、AB は 100ドルの所得が発生し、A 及び B は 50ドルずつ自らの申告書に取り込み、申告した。AB は分配を行わなかった。
- 2年目の1月1日、A は、パートナーシップ AB 持分を 550ドルで C に対して売却した。

仮に A のパートナーシップ AB 持分の税務簿価を調整せずに 500ドルのまますると、A は 50ドルの売却益を認識することになる。A はすでに1年目にパートナーシップ AB からの配賦所得 50ドルを申告しているため、二重課税されることになることから、A の税務簿価は、500ドルから 550ドルに調整される必要がある。

(2) 非課税所得 (**tax exempt income**) による簿価の増加

(1)と同じ事実関係で、1年目にパートナーシップ AB で発生した所得の 100ドルは、非課税所得で、A は 50ドル分を自己の申告書に取り込まなかったとする。

仮に A のパートナーシップ AB 持分の税務簿価を調整せずに 500ドルのまますると、A は 50ドルの売却益を認識することになる。非課税所得としての性質を維持するためには、A のパートナーシップ AB 税務簿価を 500ドルから 550ドルに増加させる必要がある。<sup>100</sup>

### 4.3. パートナーシップの取扱い

#### 4.3.1. パートナーシップ段階での計算

##### 4.3.1.1. 原則

パートナーシップの所得計算は、以下を除き、個人における所得の計算と同様に計算する<sup>101</sup>。

##### 4.3.1.2. 個別に記載されるべき金額 (**Separately stated items**)

前述のとおり、パートナーの課税所得に影響を及ぼすため、その租税属性を引き継がれるべき項目については、別に計算を行うこととされている。

<sup>97</sup> §705(a)(1)

<sup>98</sup> §705(a)(2)

<sup>99</sup> Reg. §1.705-1(a)(1)

<sup>100</sup> §705(a)(1)(B)

<sup>101</sup> §703(a)

### (例 3) 個別に記載されるべき金額

年度 1 におけるパートナーシップの所得は、キャピタルゲイン 4,000 ドルのみであり、パートナー A 及び B に対して 2,000 ドルずつ配賦された。これ以外に、A はキャピタルゲイン・ロスを有さなかったが、B はキャピタルロス 3,000 ドルが発生していた。

この場合、仮に、パートナーシップが当該 4,000 ドルの所得の性質、例えば、通常所得なのか長期・短期キャピタルゲインなのかについて分類せずに申告し、パートナー A 及び B に対して配賦額を通知した場合、パートナー A 及び B は自身の申告書において当該 2,000 ドルの配賦額をどのように扱っているか、例えば、B のキャピタルロスと相殺可能か否かを判定する術がないため、パートナーシップはキャピタルゲインを個別に計算した上で申告する必要がある。

#### 4.3.1.3. 一定の控除額<sup>102</sup>

以下の控除額は、パートナーシップの所得計算上は考慮されない。

- ① 個人所得税における人的控除 (personal exemption)<sup>103</sup>
- ② 個人所得税における一定の項目別控除 (itemized deduction) (医療費、住宅ローンの利息等)
- ③ 外国税額
- ④ 慈善寄附金
- ⑤ 繰越欠損金控除
- ⑥ 油田・ガス田にかかる減耗 (\$611)

これは、①及び②の人的控除等は個人で認めるのが適切な項目であること、③から⑥の項目は、パートナー段階で計算・繰越を行うべき項目であることによる<sup>104</sup>。

#### 4.3.2. パートナーとパートナーシップとの間の取引

##### 4.3.2.1. 原則

パートナーシップとパートナーとの間で取引を行う場合、当該パートナーがパートナーとしての立場ではない第三者として (**other than in his capacity as a member of such partnership**)、パートナーシップとの取引を行うときは、原則として、出資や分配ではなく通常の取引として認められる<sup>105</sup>。他方、第三者としての取引と認められない場合は、当該取引は出資又は分配として取り扱われる。出資又は分配の取扱いについては、第 2 章 4.4. 参照。

パートナーがパートナーとしての立場ではない第三者として取引を行っているか否かは、事実認定の問題となる。また、パートナーとしての立場として取引を行っている場合であっても、第三者として取引を行っていることと取り扱うものとして、条文上は以下の 2 つの例外が定められている。

<sup>102</sup> §703(a)(2)

<sup>103</sup> §151

<sup>104</sup> これら 6 項目はいずれも、個人が項目別控除 (itemized deduction) を選択した場合のみ、個人段階で控除できるものであるため、パートナーシップ段階では控除できない。

<sup>105</sup> §707(a)(1)

### 4.3.2.2. 偽装売却 (disguised sales)

パートナーとパートナーシップ間の出資や分配は後述するように課税繰延が原則であるため、パートナーシップとの間で意図的に金銭と資産の出し入れを行うことで、形式上は課税繰延取引となるが実質的には資産の売却が生じたのと同じ効果を実現しうる。

例えば、パートナーA及びBが保有するパートナーシップにおいて、Aが含み益資産を、Bが金銭をパートナーシップに出資し、その後パートナーシップが同額の金銭をAに分配した場合、実質的にはAがBに当該含み益資産が売却したのと同じことであるが、形式上は課税繰延取引のままである。また、Aが含み益資産をパートナーシップに出資し、その後パートナーシップからAのみに金銭分配を行った場合、Aが含み益資産を当該パートナーシップに売却したのと実質的には同じである。

こうした取引が生じた場合、一定の要件のもとで「パートナーとしての立場ではない第三者」としての取引が生じたものとみなすことで、課税が繰り延べされる資産の移転を出資・分配ではなく課税される売却として扱うためのルールが定められている<sup>106</sup>。

また、パートナーシップ持分の50%超を直接又は間接に支配するパートナーとパートナーシップ間の売買及び同一の者が50%超の持分を直接又は間接に保有する2つのパートナーシップ間の売買において損失認識が認められず、また、§1221に定める資本資産 (capital assets) 以外の資産に関する譲渡益は通常所得<sup>107</sup>として認識される<sup>108</sup>。

### 4.3.2.3. 保証支払額 (guaranteed payment)

役務提供又は資本の提供の対価としてパートナーシップからパートナーへ支払われるものを、保証支払額という。保証支払額は、パートナーとしての立場ではない第三者としての取引として扱われる。

パートナーはパートナーシップの出資者であり被雇用者ではないことから、法律上は原則として給与報酬を受ける権利を有しないものとされている<sup>109</sup>。しかし、保証支払額として役務対価が支払われる場合には、被雇用者に対する報酬支払と同様に、パートナーシップにおいて支払額は控除され、パートナーにおいて受取額は通常所得に算入される<sup>110</sup>。

## 4.4. 出資、分配及びパートナーシップ持分譲渡の取扱い

### 4.4.1. 設立

パートナーからパートナーシップに対して資産が出資された場合、原則としてパートナー又はパートナーシップいずれにおいても損益を認識しない<sup>111</sup>。パートナーの受け取るパートナーシップ持分の

---

<sup>106</sup> §707(a)(2)

<sup>107</sup> 通常所得とは、資本資産や事業上一年超使用される資産以外の売却から得られる所得をいう (§64)。納税者が個人の場合、キャピタルゲイン税率は通常所得と異なる税率が適用される (§1(h))。

<sup>108</sup> §707(b)

<sup>109</sup> Uniform Partnership Act, §18(f)

<sup>110</sup> §707(c)

<sup>111</sup> §721(a), §721(b)-(d)において、税務上の投資会社 (investment company) として扱われるべきパートナーシップに対する出資の場合等の例外が定められている。

税務簿価は、出資された資産の税務簿価と同額である<sup>112</sup>。パートナーシップは、出資された資産のパートナーにおける税務簿価を引き継ぐ<sup>113</sup>。

パートナーシップ持分の譲渡は、原則としてキャピタルゲインとして扱われる。このとき、通常所得を生じさせる資産をパートナーシップへの出資を通じて所得変換させる取引を規制するため、**§724**は、未実現債権(**unrealized receivables**)及び棚卸資産の出資については、出資後にパートナーシップで処分益が実現した場合でもこれを通常所得として取り扱うことを定めている<sup>114</sup>。

また、キャピタルロスとして扱われる含み損を有する資産を通常損失に所得変換させる取引を規制するため、同条は、キャピタルロス扱いの含み損資産の出資について、出資から5年以内にパートナーシップで実現した譲渡損はキャピタルロスとして取り扱うことを定めている。

## 4.4.2. 分配

### 4.4.2.1. 損益認識

パートナーシップからパートナーに対して分配が行われた場合、原則としてパートナー又はパートナーシップいずれにおいても損益を認識しない<sup>115</sup>。パートナーシップ所得は、稼得された時点で各パートナーに配賦され、課税されているためである。ただし、金銭分配額が当該パートナーのパートナーシップ持分税務簿価を上回る場合、パートナーは当該差額を譲渡益として認識する<sup>116</sup>。金銭分配に伴いパートナーシップ持分の税務簿価が減少するが、税務簿価はマイナスにならないためである。

パートナーシップの財産が分配される場合、すべてのパートナーの資本勘定は、分配財産について各々の出資時以後に発生した含み損益の分、加減算調整される。分配を受領するパートナーの資本勘定は分配財産の時価分だけ減少する。

### 4.4.2.2. 金銭以外の資産を分配する場合の分配資産の税務簿価

金銭以外の資産の分配を受けるパートナーは、原則として、パートナーシップでの当該資産の税務簿価を引き継ぐ<sup>117</sup>。

分配された資産のパートナーシップにおける税務簿価が当該パートナーの保有するパートナーシップ持分の税務簿価を上回る場合、当該資産の税務簿価はパートナーシップ持分の税務簿価まで減額される<sup>118</sup>。これは、清算以外の分配では、パートナーは、自己のパートナーシップ持分簿価を上回る資産の分配を受けても益金を認識しないことから、パートナーシップ持分の税務簿価を減額することで、将来の清算分配の際に再度税務ベネフィットを享受することを防ぐためである。

<sup>112</sup> **§722**。ただし、**§721**の例外規定により譲渡益が認識された場合には、同額だけパートナーシップ持分税務簿価は増額する。

<sup>113</sup> **§723**。ただし、**§721**の例外規定により譲渡益が認識された場合には、同額だけ資産税務簿価を増額する。

<sup>114</sup> 棚卸資産については出資から5年間のみ

<sup>115</sup> **§731(a)(1), (a)(2), (b)**

<sup>116</sup> 市場性のある証券(**marketable securities**)の分配についても同様のルールがある。

<sup>117</sup>**§732(a)**

<sup>118</sup> **§732(c)(1)(A)(ii)**

#### 4.4.2.3. パートナーシップ持分の税務簿価

パートナーシップ持分の税務簿価は、金銭分配額及び現物分配における分配資産の簿価の額だけ減少する<sup>119</sup>。これは、分配によりパートナーのパートナーシップへの投資残高が減少するためである。

#### 4.4.2.4. ミキシング・ボウル・ルール

ある資産の出資後 7 年以内に、当該資産を出資したパートナー以外のパートナーに分配される場合、当該出資パートナーは、自らの出資した資産の分配時に、当該出資資産に係る出資時の含み益について課税される(**mixing bowl rules**)<sup>120</sup>。また、現物出資したパートナーに、出資後 7 年以内に、当該パートナーが出資した資産以外の資産が分配される場合、当該出資パートナーは、出資時の含み益と分配資産の含み益のいずれか低い方の金額について課税される<sup>121</sup>。これは、パートナーが含み益のある資産を直接売却すれば課税されるが、パートナーシップに出資することで課税を免れようとする行為を防ぐためである。

#### 4.4.3. パートナーシップ持分の譲渡

##### 4.4.3.1. パートナーの取扱い

パートナーシップ持分は、原則としてキャピタルゲインを生じさせる資産(**capital asset**)として扱われるため、パートナーシップ持分の譲渡損益はキャピタルゲイン・ロスとして扱われる。

##### 4.4.3.2. パートナーシップの取扱い

パートナーシップ持分の譲渡に伴い、パートナーシップ持分の税務簿価(**outside basis**)は対価の額へとステップアップ又はステップダウンするが、パートナーシップにおけるパートナーシップ資産の税務簿価は原則として不変である<sup>122</sup>。

例外として、パートナーシップにおいて§754 選択を行った場合又はパートナーシップ資産に多額の含み損<sup>123</sup>がある場合(**substantial built-in loss**)には、当該譲渡されたパートナーシップ持分に対応するパートナーシップ資産の税務簿価について、パートナーシップ持分の税務簿価と一致させる調整が行われる<sup>124</sup>。

##### 4.4.3.3. 譲渡対価のうち未実現債権又は棚卸資産に帰属する部分の取扱い

パートナーシップ持分の譲渡対価のうち未実現債権(**unrealized receivables**)及び棚卸資産に帰属する部分について、パートナーでは、キャピタルゲイン・ロスではなく、通常所得として取り扱われる<sup>125</sup>。これは、パートナーが未実現債権や棚卸資産を直接売却した場合は通常所得が生じるところ、パートナーシップへの出資を通じてキャピタルゲインに所得変換させることを防ぐためである。

---

<sup>119</sup>§733

<sup>120</sup> §704(c)(1)(B)

<sup>121</sup> §737

<sup>122</sup>§743

<sup>123</sup> \$250,000 超

<sup>124</sup>§743, §754

<sup>125</sup>§741, §751

#### 4.4.3.4. §754 選択

パートナーシップ持分の取得は、一般的にパートナーシップ資産の税務簿価 (**inside basis**) に影響を与えないが、新パートナーが取得したパートナーシップ持分に帰属する部分のパートナーシップ資産については、**§754** に定める選択を行うことで税務簿価を譲渡価格にステップアップすることができる。

#### 4.5. パートナーが米国国外にいる場合の取扱い

パートナーが米国非居住者や米国国外法人である場合、当該米国パートナーシップが米国事業活動 (**U.S. trade or business**) を行っているか否かによって異なる課税関係が生じる。

パートナーシップが米国事業活動を行っている場合、当該米国事業活動に実質的に関連する所得 (**effectively connected income**、以下「**ECI**」という。) <sup>126</sup>のうち米国国外パートナーに配賦された部分について、当該米国国外パートナーが申告納税義務を負うことになる。この場合、予納の代替として、四半期ごとに適用最高税率 <sup>127</sup>での源泉徴収 (以下「**§1446** 源泉徴収」という。) が行われる <sup>128</sup>。当該源泉徴収税額は上述の申告納税時に税額控除及び還付が可能である。

また、米国国外パートナーに現金分配を行った場合、米国国外パートナーには原則として所得は発生しないが、分配額のうち当該パートナーシップ持分の税務簿価を超える部分の額は譲渡益として米国国外構成員において申告納税の対象となる。

パートナーシップが米国事業活動を行っていない場合、米国国外パートナーについては、申告納税義務は発生しない。

なお、パートナーシップが米国源泉の一定の所得 (以下「**FDAP** 所得」という。) <sup>129</sup>等を稼得した場合、米国国外パートナーに配賦される米国源泉の **FDAP** 所得等は、原則として米国源泉税の対象となる <sup>130</sup>。ただし、**FDAP** 所得等が **ECI** を構成する場合には、米国源泉税の対象とならない。また、パートナーシップからパートナーへ分配は米国源泉税の対象にならないが、一定の場合支店利益税 <sup>131</sup>の対象となる場合がある。源泉税率は、原則 **30%**で、租税条約の適用により減免される。

#### 4.6. 米国税制改正のパートナーシップ税制への影響

2017年税制改正により、個人がパートナーシップを通じて稼得した国内適格事業所得の **20%**相当額について、課税所得からの控除が可能となった。これは、法人税について税率を **35%**から **21%**へ大幅に引き下げることから、**LLC**等のパススルー事業体を用いて事業を行う個人事業者に対しても同様の税率減の恩恵を及ぼす措置である <sup>132</sup>。同改正後の個人の連邦最高税率は **37%**であるため、パススルー事業体を通じて得られる所得に対する個人の連邦最高実効税率は **29.6%**となる。

<sup>126</sup> §871(b), §871(a)

<sup>127</sup> 法人の場合は **21%**

<sup>128</sup> §1446

<sup>129</sup> **Fixed, determinable, annual or periodical** 所得の略であり、支払の頻度を問わず原則として資産の譲渡益等 (**Reg.1.1441-2(b)(2)(ii)**)を除く全ての通常所得 (**§61**)とされる。**FDAP** 所得が米国源泉になるかどうかは、**§861(a)**において詳細に定められている。

<sup>130</sup> §1441 及び §1442

<sup>131</sup> 外国法人の米国支店に対して、その支店の稼得した所得 (**effectuated connected income**)に通常の法人税を課すほか、相当相当額 (**dividend equivalent amount**) に対して **30%**で源泉税が課される (**§884**)。

<sup>132</sup> 例えば、**Dept. of Treasury, Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code, Sep. 27, 2017** においては、法人税率 **20%**への引下げとともに、個人事業者の実効税率を **25%**に引き下げる提案が行われていた。 (“**The framework**

---

当該個人の課税所得が夫婦合算申告の場合で**\$315,000** 又はそれ以外の場合で**\$157,500** を超える場合には、以下のいずれか大きい方の額が控除制限額となる。

- ① パートナーシップの **W-2**<sup>133</sup> 給与総額の **50%**相当のうち、当該パートナーへの帰属分
- ② パートナーシップの **W-2** 給与総額の **25%**相当に、当該パートナーシップで使用される償却資産の取得価額の **2.5%**相当を加算した金額のうち、当該パートナーへの帰属分

また、当該所得控除は特定の人的役務事業には適用されないが、納税者の課税所得が夫婦合算申告の場合には**\$315,000** 以下、それ以外の場合には**\$157,500** 以下であるときには控除可能である。なお、課税所得がこれらの額を超える場合には控除額が逡減する。

当該所得控除は **2018** 年 **1** 月 **1** 日から **2025** 年 **12** 月 **31** 日までの間に開始する課税年度で適用される。

---

limits the maximum tax rate applied to the business income of small and familyowned businesses conducted as sole proprietorships, partnerships and S corporations to 25%. The framework contemplates that the committees will adopt measures to prevent the recharacterization of personal income into business income to prevent wealthy individuals from avoiding the top personal tax rate.”)

<sup>133</sup> Form W-2 とは、従業員に対して年間**\$600** 以上の報酬を支払った場合に、雇用主が従業員のために提出する源泉徴収票である。

## 5. 米国連結納税制度

### 5.1. 背景・沿革

#### 5.1.1. 沿革

米国の連結納税制度は、約 **100** 年の歴史を有する。その沿革は、以下のとおりである <sup>134</sup>。

第一次世界大戦の戦費調達のため導入された超過利潤税 (**excess profits tax**) における超過累進税率の適用を免れるために複数子会社を設立して所得分割を図る行為を規制する目的で、**1917** 年歳入法規則 **41** 号において、連結申告制度 (強制適用) が導入された。

**1918** 年歳入法において、連結納税制度は法律として成文化され、内国歳入庁長官の判断によってではなく、法的に強制されるものとなった。また同時に、適用対象が戦時超過利潤税だけでなく法人所得税にも広げられた。

**1921** 年歳入法 **240** 号において、法人所得税率の比例税率化及び超過利潤税の廃止に伴い、強制適用から選択制となった。

大恐慌に伴い **1930** 年頃から関係法人の欠損金を利用する手段として連結申告の使用が増加したことを背景に、**1932** 年・**1933** 年歳入法において、連結申告を連結法人グループ内での所得と損失の通算が許される特権として捉えた上で、連結法人の申告額に対して **0.75%** 又は **1%** の付加税を賦課することとされた。

経済状況が深刻さを増し、連結納税制度に対する批判が高まる背景の中、**1934** 年歳入法 **§141** において、連結申告制度が全面的廃止された。例外的に引き続き連結申告が認められた鉄道会社には、**2%** の連結付加税が課せられた。

第二次大戦の戦費調達のために **1940** 年に超過利潤税 <sup>135</sup> が復活されると共に、超過利潤税に対して納税者の選択による連結納税制度が復活された後、**1942** 年歳入法において、法人所得税に対する連結申告が拡大された。他方で、不当な租税回避を防止する目的で法人所得税に対して **2%** の連結付加税が賦課された。

**1954** 年歳入法において、現在の法制度の骨格が、内国歳入法 **§1501** から **§1504** までとして整備された。また、連結納税の対象となるグループの範囲が **95%** 以上持分を有する関係から **80%** 以上持分を有する関係に拡大され、租税債務配分規定の整備なども行われた。

**1964** 年歳入法においては、連結申告は特別の優遇措置ではないという理由により、付加税が廃止された。

**1966** 年に、**§1501** から **§1504** に係る財務省規則が公表され、グループ内取引の繰延、投資簿価修正、繰越欠損金控除規定等が整備された。

#### 5.1.2. 制度趣旨

**1918** 年の制度成立時の立法資料においては、租税回避の防止とともに、「実体として一つの事業単位であるものを一つの事業単位として課税する原理が、健全であり、公平であり、かつ、納税者と政府の双方にとって便宜であること」が制度趣旨として述べられている。また、実務家からも、「連結納

<sup>134</sup> 河本幹正「連結納税に係る税務上の諸問題」税大論叢 **35** 号 (2004)、秋峯晴男「連結納税制度に関する研究」税大論叢 **37** 号 (2005 年)、金光明雄「米国における連結納税の理論と制度」環太平洋圏経営研究第 **11** 号

<sup>135</sup> 超過利潤税とは、戦費調達を行うため、戦時中の所得が平常時の所得を上回る超過分に対して累進税率で課税する制度である。

税の方が政府と納税者の双方にとって実際の・便宜的、かつ、公正である」として、導入が支持されていた。

さらに、連結納税に対する付加税を廃止した 1964 年改正時には、「共通してコントロールされている法人が、租税目的で、単一の経済単位として申告書を作成することは、実情にあっている」との主張が行われている。

このように、制度趣旨としては、法人所得税において一定の緊密な関係にある企業グループを、法人格から切り離された一体のものとして扱うことが共通して意図されているといえる。制度趣旨に関する説明の変遷については、以下のとおりである。

(図表 4) 制度趣旨の変遷

<p>1918 年上院財政委員会報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その直接的な効果に関する限りでは、連結は税額を増加させる場合もあれば減少させる場合もあるが、その一般的で恒久的な効果は、他の方法ではうまく防ぐことができない<b>租税回避を防止</b>することにある。」</li> <li>・「当委員会は、連結申告は歳入を減少させるのではなく歳入を保全するのに役立つと信ずるが、連結申告の採用を勧告する理由は、基本的にはそれが租税回避を防止するために働くこと又は歳入効果に基づくものではなく、<b>実体として一つの事業単位であるものを一つの事業単位として課税する原理が、健全であり、公平であり、かつ、納税者と政府の双方にとって便宜であることに基づく。</b>」<sup>136</sup></li> </ul>
<p>1917 年アメリカ会計士協会提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子会社間の取引価格は、租税負担軽減だけの目的のために、商業ベースによらず親会社が恣意的に決定することができるから、内部取引関係を操作して税負担の低い会社に多くの利潤を生じさせることができる。…このような<b>課税ベース浸食を解決</b>するためには、グループ会社の所得と投資とを一体として課税する方法又は親子間内部取引を純粋な商業ベースによって計算する方法のいずれかが必要となるが、<b>連結納税の方が政府と納税者の双方にとって実際の・便宜的、かつ、公正である。</b>」<sup>137</sup></li> </ul>
<p>1928 年上院財政委員会報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係法人グループに対して連結申告書の提出を許可することは、単に、<b>営利企業の法人格から区別されたものとして、事業体 (business entity) を承認</b>するということにすぎない。営利企業の活動によって関係法人グループが全体として純利潤を上げるのでなければ、事業を行う個人は利得を実現していない。全体としての営利企業を承認しないことは、<b>技術的な法律上の区別を行うことであり、現実の事実を承認することに反する。</b>同一株主に所有された複数の法人が法律上の擬制によって個々に独立の主体とされているということのみをもって、その</li> </ul>

<sup>136</sup> Sen. Rep. No. 617 (1918)

<sup>137</sup> W. Sanders Davies (A.I.A., President) Suggestions for Assessment of Excess Profits, *The Journal of Accountancy*, Vol. 25, No.1, 1918

	法人が実際には同一個人に所有されて一単位として活動する一つの事業であるという事実が曖昧にされてはならない。」 <sup>138</sup>
1964年下院歳入委員会報告	・ 付加税の廃止勧告の理由として、①共通してコントロールされている法人が、租税目的で、単一の経済単位として申告書を作成することは、 <b>実情にあっている</b> 。②共通してコントロールされている法人グループが、租税目的で営業活動を連結することに合意している場合、 <b>グループにおいて単に法人が二つ以上存在するということによって、なぜ付加税が課されなければならないか、その根拠が明らかではない</b> 。③このような追加税は、別個に子会社を作らず、 <b>会社の事業部を通じて営業活動している法人においては課税されていない</b> 。」 <sup>139</sup>

一方で、連結納税は、上記の沿革のとおり、必ずしも一貫した法理や原理に基づくものではなく、立法政策上の問題として議論されてきたところである。

このため、現行の制度には、グループを全体として扱う連結概念と個々の法人の属性を扱う個社概念とが混在しているということが出来る<sup>140</sup>。例えば、申告書提出及び納税手続、連結修正、税率・各種税額控除、投資簿価修正等は連結概念、個別課税所得計算、連結税額の個社配賦、繰越欠損金の使用、E&P計算等は個社概念に基づき制度設計されている。

なお、単体納税と連結納税の違いをまとめると、以下のとおりである。

(図表 5) 単体納税と連結納税の相違点

項目	単体納税	連結納税
適用	・ 原則	・ 任意(適用後は、継続適用が強制)
対象法人	・ 単体法人	・ <b>80%以上の資本関係がある内国法人グループ(但し、外国法人により80%以上保有される内国法人同士は含まない)</b>
グループ間の損益通算	・ 不可	・ 可
関係会社間取引	・ <b>50%超の資本関係を有する法人との譲渡取引から生じる損失は繰延</b>	・ <b>50%超 80%未満の資本関係を有する法人との譲渡取引から生じる損失は繰延</b> ・ 連結グループ法人間での取引から生じる損益は、原則課税繰延
試験研究税額控除	・ <b>50%超の資本関係がある内国法人グループ。外国法人により50%超保有される内国法人同士を含む</b>	・ 同左 ・ 連結グループは単一メンバーとして算定及び税額控除の適用
投資簿価修正	・ 適用無	・ 適用有

<sup>138</sup> Sen. Rep. No. 960 (1928) 連結納税制度の在り方について再度議論が行われた際の報告である。実際には特段の改正には至らなかった。

<sup>139</sup> H.R. No. 749 (1963)

<sup>140</sup> 中田信正「連結納税申告書論」中央経済社(1978)

## 5.2. 概要

### 5.2.1. 連結納税の適用対象

#### 5.2.1.1. 連結グループの範囲

##### (1) 総則

連結納税を選択することができるのは、関係法人グループ(**affiliated group**)のみである<sup>141</sup>。関係法人グループとは、対象法人(**includible corporation**)である共通親法人(**common parent corporation**)の下で株式所有関係を通じた1以上の対象法人の連鎖(**chain**)を指す。共通親法人は、少なくとも1以上の対象法人の株式を、株式保有要件を満たす形で直接保有しなければならず、また、共通親法人以外の対象法人の株式は、1以上の他の対象法人によって株式保有要件を満たす形で保有されなければならない<sup>142</sup>。

##### (2) 持分保有要件

株式保有要件 **80%**以上の議決権株式を保有し、かつ、**80%**以上の株式価値を保有する場合に満たされる<sup>143</sup>。株式保有要件の変遷については、以下のとおりである。

(図表 6) 株式保有要件の変遷

年	内容
1918年	実質的全株式支配基準 <sup>144</sup>
1924年	95%持株基準と明記
1926年	議決権の対象を各優先株式以外の全株式に変更
1954年	持分割合を <b>80%</b> に下げ、対象法人の範囲を拡大 <ul style="list-style-type: none"><li>● 当時の立法資料によると、基準緩和の理由について、「単一の <b>economic unit</b> を法人税法上単一のものとして扱う」という従前の制度趣旨の延長線上にあることを窺うことができるが、対象法人の範囲拡大以外に詳細な議論が展開されていない。“<b>Present law provides that for corporations to join in the filing of a consolidated return, one must own 95% of the outstanding stock of the other. Your committee has lowered his stock ownership affiliation test to 80 percent. This change will make it possible for a substantially greater number of multicorporate businesses, which in effect operate as economic units, to report their income for tax purposes as a single taxpayer.</b>”<sup>145</sup></li></ul>
1984年	議決権に加え、価値ベースでの判定を追加(法人資本価値の <b>80%</b> を有しない法人の連結を防ぐため)

<sup>141</sup> §1501

<sup>142</sup> §1504(a)(1)

<sup>143</sup> §1504(a)(2)

<sup>144</sup> 1918 Revenue Act 240(c)

<sup>145</sup> H.R. Rep. No. 1337, 83rd Cong. 2nd Sess. (1954)

### (3) 対象法人

対象法人とは、以下に該当しないすべての法人をいう<sup>146</sup>。

- §501 に定める免税法人
- §801 の課税を受ける保険会社
- 外国法人
- 規制投資法人 (Regulated Investment Companies、以下「RIC」という。)及び不動産投資信託 (Real Estate Investment Trusts、以下「REIT」という。)
- 内国輸出法人 (Domestic International Sales Corporation、以下「DISC」という)
- S 法人

RIC<sup>147</sup>は米国法人課税の対象となる一方でペイスルー課税<sup>148</sup>としての扱いを受けること、DISC<sup>149</sup>は、株主への配当支払時まで課税が繰り延べられていることから、いずれも連結加入を認めると、連結親子間の配当は所得算入されないため課税の機会が失われることから、連結対象からは除外されている。

### (4) 保険会社の例外

§801 の課税を受ける 2 社以上の国内生命保険会社は、連結グループを形成することができる<sup>150</sup>。また、親法人の選択により、§801 の課税を受ける生命保険会社は、非生命保険会社の関係法人グループに加入することができる。ただし、当該生命保険会社が過去 5 年間にわたり関係法人グループのメンバーであった場合に限られる<sup>151</sup>。

<sup>146</sup> §1504(b)

<sup>147</sup> RIC とは、以下の全ての要件を満たす米国内国法人をいう (§851(a), (b))。

① 証券取引委員会 (SEC) にて投資会社として登録されている  
② 一定の選択を申告書上で行っている  
③ 年度末において、少なくとも所得の 90% が配当、利子、キャピタルゲインから成る  
④ 純投資所得の少なくとも 90% が株主に対して配当、利子、キャピタルゲインの形で分配される  
⑤ 毎四半期末において、少なくとも会社の総資産の 50% が現金、現金同等物、証券から成る。また、総資産の 25% 超が同一発行者の証券に投資されていないこと (政府が発行する証券、その他の RIC が発行する証券を除く)  
上記要件を満たす RIC は、原則として支払配当を損金算入する (dividends paid deduction) ことができ、この結果、税務上の分類としては法人 (corporation) のままペイスルー課税の扱いを受けることができる (§852(b)(2)(D))。RIC の所得の大半が受動的所得であり、その大部分を株主に対して分配するため導管 (conduit) とみなされることに鑑み、同一の所得について法人とその株主での二重課税を排除するための恩典的性格を有する制度である。このようなペイスルーの取扱いから、連結対象からは除外されている (Hennessey, Yates, Banks & Pellevo, The Consolidated Tax Return, WG&L Federal Treatises, Chapter 2.03)

<sup>148</sup> 支払配当の控除 (deduction for dividends paid) が可能 (§ 852)

<sup>149</sup> DISC とは、米国内国法人で以下の要件の全てを満たす法人をいう (§992(a)(1)) : ①95%以上の総売上が、適格輸出売上から成ること、②年度末における総資産の税務上簿価の 95%以上が、適格輸出資産から成ること、③少なくとも 2,500ドル以上の資本金を有し、株式の種類が一種類のみであること、④一定の選択を行っていること。

DISC は、米国国内で製造された製品の輸出を奨励する目的で設立された制度である。DISC 自体は課税の対象とならず、株主は DISC から配当が支払われるまで連邦所得税が繰り延べられる優遇措置を受け (§991)、繰り延べられた所得については、利息が課される (§995(f)(1))。ただし、DISC の課税所得が 1,000 万ドルを超える金額等 (§995(b)): 受取利息、一定の譲渡益、軍事資産に帰属する所得の 50%、課税所得が 1,000 万ドルを超える金額、株主が C 法人の場合一定の所得、一定の外国投資等) については、課税年度の最終日に株主に対して分配がなされたものとみなされ、課税対象となる (§995(b))。仮に DISC が連結グループに入ると、連結親法人に対する配当はグループ内取引として消去されることから、繰延が永久に課税されないため、連結対象から除外される (Hennessey, Yates, Banks & Pellevo, The Consolidated Tax Return, WG&L Federal Treatises, Chapter 2.03)

<sup>150</sup> §1504(c)(1)

<sup>151</sup> §1504(c)(2)

## (5) 外国法人の例外

なお、米国法人がカナダ及びメキシコの法律によって設立されたものであって、その財産の権利と運営におけるこれらの国の法律を順守するためだけに維持されている法人の一定の株式を直接又は間接にすべて保有する場合には、当該米国法人の選択により所得税に関する定めの上、内国法人とすることができる<sup>152</sup>。このとき、当該法人は対象法人となることができる。

なお、上記の規定とは別に、一定の外国法人を内国法人と取り扱うことがある。例えば、外国法人である再保険会社について、**§953(d)**の定めにより、内国歳入法上 (**this title**)、米国法人として取り扱う場合がある。これは、外国法人である再保険会社が米国の顧客から受取る再保険料に対して **§4371** により課される付加税 (**excise tax**) につき、当該再保険会社を外国法人でなく米国法人として取り扱うことにより対象外とするために用いられるものであるが、この規定を適用するために再保険会社を内国法人として選択した場合、当該再保険会社は内国歳入法上米国法人となるため、対象法人となることができる。

## (6) パートナーシップ等の取扱い

対象法人は、税務上の法人 (**corporation**) とされている。そのため、米国税務上法人として扱われる事業体、例えば **CTB** 選択により法人課税を選択した **LLC** は対象法人になることができる一方で、米国税務上パートナーシップ又は **DRE** として扱われる事業体は対象法人になることができない。

パートナーシップ等が連鎖の中に存在する場合、当該事業体が税務上存在するとされるかどうかによって、関係法人グループの範囲が変わることになる。つまり、税務上存在する場合には持分割合要件を満たしていたとしても対象法人でないため連鎖関係が途切れる一方で、税務上存在しない場合にはその事業体が存在しないものとして連鎖関係の判定を行うことになる。パートナーシップと **DRE** は、パートナーシップが税務上存在するものとされる一方で、**DRE** は税務上存在しないものとして取り扱われる。したがって、この両者で関係法人グループの範囲が異なる場合がある。

例えば、法人 **A**—パートナーシップ **B**—法人 **C** という所有関係が含まれる場合には、連結対象となりうる事業グループは法人 **A** を含むグループと法人 **C** を含むグループとの2つに分かれる。この場合、パートナーシップ **B** で発生する所得は法人 **A** の所得に取り込まれ、法人 **A** の属する連結グループでの課税を受けることになる。他方、**B** が税務上のパートナーシップではなく、**DRE** であった場合には、法人 **A** が法人 **C** を直接保有しているものとみなされ、税務上無視されることから、連結グループは単一のままである。

### (例 4) 連結グループの範囲

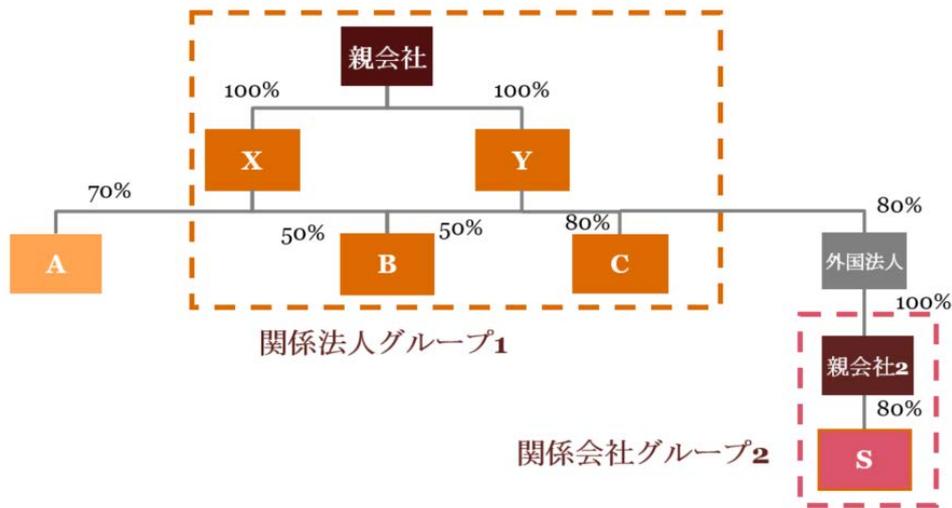
#### (1) 外国法人が含まれる場合

内国親法人 (**Parent**) は、内国法人 **X** と内国法人 **Y** の全株式を保有している。**X** と **Y** は、内国法人 **B** の株式を **50%** ずつ保有している。さらに、**Y** は、内国法人 **C** の株式の **80%** を保有している。**Y** は外国法人 (**Foreign Co**) の株式 **80%** を保有し、**Foreign Co** は内国親法人 (**Parent 2**) の全株式を保有している。**Parent 2** は、内国法人 **S** の株式 **80%** を保有している。

この場合、**Parent**、**X**、**Y**、**B**、**C** は、**80%** 以上の資本関係にある内国法人であることから、関係法人グループ (**Affiliated group1**) を構成する。**A** は、**X** に **70%** しか保有されないため、**Affiliated**

<sup>152</sup> **§ 1504(b), (d)**。従前、メキシコでは外国法人が土地を取得することができず、メキシコでの土地の取得と運営だけの目的で、米国親法人がメキシコ子会社を維持する場合、当該メキシコ子会社を内国法人と扱うことができた。しかし、メキシコでの法改正に伴い、**1996年12月25日**以降は外国法人による土地の所有が認められ、かかるケースにおける例外が適用されなくなった (**Rev. Rul. 70-379**)。

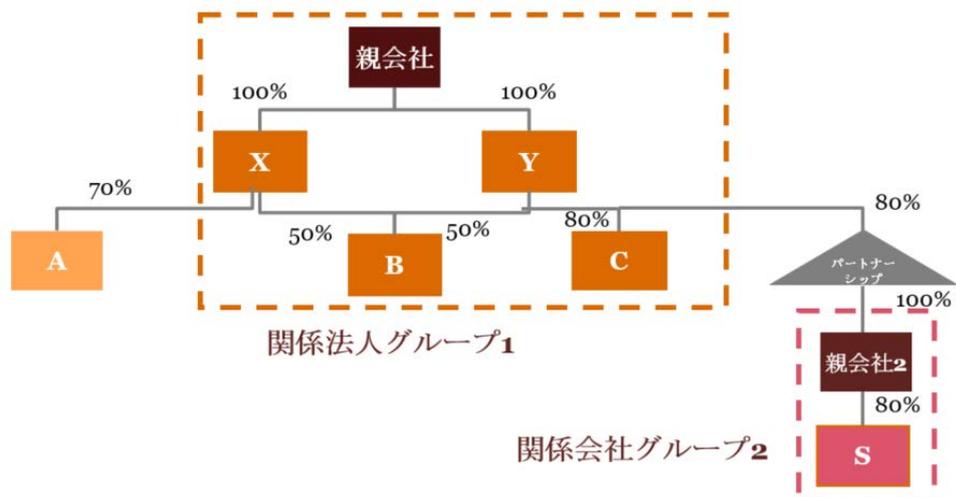
group 1には含まれない。また、Foreign Co は外国法人であることから、一度グループが切れ、Parent 2 と S が Affiliated group 2 を構成する。



(2) パートナーシップが含まれる場合

例 1 に同じだが、Y はパートナーシップの持分 80% 保有を通じて親会社 2 を保有している。

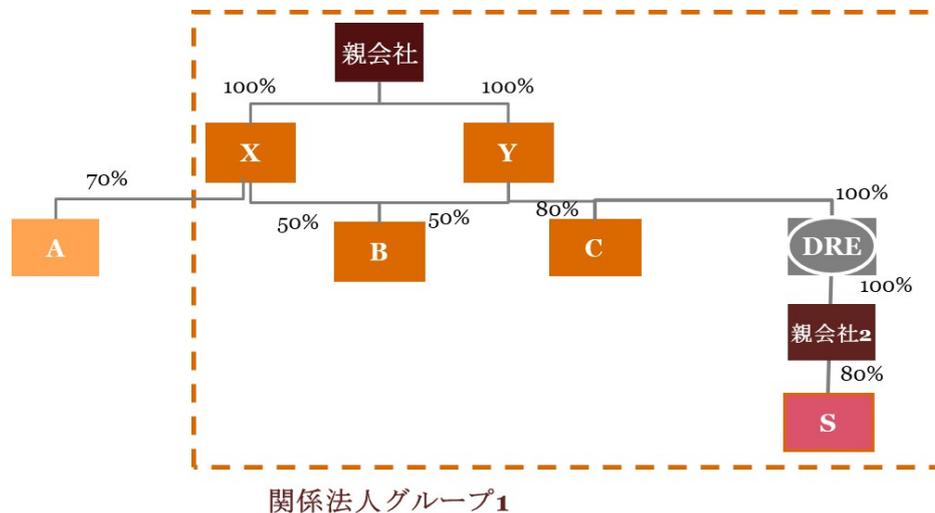
この場合、パートナーシップは連結対象となる法人ではないことから、Affiliated group 1 が一度切れ、Parent 2 と S が Affiliated group 2 を構成する。Y は、パートナーシップの 80% 相当の損益を取り込み、Affiliated group 1 の連結納税所得に取り込まれる。残りの 20% 相当の損益については、パートナーシップの 20% 持分を保有するオーナーによって別途取り込まれる。



### (3) DRE が含まれる場合

例 2 に同じだが、Y は DRE の持分 100% を通じて親会社 2 を保有している。

この場合、LLC は連邦税務上無視されることから、Y は親会社 2 を直接保有しているものとして扱われるため、親会社 2 及び S は関係法人グループ 1 に含まれる。



## 5.2.2. 連結納税の選択・加入時の処理

### 5.2.2.1. 連結納税の選択適用、加入、継続

関係法人グループが連結納税申告書を提出するか否かは納税者の選択に委ねられており、強制適用ではない<sup>153</sup>。連結納税初年度申告書においては、関係法人グループに含まれる全ての対象会社が連結納税に参加することに同意し、署名した **Form 1122** を添付しなければならない<sup>154</sup>。また、親法人は、連結納税申告書に毎年 **Form 851** を添付し、連結グループメンバーの情報を開示する必要がある<sup>155</sup>。

一旦連結納税申告を開始すると、関係法人グループが存在しなくなる場合を除いて、**IRS** からの同意を得ない限り、連結納税申告を継続しなければならない<sup>156</sup>。連結納税の選択はメンバーの現在及び将来の課税額に影響を及ぼし、**IRS** からの中止の同意を得ることは実務上困難であることから、選択に際しては慎重に検討する必要がある。また、一旦メンバーが連結グループから離脱すると、**61** ヶ月間経過するまで、当該関係法人グループ<sup>157</sup>が申告する連結納税申告書に再加入することはできない<sup>158</sup>。連結納税制度を恣意的に中止、再開することにより租税回避を行うことを防ぐための措置と考えられる。

<sup>153</sup> §1501

<sup>154</sup> Treas. Reg. §1.1502-75(a)(1), (b)(2)

<sup>155</sup> Treas. Reg. §1.1502-75(h)(1)

<sup>156</sup> Treas. Reg. §1.1502-75(c)

<sup>157</sup> 既存の親法人傘下にある関係法人グループ、又は既存親法人の承継者傘下にある別の関係法人グループが申告する連結納税申告書についても、**61** ヶ月が経過するまで再加入できない。

<sup>158</sup> §1504(a)(3)

## (例5) 連結グループへの加入制限

内国法人 P は内国法人 S の全株式を保有し、S は内国法人 T の全株式を保有しており、P、S、T は連結納税申告を行っている。2017 年度中、S は X に対して T の全株式を売却した。2021 年、S は X より T の全株式を再度取得した。T は、2023 年 12 月 31 日まで、P-S 連結グループに加入することができない。

### 5.2.3. 連結課税所得・税額の計算

#### 5.2.3.1. 連結法人税額の計算

連結課税所得の計算は下記のステップで計算される。

ステップ 1: 各メンバーの課税所得をあたかも単体納税するかのように計算する<sup>159</sup>。

ステップ 2: 個別の課税所得から、以下の項目を除外する。

- Treas. Reg. § 1.1502-13 に規定されるメンバー間の内部取引<sup>160</sup>
- 欠損金の使用<sup>161</sup>
- キャピタルゲイン/ロス<sup>162</sup>
- §1231 に規定されるゲイン/ロス<sup>163</sup>
- §170 に規定される寄付金控除<sup>164</sup>
- §243 に規定される受取配当控除<sup>165</sup>

ステップ 3: 各メンバーの課税所得を合算する<sup>166</sup>。

ステップ 4: 連結課税所得の計算では、以下の項目を連結調整として入れる。

- 連結ベースでの欠損金使用<sup>167</sup>
- 連結ベースのキャピタルゲイン/ロス<sup>168</sup>
- 連結ベースの§1231 に規定されるロス<sup>169</sup>
- 連結ベースの寄付金控除<sup>170</sup>
- 連結ベースの受取配当控除<sup>171</sup>

ステップ 5: 連結課税所得に税率 21% を乗じた金額<sup>172</sup>から、連結ベースの税額控除、例えば外国税額控除等を差し引いて最終的な税額を算出する。

上述のとおり、連結課税所得の計算では、個別法人ベースのアプローチと、単一法人として連結アプローチを取ることが混在している。以下は、上記のプロセスをまとめたものである。

<sup>159</sup> Treas. Reg. §1.1502-12

<sup>160</sup> Treas. Reg. §1.1502-12(a). 詳細は第 2 章 5.2.3.4. を参照。

<sup>161</sup> Treas. Reg. §1.1502-12(h)

<sup>162</sup> Treas. Reg. §1.1502-12(j)

<sup>163</sup> Treas. Reg. §1.1502-12(k)

<sup>164</sup> Treas. Reg. §1.1502-12(l)

<sup>165</sup> Treas. Reg. §1.1502-12(n). 詳細は第 2 章 3.2. を参照。

<sup>166</sup> Treas. Reg. §1.1502-11(a)(1). 詳細は第 2 章 5.2.3.3. を参照。

<sup>167</sup> Treas. Reg. §1.1502-11(a)(2)

<sup>168</sup> Treas. Reg. §1.1502-11(a)(3)

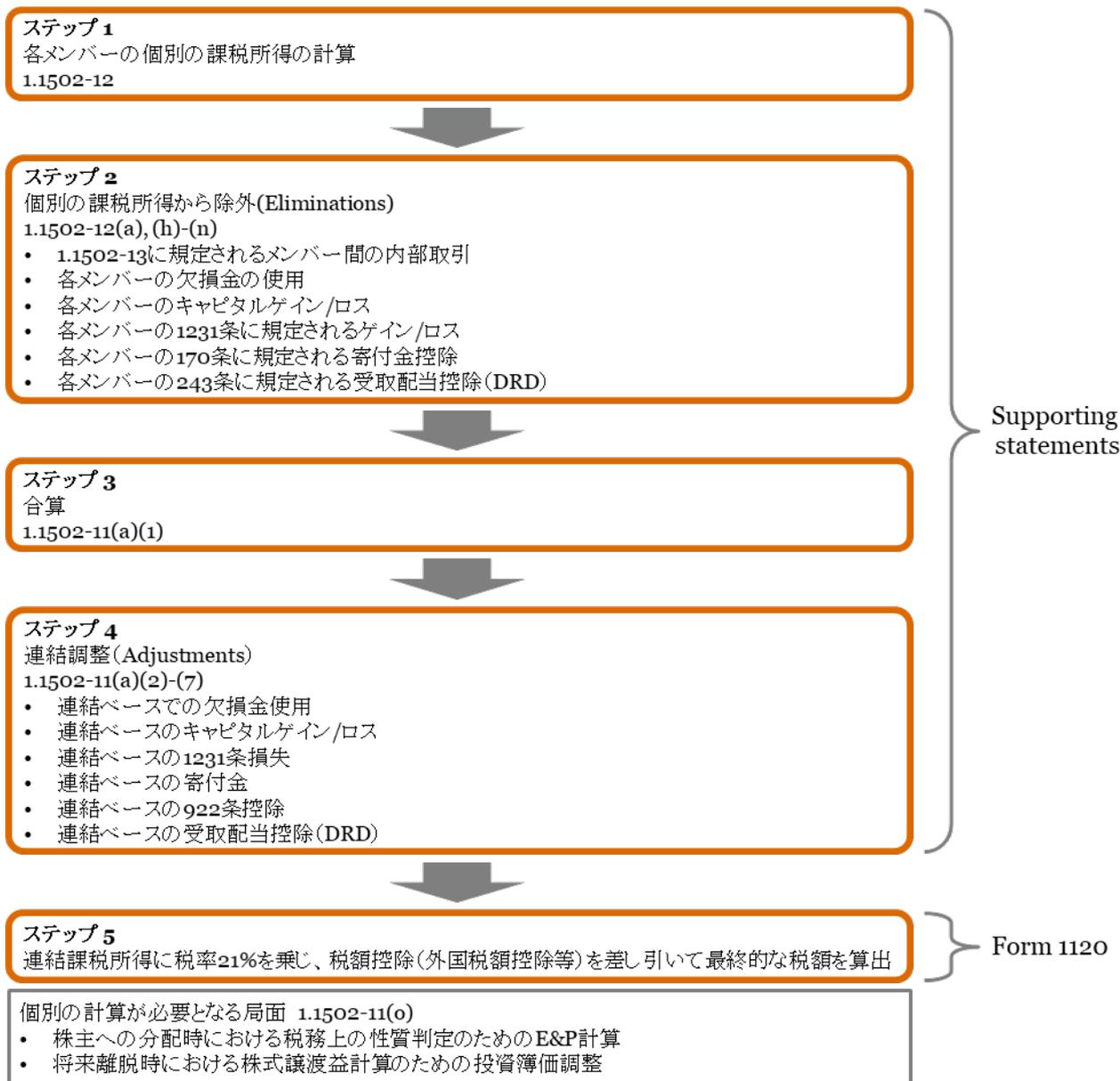
<sup>169</sup> Treas. Reg. §1.1502-11(a)(4)

<sup>170</sup> Treas. Reg. §1.1502-11(a)(5)

<sup>171</sup> Treas. Reg. §1.1502-11(a)(7)

<sup>172</sup> §11

(図表 7) 連結課税所得の計算プロセス



### 5.2.3.2. 会計年度、会計処理法

連結納税申告書の提出にあたっては、子会社は親会社と同一の会計年度を採用しなければならない<sup>173</sup>。課税年度の途中に連結グループに加入した法人は、加入後からの期間を連結納税申告に含める<sup>174</sup>。各メンバーの会計処理方法は統一する必要はなく、事業ごとに異なる会計基準を採用する<sup>175</sup>。

<sup>173</sup> Treas. Reg. § 1.1502-76(a)

<sup>174</sup> Treas. Reg. § 1.1502-76(b)

<sup>175</sup> Treas. Reg. § 1.1502-17

### 5.2.3.3. グループ間の損益通算

連結グループ加入後の課税年度において各メンバーに生じた所得と欠損金は、連結課税所得の計算における上記 Step 3 において通算される<sup>176</sup>。連結グループの欠損金が所得を超える場合、当該連結欠損金は無期限に将来に繰り越され、所得の 80% を上限に使用できる<sup>177</sup>。

他方、連結グループ加入以前に発生した子会社の繰越欠損金については、一定の使用制限<sup>178</sup>の対象となる。これらの詳細については、第 2 章 5.2.5. を参照。

### 5.2.3.4. グループ内取引 (intercompany transactions)

連結課税所得の計算における上記 Step 2 においてグループ内取引は、単一法人内の部門間の取引とみなす項目と、独立した法人間の取引とみなす項目とに分けられる<sup>179</sup>。

まず、金額 (amount) と場所 (location) については、独立した法人間の取引とみなされる<sup>180</sup>。例えば、グループ内での資産売却があった場合、売手メンバーは損益を実現し<sup>181</sup>、買手メンバーが受け入れる資産の税務簿価は取引価格にステップアップする<sup>182</sup>。他方、所得の認識時期 (timing)、性質 (character)、源泉 (source)、租税属性 (attributes) については、単一法人内の部門間の取引 (intercompany items) とみなされる。したがって、買手メンバーが第三者に当該資産を売却するまで、売手メンバーの損益の認識が繰り延べられ、また、その損益の性質は買手メンバーが第三者に売却した際の損益の性質に準ずる。このように、単一法人内の部門間の取引とみなされることにより、グループ内における資産の譲渡損益がグループ外の第三者に対する取引によって実現又はメンバーが連結グループを離脱するまで繰り延べられる<sup>183</sup>。これをマッチング・ルール (matching rule) という。

(例 6) マッチング・ルール

P 社 (Parent) は連結グループの親会社であり、S 社及び B 社と連結納税申告を行っている。1 年目、S 社 (Selling Member) は B 社 (Buying Member) に対して、税務簿価 70 ドルの土地を 100 ドルで売却した。S は譲渡益 30 ドルを認識し、B における土地の税務簿価は 100 ドルにステップアップするが、S の譲渡益 30 ドルはグループ内取引項目 (intercompany item) として繰り延べられる。

3 年目、B は第三者に対して当該土地を 90 ドルで売却した。S の譲渡益 30 ドルは法人間項目 (intercompany item)、B 社の譲渡損 10 ドルが対応項目 (corresponding item) とみなされる。S と B は単一法人とみなされることから、保有期間は合算され、連結グループベースで 20 ドルの長期キャピタルゲインを認識する。

<sup>176</sup> Treas. Reg. §1.1502-11(a)

<sup>177</sup> §172, Treas. Reg. §1.1502-21(b)

<sup>178</sup> 後述する SRLY ルール及び §382

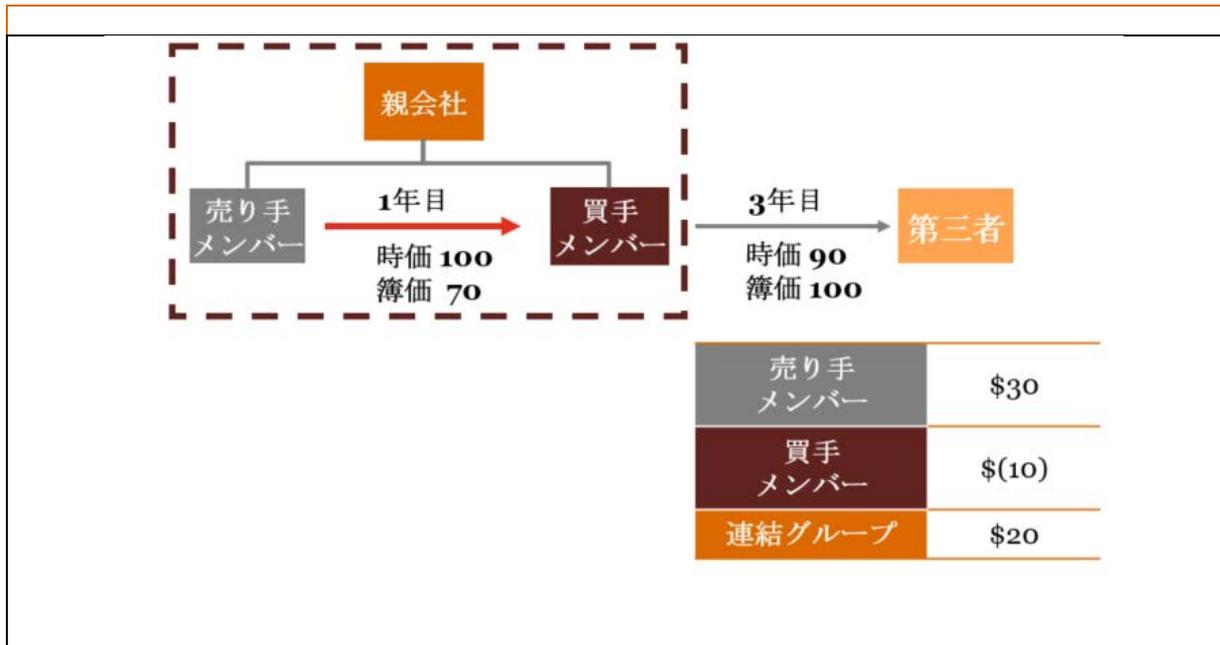
<sup>179</sup> Treas. Reg. §1.1502-13. このルールは連結グループ内取引のみに対して適用される。

<sup>180</sup> Treas. Reg. §1.1502-13(a)(2)

<sup>181</sup> §1001

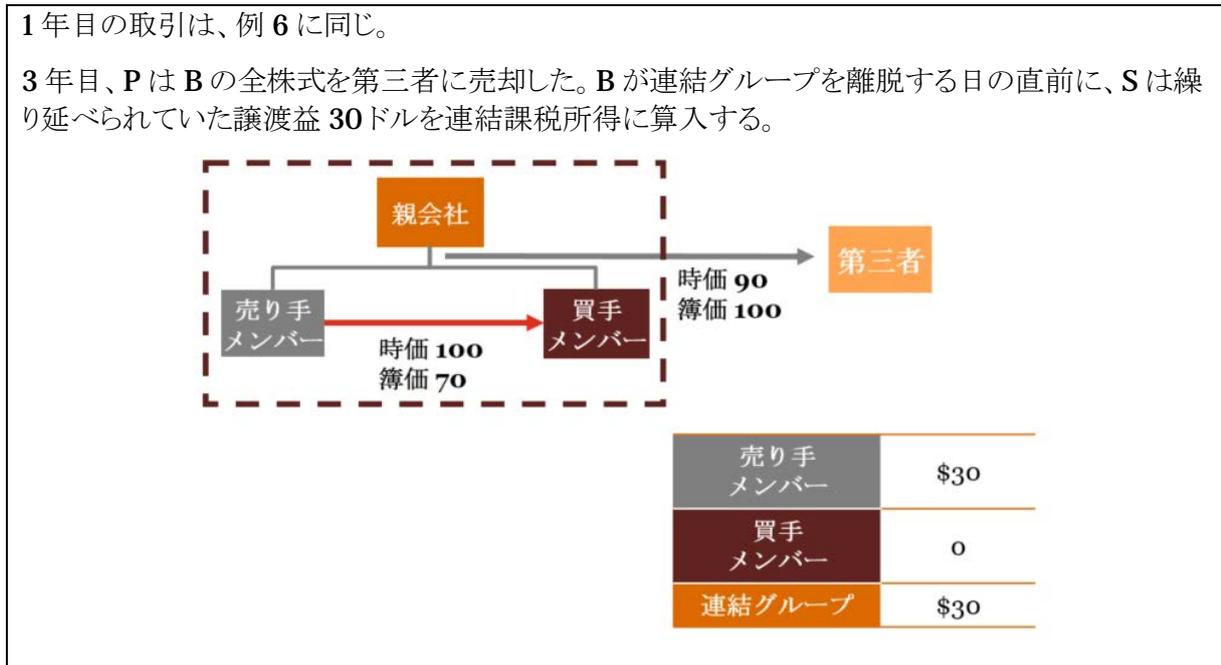
<sup>182</sup> §1012

<sup>183</sup> Treas. Reg. §1.1502-13(c)



ただし、マッチング・ルールでは部門間取引と同様の効果が得られなくなった場合<sup>184</sup>、かかる効果が得られなくなる直前の時点において、グループ内取引項目が認識される<sup>185</sup>。これをアクセラレーション・ルール (acceleration rule) という。

(例 7) アクセラレーション・ルール



### 5.2.3.5. 配当所得の繰延べ

連結グループ内の配当は連結課税所得計算における上記 Step 2 において課税所得から除外される<sup>186</sup>。ただし、受取法人の有する支払法人株式の税務簿価を減額する必要があり、減額しきれない

<sup>184</sup> 例えば、売手メンバーか買手メンバーいずれかが途中で連結グループから脱退するような場合をいう。

<sup>185</sup> Treas. Reg. §1.1502-13(d)

<sup>186</sup> Treas. Reg. §1.1502-13(f)(2)(ii)

---

場合、株式税務簿価はマイナスになり、超過損失勘定 (**Excess Loss Account**、以下「**ELA**」という。)が発生する。**ELA**は、当該株式が売却されるまで所得として認識されない。なお、投資簿価修正の詳細については、第2章5.2.4.1.参照。

単体納税においても§243により、持分割合が議決権及び価値ベースで80%以上を保有する法人間の配当は100%控除が認められているが、投資簿価修正は行われない<sup>187</sup>。

### 5.2.3.6. 納税額の分担に関する概要

米国の連結グループメンバーは、当該グループの納税義務を個別に負う (**severally liable**) ものとしてされており、連帯して負う (**jointly and severally liable**) わけではない<sup>188</sup>。したがって、**IRS** はどのメンバーに対しても、連結グループ全体の租税債務の履行を求めることができる。

例えば、**M&A** において連結納税子会社株式を買収する場合には、買収後に対象会社において売手連結グループの租税債務を支払う必要が生じた場合には買手が免責・補償される旨の条項を契約書に入れることが実務上は買手にとって必須と考えられており、実際に標準的な条項として受け入れられている。

実務上は、**IRS** による更正処分は連結納税親会社に対して行うことが多いといわれている。また、申告手続や税務調査における **IRS** との連絡については、連結納税親会社がグループを代表して行うこととなっている。

逆に、あるメンバーが他のメンバーに帰すべき税額を代わりに納めたとしても、他のメンバーに足して私法上の求償を行うことが当然に認められているわけではない。**Tax Sharing Agreement (TSA)** があった時にはじめて、私法上の求償する権利が発生する。実務上、連結納税非加入の少数株主への **fiduciary duty** を果たす上で **TSA** は非常に重要であるといわれている。

なお、税務上、メンバー間の税額配賦及び補填義務に関するルールが定められているが、これは各メンバーの税務属性を適切に調整すること、例えば **E&P** の適切な計算等が目的であり、私法上の求償関係を設定すること自体が目的ではない。

ただし、**TSA** においても税務上のルールに従って税額配賦や補填義務を定めることが一般的であると考えられる。**E&P** の計算との関係は第2章5.2.4.2.を参照。

## 5.2.4. 連結納税離脱等の処理

### 5.2.4.1. 投資簿価修正 (**investment adjustment**)

連結グループ内の子会社が過去に認識した損益につき、親会社が当該子会社の株式を売却する際に当該損益が再度認識されないようにするには、連結子会社の経済的効果を、親会社が保有する子会社株式の簿価に適切に反映させる必要がある。

財務省規則 **1.1502-32(a)** は、連結グループを単一の事業体として取扱い、適切に連結課税所得計算を行うことを投資簿価修正の目的であると述べている。投資簿価修正の沿革は以下のとおりである。

---

<sup>187</sup> §243(a)(3)

<sup>188</sup> Treas. Reg. §1.1502-6(a)

(図表 8) 投資簿価修正の沿革

- **連結納税導入時:** 当初の財務省規則には投資簿価修正の概念が含まれていない。
  - 連結子会社株式処分時の扱いについて、連結概念と個社概念のいずれを優先させるかについて合意がなかった、と指摘されている<sup>189</sup>。
- **損失時の投資修正の導入:** 欠損を抱える連結子会社にかかる損失の二重取りを防止。
  - **Charles Elfeld Co. v. Hernandez, 292 U.S. 62 (1932)**
    - ✓ 納税者が欠損を出した連結子会社株式を売却し、譲渡損を認識して申告。IRS が否認。
    - ✓ 最高裁は、連結申告規則に当該損金算入を認める別段の定めがないことを理由に IRS の処分を支持。
  - **Reg. 1.1502-34A** の制定
    - ✓ 連結子会社に欠損が生じた場合に当該子会社の株式簿価を減額。利益の場合の修正なし。
- **1966 年財務省規則改正:** 利益の場合にも投資修正を導入。
  - IRS 高官による論稿<sup>190</sup>においては、「投資修正は、連結申告において法人の利益と欠損に帰属する二重課税の結果を除去することが目的である。」と述べられている。
  - 現行規則においても、連結グループを単一事業体とみて課税所得計算を行うための措置と位置付けられている<sup>191</sup>。

投資簿価修正額は、以下の項目の総額をいう<sup>192</sup>。

- ① 課税所得及び損失(+又は)
- ② 非課税所得(**tax exempt income**)(+)
- ③ 損金控除が制限される費用のうち資産化されないもの(-)<sup>193</sup>
- ④ 株主への分配額(-)

<sup>189</sup> Andrew J. Dubroff, Consolidated Returns: Evolving Single and Separate Entity Themes, Taxes (Dec. 1, 1994)

<sup>190</sup> James Dring, Handling Investment Adjustment and Excess Losses Under the New Consolidated Regs, The Journal of Taxation, Vol. 27, No. 3, 1967

<sup>191</sup> Treas. Reg. §1.1502-32(a)(1) (“The purpose of this adjustments is to treat M and S as a single entity so that consolidated taxable income reflects the group’s income. For example, if M forms S with a \$100 contribution, and S takes into account \$10 of income, M’s \$100 basis in S’s stock under section 358 is increased by \$10 under this section to prevent S’s income from being taken into account a second time on M’s disposition of S’s stock.”)

<sup>192</sup> Treas. Reg. §1.1502-32(b)(2)

<sup>193</sup> 例えば、連結税額の単体ベースへの税額配賦額は、上記の③として投資簿価修正の減算項目となる。この際の税額配賦方法は、E&P 計算の際の税額配賦と同じ方法である。Treas. Reg. 1.1502-32(b)(3)(iv)(D). (“Taxes are taken into account by applying the principles of section 1552 and the percentage method under 1.1502-33(d)(3) (and by assuming a 100% allocation of any decreased tax liability. The treatment of amounts allocated under this paragraph (b)(3)(iv)(D) is analogous to the treatment of allocations under 1.1502-1(b)(2).”). 例えば、ある年度の税額配賦の結果、A が B に対して \$10 の税務上の補填義務を負うこととなった場合、A 株の投資簿価修正額が減算され、B 株の投資簿価修正額が増額する。

(例 8) 投資簿価修正

1年目の課税年度終了時において、連結親会社(P社)が保有するS社の投資簿価は200ドル、S社が保有するT社の投資簿価は300ドルであった。

2年目、Tは100ドルの欠損が生じ、Sは50ドルの欠損が生じた。

2年目終了後、Sが保有するTの投資簿価は、Tの欠損金100ドルを減額し、300ドルから200ドルに修正される。Pが保有するSの投資簿価は、Tの欠損金100ドルとSの欠損金50ドルの計150ドルを減額し、200ドルから50ドルに修正される。

2年目、Pの所得はS及びTの欠損金計150ドルと相殺することで、連結ベースで節税効果を享受したことになる。3年目、仮にPがSの株式を第三者に50ドルで売却した場合、投資簿価の修正を行わない前提では投資簿価200ドルから売却価格50ドルを引いた150ドルの損失を控除できることになる。これに対し、投資簿価修正を行った場合は、売却損が生じず、損失の二重控除が回避される。



1965年の財務省規則制定時には、E&Pの増減額をもって投資修正額としていた。しかし、その後の法改正でE&Pの定義が政策的に拡大<sup>194</sup>されるにつれて、E&Pの額すなわち投資修正額がより多く算出され、将来の譲渡益が小さくなる傾向が生じた。このため、1995年の財務省規則改正に伴い、E&Pの代わりに上記4要素による投資修正額計算を行うこととした。

投資簿価修正は原則として連結申告年度の期末を基準時として行う必要がある。例外として、税額計算上必要と認められる場合<sup>195</sup>にも行わなければならない<sup>196</sup>。もっとも、実務上は、連結子会社の投資簿価に関する申告書上の開示義務がないことから、税額計算上必要な理由がある場合を除き必ずしも定期的に行われていないのが一般的である。投資簿価修正の結果、子会社の投資簿価を超える減額が行われた場合、超過損失勘定(excess loss account、ELA)が計上される。ELAは、子会社株式の譲渡、連結納税申告の取り止め、子会社株式が不良債権化した際に所得が認識される<sup>197</sup>。

<sup>194</sup> 例えば、1969年改正により、E&P計算上は加速度償却ではなく通常償却を用いるべきこととした。

<sup>195</sup> 連結子会社株式を一部売却した結果、当該連結子会社が連結グループから離脱した場合や、連結子会社が清算した場合など

<sup>196</sup> Treas. Reg. §1.1502-32(b)(1)

<sup>197</sup> Treas. Reg. §1.1502-19

(例 9) ELA の計上

親会社(P社)が保有する子会社(S社)株式の簿価は、当初 70ドルであった。1年目、SはPに対して 100ドルの配当金を支払い、超過損失勘定 30ドルが発生した。

2年目、PはSの全株式を第三者に対して 120ドルで売却した。Pは 150ドルの所得(売却価格 120ドル+超過損失勘定 30ドル)を認識する。



連結グループメンバーが複数層にわかれて保有されている場合には、最下層のメンバー株式の投資簿価修正が上層のメンバーの投資簿価へと段階的に反映される。この段階的な反映を **Tiering Up** という。

例えば、連結孫会社の個社損失 100、連結子会社の個社損失 100 だった場合、連結孫会社の株式簿価が 100 減額し、連結子会社の株式簿価は 200 減額する。

#### 5.2.4.2. E&P 調整

米国連邦税法上、法人からの分配は、当該法人の **E&P** の範囲内で配当と扱われ、法人からの分配のうち **E&P** を超える部分は当該法人株式の税務簿価の範囲内で資本の払い戻しとして扱い、さらにその残額は株式譲渡益として扱われる<sup>198</sup>。法人が分配を行う都度その税務上の性質を判定する必要があるため、連結グループの個社段階で金額をトラックする必要がある。

他方、連結グループを単一法人とみなす考え方においては、子会社の **E&P** の増減を親会社の **E&P** に反映させる必要がある<sup>199</sup>。仮に子会社の **E&P** を親会社の **E&P** に反映させない場合、親会社単体で十分な **E&P** が無いが子会社に十分な **E&P** がある状況において、親会社から株主への分配が配当ではなく資本の払戻しとして扱われ、課税が行われないことになってしまうためである。

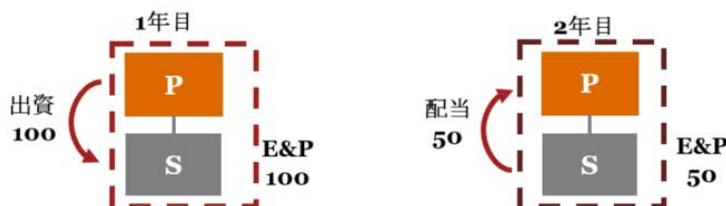
<sup>198</sup> § 301(c)(1)-(3)

<sup>199</sup> Treas. Reg. §1.1502-33. 投資簿価修正と同様、**Tiering Up** と呼ばれる。

(例 10) E&P 調整

1年目、親会社(P社)は、子会社(S社)に100ドルを出資して設立し、S社のE&Pは100ドル上昇する。SのE&P100ドルの上昇は、PのE&Pを100ドル上昇させる。

2年目、SはPに対して50ドルの配当を行った。その結果、SのE&Pは100ドルから50ドルに減少する。PのE&Pは、受取配当所得の50ドル上昇する一方、SのE&Pの減少分50ドルが反映されるため、結果として100ドルのままである。



	1年目 - E&P	2年目 - E&P	合計
P	100ドル上昇 (SのE&Pが反映)	50ドル上昇 (Sからの配当) 50ドル減少 (SのE&Pの減少が反映)	100
S	100	50ドル減少 (配当分配)	50

法人所得税が発生すると、その分だけ株主に対して支払う配当の財源が減ることから、E&Pを減少させる必要がある。しかし、法人が連結グループに含まれている場合、連結納税申告書作成上、連結税額は計算されるが、各メンバーに帰属する税額は計算されない。上述のとおり、E&Pは個社段階でトラックする必要があることから、E&Pの適切な計算のためには連結税額を各メンバーに配賦する必要がある<sup>200</sup>。このため、財務省規則は、連結税額配賦について以下の4つの方法を認めている<sup>201</sup>。

- **Default method** - 連結税額総額のうち個社に帰属する部分の額の連結税額総額に対する割合に従う。
- **Separate return liability method** - 個社が単体申告したと仮定した場合の個社税額(仮定個社税額)を計算し、その総額に対する割合に従う。
- **Tax increase allocation method** - 方法1に従い連結税額を配賦するが、方法2の場合の仮定個社税額を配賦額の上限とする。次に、配賦しきれなかった額全体を、連結申告に伴い発生した個社税額の減額分の割合で配賦する。
- その他の方法で当局の許可を得たもの。但し、連結納税額全額を1社に配賦する方法は許可されない<sup>202</sup>。

また、税額配賦に伴いメンバー間で税務上の関連者間負債、すなわち補填義務が設定されたものと擬制され、実際に支払が行われなかった場合には、税務上の分配又は出資が行われたものとして扱われる<sup>203</sup>。

<sup>200</sup> §1552

<sup>201</sup> Treas. Reg. §1.1552-1(a)

<sup>202</sup> Treas. Reg. §1.1552-1(a)

<sup>203</sup> Treas. Reg. §1.1552-1(b)(2)

さらに、あるメンバーが他メンバーの繰越欠損金を使用した場合にも税務上の関連者間負債が擬制される<sup>204</sup>。その場合には、①欠損法人が課税所得を認識した年度に節税メリットを還元(**wait-and-see method**)と、②毎期、欠損法人へ節税メリットを還元(**percentage method**)の二つの方法がある。また、親子間で税務上の関連者間負債が擬制された場合には、投資簿価修正が生じる<sup>205</sup>。

## 5.2.5. 租税回避防止措置

### 5.2.5.1. 総則

連結納税加入の際に、連結グループ加入以前に生じた繰越欠損金に対して生じる使用制限には以下の2つがある。まず、連結グループ加入時に支配変更が生じている場合<sup>206</sup>の制限である。また、支配変更を伴わない場合<sup>207</sup>であっても、後述の**SRLY**ルールと呼ばれる制限が課されることとなる。

### 5.2.5.2. Section 382

**§382**に定める支配変更(**ownership change**)が起こった場合、欠損法人の繰越欠損金の使用が制限される。支配変更とは、欠損法人の株式の**5%**以上を保有する株主の株式保有割合が、当該株主の保有割合のうち過去**3**年間のうち最も低いものと比べて**50%**超増加している場合をいう。支配変更が生じた場合、当該支配変更以前に発生した繰越欠損金の使用可能額は、支配変更時の欠損法人の価値に連邦長期免税利率を乗じた金額に制限される。

(例 11) **Section 382** による欠損金の使用制限

株主 **A** は、**S** 法人の **100%** を保有する。**S** は **40** ドルの繰越欠損金を有し、株式の価値は **100** ドルであった。その後、**A** は **S** の全株式を第三者である **P** 法人に売却し、**S** は **P-T** 連結グループに加入した。

**S** が保有していた **40** ドルの繰越欠損金について、**P** 連結グループが使用できる金額は、連邦長期免税利率が **2%** と仮定した場合、年間 **2** ドル (**100** ドル × **2%**) である。

支配変更の直前において欠損法人の保有資産に純含み益又は純含み損を有する場合、当該支配変更から**5**年以内に実現した含み益又は含み損について年間使用制限額に修正が加えられる<sup>208</sup>。純含み益を有する場合には、実現した含み益の額だけ年間使用制限額が増額される。他方、純含み損を有する場合には、実現した含み損の額だけ年間使用制限額が減額される。なお、当該修正は、旧欠損法人が、支配変更の直前において、その資産の公正市場価格の**15%**と**1,000**万ドルのいずれか少ない金額より多い純含み益又は純含み損を有している場合にのみ適用される<sup>209</sup>。

### 5.2.5.3. SRLY ルール

<sup>204</sup> Treas. Reg. §1.1502-33(d)(1)(ii)

<sup>205</sup> Treas. Reg. §1.1502-32(b)(3)(iv)(D)

<sup>206</sup> **§382**。例えば、米国法人が他の米国法人を株式買収し、自らの連結グループ子会社とした場合などが該当する。

<sup>207</sup> 例えば、日本法人が米国子会社 **A** と米国子会社 **B** を従前から保有していて、**B** 株式を **A** に譲渡した結果、**B** が **A** を連結親会社とする連結グループに加入した場合が該当する。

<sup>208</sup> **§382(h)**

<sup>209</sup> **§382(h)(3)(B)**

連結子会社が連結グループに加入する前の単体申告年度は **SRLY (Separate Return Limitation Year)** と呼ばれ<sup>210</sup>、この期間に発生した繰越欠損金(以下「**SRLY 欠損金**」という。)の連結グループ加入後の利用は、制限を受ける。欠損法人又は繰越税額控除を有する法人の連結グループ加入による連結課税所得の軽減を防止するための措置である。

連結グループが使用できる **SRLY 欠損金**の累積額は、当該 **SRLY 欠損金**を保有する子会社において連結グループ加入後に発生した累積課税所得の金額が上限となる<sup>211</sup>。つまり、当該子会社が連結加入後継続して所得を稼得していれば、累積課税所得が毎年増加し、その分だけ新たに **SRLY 欠損金**を使用できる。他方、当該子会社において欠損が生じた場合、累積課税所得はその分減少するから、翌年以降で当該欠損を上回る所得を稼得してはじめて、当該減少分を解消して新たに **SRLY 欠損金**を使うことができるようになる。

なお、**SRLY** ルールは連結子会社に対して課される制限であり、連結親会社には適用されない<sup>212</sup>。**§382**に定める支配変更と **SRLY**を生じさせる事象とが **6**か月以内に生じた場合には、**§382**のみが適用される。

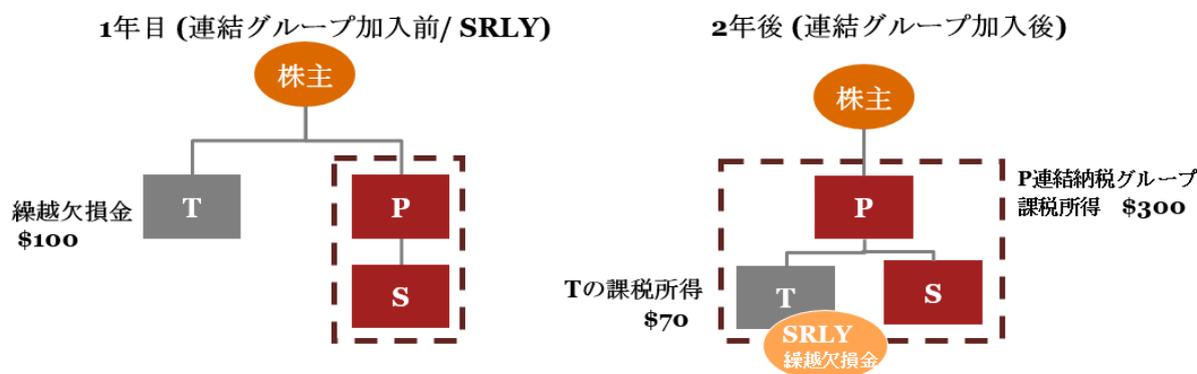
(例 12) **SRLY** ルールによる欠損金の使用制限

(1)

1年目、**P**と**S**は連結グループを形成しており、**T**は単体納税申告をしていた。**T**は **100**ドルの **SRLY 欠損金**を有していた。

2年目の1月1日、**P**は**T**の全株式を取得し、**T**は**P-S**連結グループに加入した。究極の株主変更はないため、**P**による**T**の買収は、**§382**の支配変更には該当しない。

2年目、**P**連結グループは **300**ドルの課税所得が発生し、うち**T**に帰属する課税所得は **70**ドルであった。**SRLY**ルールにより、**T**の **SRLY 欠損金**は **T**の課税所得 **70**ドルに制限される。残額 **30**ドルは、翌年以降に繰り越される。



(2)

1年目、2年目の取引は、例 1 に同じ。

3年目、**P**連結グループは **140**ドルの欠損を生じ、うち**T**に帰属する欠損は **40**ドルであった。**T**の累積課税所得は、**70**ドルから **40**ドル減額され **30**ドルとなる。

<sup>210</sup> Treas. Reg. §1.1502-1(f)(1)

<sup>211</sup> Treas. Reg. §1.1502-21(c)(1)

<sup>212</sup> Treas. Reg. §1.1502-1(f)(2)(i). ただし、後述する逆さ買収の場合を除く。

4年目、P連結グループは所得を生じ、Tに帰属する課税所得は60ドルであった。Tの累積課税所得は3年目の30ドルに60ドルを追加した90ドルとなる。4年目、P連結グループで使用できるTのSRLY欠損金は、20ドル<sup>213</sup>に制限される。残りの10ドルは、翌年に繰り越される。

	T所得	Tの累積課税所得	P連結納税グループ所得 (T以外)	P連結グループ所得で使用できるTのSRLY欠損金
1年目				
2年目	70	70	300	70
3年目	(40)	30 (70 Y2所得 - 40 Y3欠損金)	(140)	0
4年目	60	90 (70 Y2所得 - 40 Y3欠損金+ 60 Y4 所得)		20 (*使用できるSPLY欠損金は Tの累積課税所得額に制限される)

→SRLY欠損金10ドルは5年目に繰り越される

#### 5.2.5.4. 逆さ買収

SRLYルールは連結親会社には適用されないため、欠損金のある親会社が所得法人を買収して、その欠損金を活用して租税回避が行われる可能性がある。このような欠損金の濫用を防止するため、逆さ買収 (reverse acquisition) の措置が設けられた。

逆さ買収により連結グループが形成された場合、あたかも連結親法人が連結子法人であるかのように取扱い、連結親法人が有する繰越欠損金が SRLY の対象となる。逆さ買収とは、一般的に、株式買収又は資産買収において、被買収会社の株主が買収直後に買収会社株式時価の 50%超を有する取引を指す<sup>214</sup>。

(例 13) 逆さ買収に対する SRLY ルールの適用。

T-U 連結グループと P-S 連結グループがそれぞれ存在する。2017年3月31日、P親法人はTの株主(T SH)より、T社の全株式を買収し、対価にP株式を交付した。T-U連結グループの価値は60ドル、P-S連結グループの価値は40ドルであった。

買収の結果、被買収会社の株主(T SH)が買収株式会社(P社)の株式時価の60%を保有することから、逆さ買収とみなされる。その結果、P-S連結グループは2017年3月31日時点で消滅し、それ以前の期間はSRLYとみなされる。T-U連結グループが存続するものとみなされ、P-S連結グループが保有していたSRLY欠損金は、T-U連結グループの所得との相殺が制限される。

<sup>213</sup> Tの累積課税所得90ドルから、2年目で使用したTのSRLY欠損金70ドルを減じた額

<sup>214</sup> Treas. Reg. §1.1502-75(d)(3)

## 第3章 州税

### 1. 概要

#### 1.1. 税目

米国は 50 州から構成されている。各州は独自の州憲法を持つ自治体であり、各州政府は独自の課税権を有している。州の財政運営は、ほとんどの場合、州が徴収する諸々州税から成り立っている。州税のうちの主な収入源は、所得税、売上税、資産税であるが、各税目において何が課税対象とされているのかは各州の税法により異なる。

法人所得に対する課税については、ほとんどの州が法人所得税を設けている。ただし、ネバダ州、オハイオ州、サウスダコタ州、テキサス州、ワシントン州及びワイオミング州の 6 州は、法人所得に対する課税を行っていない。ただし、以下のとおり、州によっては所得を課税対象としない法人課税を設けている場合がある。

(図表 9) 法人所得課税を課さない州とその州における代替的な法人課税

法人所得税を課さない州	代替的な法人課税	課税対象・方法
ネバダ州	商業税 (Commerce Tax)	(NV 州に帰属する売上 - 控除項目) × 税率 (事業により 0.051% ~ 0.331%)
オハイオ州	商業活動税 (Ohio Commercial Activity Tax)	OH 州に帰属する売上 × 税率 (0.26%)
サウスダコタ州	フランチャイズ税 (銀行業のみ)	SD 州に帰属する所得 × 税率 (0.25% ~ 6% の累進税率)
テキサス州	フランチャイズ税	①粗利、②売上-人件費、③売上の 70%、 ④売上-\$1M ①~④の最も低い額 × 売上配賦率 × 税率) (卸売又は小売 0.375%、その他 0.75%)
ワシントン州	事業・職業税 (Business & Occupation Tax)	売上 × 税率 (事業により 0.138% ~ 3.3%)
ワイオミング州	特段課税無し	N/A

なお、2018 年においては、州法人所得税の最高法定税率は、約 3% から約 12% である<sup>215</sup>。

<sup>215</sup> Thomson Reuters/Tax & Accounting, State Tax Smart Chart によると、最高法定税率が最も低い州は NC 州の 3% (N.C. Gen. Stat. § 105-130.3)、最も高い州は NJ 州の 11.5% とされている。なお、州により、銀行業等の特定の業種は異なる税率で課税されることもある。

## 1.2. 州課税権—ネクサス(Nexus)<sup>216</sup>

### 1.2.1. 州課税権の基本的な考え方

米国では、各州が独自の会社法を有し、法人は州の会社法に基づき設立される。各州は当該州の会社法により設立された法人に対する課税権を有するが、他州で設立された法人に対して課税権を主張するためには、その州と法人に一定の繋がりが必要とされる。州税の課税権が発生する州と他の州で設立された法人などの事業体との繋がりをネクサス(Nexus)という。

州によりネクサスの発生基準は異なるものの、基本的には事業体はその州に資産や従業員を有している場合やその州で実際に事業を行っている場合に、ネクサスは発生する。各州が現在採用する基準は、米国連邦憲法の適正な手続きなしに自由又は資産を奪うことを禁じる **Due Process Clause**<sup>217</sup> 及び米国連邦議会に国外及び国内の州間での商業活動に関して規制を行う権利を与える **Commerce Clause**<sup>218</sup>に関する米国連邦最高裁判所の解釈等に基づき各州がそれぞれ立法を行ってきたことにより、構築されている。

歴史的には、当初は僅かな事業活動しか行われていない他州の法人に課税権を主張する州も多かったところ、**Due Process Clause** や **Commerce Clause** に関する米国連邦最高裁判所の判例等により、制限が加わってきたと一般的には説明されている。他方で、近年では **Click through nexus**<sup>219</sup> に代表されるように電子商取引や通信取引に対する新たなネクサス対応を行う州が増えてきている。また、後述のとおり、**2018年6月**には売上税に関するネクサスにつき、連邦最高裁判所が従前の判断を覆す判決を下している。

### 1.2.2. 法人所得税に関するネクサスの発生基準

法人所得税に関しては、**1959年**に連邦議会が **Public Law 86-272** を制定したことにより、資産の販売のための勧誘活動のみをある州内で行うだけでは当該州にネクサスが発生しないというルールが存在する。

これにより、実際には企業が全米で商品の販売活動を行っていても、その企業との間にネクサスが生じる州は限定的となることもある。この場合、州法人所得税が課される州が少なくなる一方、後述する州法人所得の計算によっては州法人所得税が課される州における所得の計上額が少なくなる時があり、法人の州税の実効税率が **1-2%**まで低くなることもある。

**Public Law 86-272** は州間取引に適用範囲が限定されているため、米国国外との取引については対象外である。他方、ほとんどの州において租税条約の適用が認められていないため、例えば、日本法人がある州内に存在する資産を売却した場合、連邦税務上は日米租税条約の適用により恒久的施設がないというポジションを取った場合でも、州法人所得税上のネクサスが生じるということもある。

---

<sup>216</sup> 高橋良「米国州税の基礎及び州税改正最新動向第7回米国州税-ネクサス-州課税権と申告義務」国際税務 26 巻 6 号

<sup>217</sup> アメリカ合衆国憲法修正第 14 条

<sup>218</sup> アメリカ合衆国憲法第 1 条第 8 節第 3 章

<sup>219</sup> 一般に、州内のウェブ広告業者を通じて州外の事業者が売上を上げており、かつ、一定額の手数料が当該ウェブ広告業者に支払われている場合にネクサスを認定する考え方をいう。

### 1.2.3. 売上税に関するネクサスの発生基準

売上税については、**Public Law 86-272** は適用されない。他方で、**1992** 年に連邦最高裁判所により、他州で売上税の課税権を主張するには、売上等の経済的存在だけでなく物理的存在が必要との判決<sup>220</sup>が示されたことから、例えば、オンラインのみでの販売を行っているだけである場合には、売上税上のネクサスが認定できないものと解されていた。しかし、**2018** 年 7 月、連邦最高裁判所が **Quill** 判決の要求する物理的拠点基準は不適切で誤りであると判決した<sup>221</sup>。**Waifair** 判決により、州内に物理的存在がない場合にも売上税のネクサスを売上等の経済的な基準に基づき認定することが可能となったと解されており、今後の動向が注目されている。

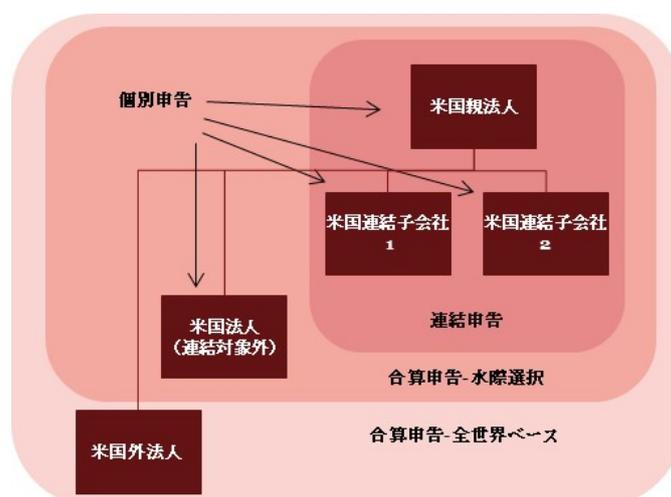
## 2. 州法人所得税の納税単位

### 2.1. 申告方法

#### 2.1.1. 申告方法の種類

州により、個別申告、連結申告又は合算申告が存在する。各申告方法の範囲のイメージは、以下のとおり。

(図表 10) 申告方法の種類



#### 2.1.2. 個別申告

各事業体の単体で申告を行うもの。

#### 2.1.3. 連結申告

原則として連邦税法上の連結グループに従い、**80%**以上の資本関係のある法人が連結グループとして申告を行うもの<sup>222</sup>。

<sup>220</sup> *Quill Corp. v. North Dakota* 504 U.S. 298 (1992) (以下「**Quill** 判決」という。)

<sup>221</sup> *South Dakota v. Waifair, Inc. Et. Al.* No. 17-494 (以下「**Waifair** 判決」という。)

<sup>222</sup> 他の連結グループメンバーが当該州にネクサスを持っていない場合の取扱いや、関連者間取引の取扱いなどの細則については、州によって異なるルールが定められている。

#### 2.1.4. 合算申告

ユニタリー申告ともいい、50%超の資本関係のある関連会社グループのうち、同一の事業を行っていると思われるもの(以下「ユニタリー・グループ」という。)を、単一の納税者として申告を行うもの。

各州税法は、それぞれユニタリー・グループの対象範囲を設定している。ただし、同一の事業を行っていると思われるかどうかについて、最高裁判所の判例<sup>223</sup>に基づき、以下の3項目が最低限の関連性の存在を判断する基準とされている。

- 機能的な統合
- マネージメントの中央化
- 規模の経済力の存在

一般に、ユニタリー・グループの範囲は連結納税グループより広範囲となることが多く、また、海外で事業を行っている法人も含まれることもある。

また、所得の計算方法は、連結申告と合算申告ではほぼ同様である。

合算申告が導入された背景は、個別申告の場合、州間で行われる取引は独立当事者間取引価格で算定される必要があるが、実務的には全てこれを行うことは困難であるため、また、関連会社間の相互依存関係やその統合がもたらす経済的な力を課税上考慮することや、関連グループ全体としての所得を適切に分割することが困難であるためとされている<sup>224</sup>。

近年は合算申告を適用する州が増えており、2001年は16州であったが、2018年には27州に増加している。

#### 2.2. 連邦税法上構成員課税の事業体の州税法上の取扱い<sup>225</sup>

事業体の州税法上の取扱いにつき、ほとんどの州税法に、連邦税法上の事業体の分類選択を定めるCTB規定に基づく連邦税法上の取扱いに準ずるという規定がある。そのような州においては、事業体に関する連邦税法上の取扱いと州税法上の取扱いが一致する。

事業体が連邦税法上パートナーシップ扱いを選択している場合には、州税法上もパートナーシップ扱いとなるため、当該事業体の構成員は、当該事業体が事業を行う等ネクサスを有する州において、ネクサスを有することになる。したがって、ある州において構成員自身はネクサスを有していない場合であっても、パートナーシップ扱いを選択した事業体が当該州においてネクサスを有していれば、当該構成員も当該州にネクサスを有していると取り扱われ、申告納税義務が生じる。

#### 2.3. 連邦税法の納税単位と州税法の納税単位が異なる場合の取扱い

州税の課税所得が連邦課税所得に準拠するものの、州税と連邦税で課税対象が異なる場合には、実務的な対応として、州税の課税対象に合わせた仮の連邦課税所得計算書(**pro-forma**、以下「プロフォーマ計算書」という。)を基に州税の課税所得の計算が行われている。具体的には、次のとおりである。

- 連邦税が連結納税で州税が単体納税の場合、仮に連邦税を単体で申告した場合の所得に準拠する。

<sup>223</sup> Mobil Oil Corp. v. Commissioner of Taxes of Vermont

<sup>224</sup> 岡村忠生「ユニタリー・タックスの理論とその問題点(二)」京都大学法学論業 119(1985)

<sup>225</sup> 高橋良「米国州税の基礎及び州税改正最新動向第3回米国州税の実践的節税プランニング」国際税務 25巻12号

- 連邦税と州税がともに連結納税であるものの申告グループに該当する会社が異なる場合、仮に連邦税を州税と同じ会社が連結して申告した場合の所得に準拠する。

例えば、連邦税の連結グループが A 社、B 社、C 社及び D 社、州税のユニタリー・グループが A 社、B 社及び C 社の場合、A 社、B 社及び C 社のみを含むプロフォーマ計算書を作成し仮の連邦課税所得を準拠する。

プロフォーマ計算書を計算の基礎とすることについて、州税上のガイダンスにより明確化を行っている州もある。

例えば、ペンシルバニア州においては、法人が連邦連結グループのメンバーである場合、当該法人が連邦税務申告を単体で申告した仮の申告書を基にすると定められている<sup>226</sup>。

他方、カリフォルニア州においては、法人所得税においては特段明記されていないが、個人所得税においては連邦とカリフォルニア州にて夫婦合算及び単身申告が異なる場合にプロフォーマ計算書への準拠が明記されている。また、カリフォルニア州当局の内部マニュアルにおいては、連邦税の連結グループとカリフォルニア州のユニタリー・グループのメンバーが違う場合は実務的にプロフォーマ計算書が使われることが記載されている<sup>227</sup>。

### 3. 州法人所得税の計算方法

#### 3.1. 総則

州法人所得税の計算方法は、州により詳細は異なるものの、法人所得税のない上記の 6 州を除き、連邦法人所得税上の課税所得を基準に計算される。一般に、連邦法人所得税上の課税所得に州税法上の調整を考慮して求められる配賦対象課税所得を、資産率、賃金率、売上率の 3 要素のいずれか、又は全てからなる州間所得配賦率 (**apportionment rate**) で各州に配賦し、それに州法人所得税率を乗じて税額を計算する州が多い。

#### 3.2. UDITPA

多くの州においては、1957 年に統一州法委員会全国会議 (**The National Conference of Commissioners of Uniform State Laws**、以下「**NCCUSL**」という。) によって採用された課税上の所得に関する統一的な分配法 (**Uniform Division of Income for Tax Purposes Act**、以下「**UDITPA**」という。) の計算方式をモデルに、州法人所得税の計算方法を定めている。

**NCCUSL** は、州ごとに異なる州税法が施行されることにより州間取引の取扱いが複雑化することを防ぐため、各州により指名された法律家により構成された非営利団体である。**NCCUSL** の決定には法的拘束力はなく、その決定の導入は各州に委ねられている。**UDITPA** に定める計算方法も一定の指針に留まるものであり、法人所得税を課す州は、大まかな法人所得の計算の流れは **UDITPA** に従うことが多いものの、それぞれ異なる個別の加算項目、減算項目、配賦率計算方法を持っている。

---

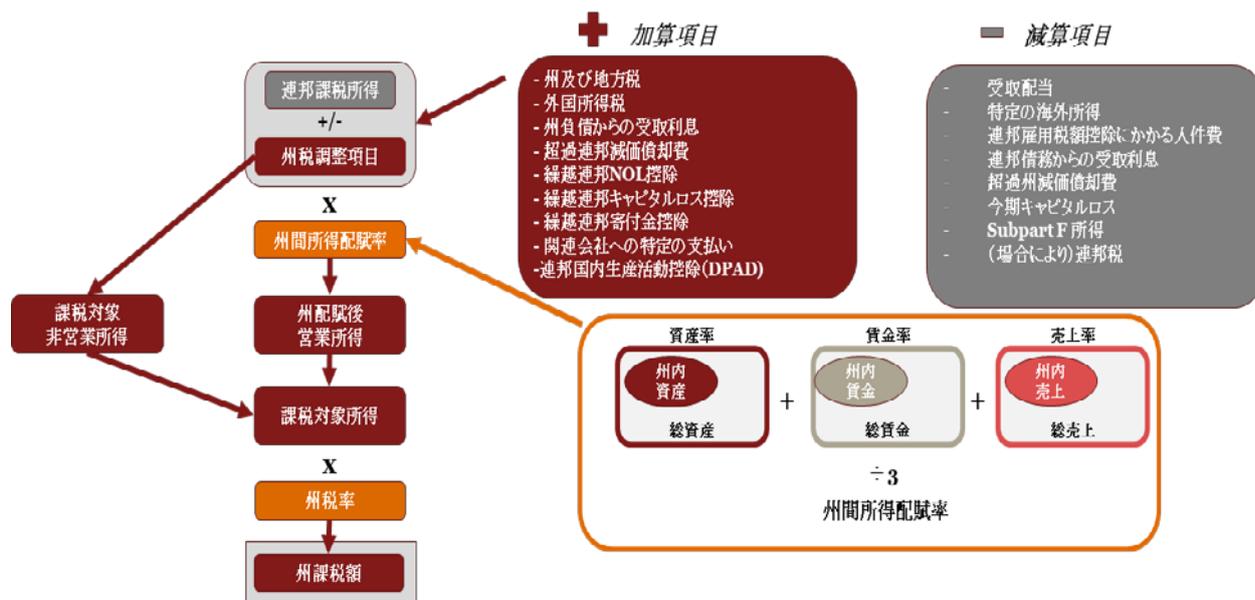
<sup>226</sup> 72P.S. 403 a.1, "Corporations that are part of a consolidated group are required to provide all information that would have been included in a separate company federal income tax return had the corporation filed a separate company income tax return with the federal government"

<sup>227</sup> Internal Procedures Manual, Multistate Audit Technique Manual, California Franchise Tax Board, "net income before state adjustments will often reflect "pro-forma" Form 1120s that include unitary members that were not included in the consolidated return filed for federal purposes such as subsidiaries owned less than 80 percent."

UDITPA に定める計算方法の枠組みは、①営業所得に関しては州間配賦所得率による配賦 (apportionment) を行い<sup>228</sup>、②配当等の非営業所得についてはソースルール類似の基準での課税権の振り分けを行う<sup>229</sup>というものである。

税額計算方法としては、連邦課税所得に州税上の加減算調整を行った後、営業所得に州間配賦所得率を乗じた額及び課税対象の非営業所得の総額に税率を乗じる方法が基本となる。また、州間所得配賦率は資産、賃金、売上の 3 要素又はそのいずれかを加味した配賦率である<sup>230</sup>。UDITPA における州法人所得税の計算方法のイメージは、図表 11 参照。

(図表 11) UDITPA における州法人所得税の計算方法



### 3.3. CFC 所得の取扱い

連邦税務上、サブパート F 所得に該当する所得は、発生した課税年度に課税対象となり、米国株主の所得に算入される。

州税におけるサブパート F 所得の扱いは州により異なり、連邦税と同様に州税法上の課税所得に取込む州、課税所得に取込むが連邦税とは取扱いが違う州、連邦税とは異なりサブパート F 所得を課税対象としない州等がある。当該所得は UDITPA において特段規定されていない。

### 3.4. 連結申告又は合算申告を行っている場合の各事業体への州税の配賦

連結申告又は合算申告の場合には、各事業体に州税上の課税所得や州税額の配賦を要求する州もある。例えば、カリフォルニア州においては、Schedule R-7 にて単体ベースの課税所得及び州税額の割り振りを行う。また、ニューヨーク州においては、単体ベースの Minimum Tax を Form CT-3-A/BC にて計算することが必要となっている。ただし、これらについては求めない州もあり、必ずしも統一的なルールがあるわけではない。

また、実務上、以下の場合に州税額の配賦が行われることがある。

<sup>228</sup> UDITPA §2, §9

<sup>229</sup> UDITPA §4-8

<sup>230</sup> UDITPA §9

- 財務会計上、単体の税金計算を行う必要がある場合。この場合、売上等一定の合理的な方法で概算配賦が行われる。
- 税負担合意契約(**Tax Sharing Agreement**、以下「**TSA**」という。)により連邦税だけでなく州税の個社配賦が義務付けられている場合。この場合、**TSA**に定める方法での配賦が行われる。但し、金額的重要性の観点から、州税まで**TSA**で配賦を義務付けているケースは実務上は多くないと考えられる。

## 4. 州税の連邦税法上の取扱い及び他州の州税の州税法上の取扱い

### 4.1. 連邦税法上の取扱い

州税は、連邦法人所得税の計算上控除可能である。ただし、州法人所得税申告期日が連邦法人所得税申告期日より後の場合、実務的に州税の税額が確定していないため、会計上の税金計算時に概算した額を損金算入し、翌年に実際の確定税額との差額を調整することもある<sup>231</sup>。

### 4.2. 他州の州税の州税法上の取扱い

州法人所得税においては他州の法人所得税を損金算入できないが、一定の範囲で税額控除が認められるのが一般的である<sup>232</sup>。

## 5. 代表的な州税の取扱いーカリフォルニア州税<sup>233</sup>

### 5.1. ネクサス

カリフォルニア州(以下「**CA**州」という。)におけるネクサスは、**factor presence**により認定される。具体的には、**2017年1月1日**以降に始まる課税年度においては以下のいずれかの要件を満たす場合、**CA**州にてネクサス認定される。

- ① **CA**州内の売上が**\$561,951**又は資産、賃金のいずれかが**\$56,195**を超過<sup>234</sup>
- ② **CA**州内の売上、資産、賃金のいずれかがそれぞれの総額の**25%**を超過<sup>235</sup>

### 5.2. 納税単位

#### 5.2.1. 申告方法の種類

**CA**州は、単体申告及び合算申告を採用している<sup>236</sup>。

#### 5.2.2. 合算申告

##### 5.2.2.1. ユニタリー・グループの判断基準

---

<sup>231</sup> §461(h)

<sup>232</sup> 例えば、ジョージア州においてはジョージア州以外の州税は加算調整される(Ga. Code Ann. § 48-7-21(b)(2))。他方、イリノイ州においてはイリノイ州税のみ加算調整となる。(ILCS Chapter 35 § 5/203(b)(2)(B))

<sup>233</sup> 高橋良「米国州税の基礎及び州税改正最新動向第11回カリフォルニア州税の基礎及び最新情報(1)」国際税務 26巻 12号

<sup>234</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 23101(b) ; Doing Business in California, CA FTB

<sup>235</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 23101(b) ; Doing Business in California, CA FTB

<sup>236</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 25102

合算申告に関して、CA州におけるユニタリー・グループの判断基準は同州の判例を基にしており、具体的には次のとおり定められている。

- 水平的な事業つながり: 同一の事業に携わっている<sup>237</sup>
- 垂直的な事業つながり: 事業に縦列的なつながりがある<sup>238</sup>
- 集中化されたマネージメント: 企業グループが複数の異なった事業を所有する場合、集中化された経営陣により企業の運営や、通常的意思決定などがされている<sup>239</sup>
- ユニタリー保有要件: 50%超を保有する親会社及びその親会社が 50%超保有する法人<sup>240</sup>

#### 5.2.2.2. 連邦税法上構成員課税の事業体のカリフォルニア州税法上の取扱い

連邦税法上パートナーシップ選択をしている事業体については、CA州の州法人所得税においてもパートナーシップとして扱われる。また、ディスリガード選択をした事業体についても同様に、連邦税法上と同様の取扱いが行われる<sup>241</sup>。

なお、LLCは、州法人所得税の取扱いに関わらず、フランチャイズ税及びLLC feeの対象となる<sup>242</sup>。すなわち、構成員課税扱いであっても、CA州に帰属する売上を基準に\$800~\$11,790のフランチャイズ税及びLLC FeeがLLC自体に対して課税される。また、通常のパートナーシップは、一律\$800のパートナーシップ課税の対象となる<sup>243</sup>。

#### 5.2.2.3. 連邦税法の納税単位とカリフォルニア州税法の納税単位が異なる場合の取扱い

CA州のユニタリー・グループと連邦税の連結グループのメンバーが異なる場合、CA州のユニタリー・グループメンバーで構成するプロフォーマ計算書を基にCA州の課税所得を計算するのが一般的な実務対応である。

#### 5.2.2.4. 水際選択 (Water's Edge Election)

水際選択とは、CA州のユニタリー・グループの判定を米国法人のみに限定する選択である<sup>244</sup>。本選択を行わない場合、全世界の関連法人が、ユニタリー・グループかどうかの判定の対象範囲となり、米国に拠点のない外国法人も一定の要件を満たす場合ユニタリー・グループに含まれることがある。

水際選択は、水際選択は7年間有効であり、適用後はいつでも全世界ベース申告への変更が可能である<sup>245</sup>。ただし、水際方式選択した場合であっても以下の法人は、ユニタリー・グループの対象となる<sup>246</sup>。

- 輸出専門会社(DISC)及び外国販売会社(FSC)
- 米国の資産率、貸金率、売上率の平均が20%以上の外国法人

<sup>237</sup> Cal. Code Regs. 18 § 25120(b)(1)

<sup>238</sup> Cal. Code Regs. 18 § 25120(b)(2)

<sup>239</sup> Cal. Code Regs. 18 § 25120(b)(3)

<sup>240</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 25105(a)

<sup>241</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 23038(b)(2)(B)

<sup>242</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 17941

<sup>243</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 17935(a)

<sup>244</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 25110

<sup>245</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 25111

<sup>246</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 25110

- 
- 米国で設立された法人
  - 輸出貿易会社 (**Export Trade Corporation**)
  - 米国で事業を行う若しくは米国源泉の収入のある外国法人 (米国源泉収入に配賦率をかけた額のみ合算対象)
  - サブパート F 所得を持つ被支配外国法人 (**CFC**) (サブパート F 収入に配賦率を掛けた額のみ合算対象)

なお、連邦最高裁判所は、外国法人に対する課税権の違憲性が争われた **Barlcays Bank PLC v. Franchise Tax Board of California, US SCt, Dkts, 92-1384, 92-1839, June 20, 1994**)において、CA 州の全世界ベースのユニタリー合算は違憲ではない旨判示している。

また、1994 年に水際方式の規定が改正されるまでは、水際方式を選択した場合でも外国関連会社に関する開示リストが要求されていた。

### 5.3. 州法人所得税の計算方法

基本的に CA 州の法人税の計算方法は、上述の **UDITPA** の計算方法に従い設計されている。具体的な計算方法は、次のとおりである。

(図表 12) 州法人所得税の計算方法

調整項目	具体的項目
スタート基準	欠損金及び特別控除前の連邦課税所得 <sup>247</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニタリー・グループの構成員が連邦連結申告グループと異なる場合、全世界合算申告ベースの場合又は水際方式の場合等ではスタートが必ずしも連邦課税所得になるとは限らない</li> </ul>
州調整項目	主な調整項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受取配当控除の調整<sup>248</sup></li> <li>● 他州及び連邦負債からの受取利息の加算<sup>249</sup></li> <li>● 減価償却費の調整<sup>250</sup></li> <li>● 寄附金控除の調整<sup>251</sup></li> <li>● 国内製造活動控除(Domestic Production Activities Deduction, DPAD)の足し戻し<sup>252</sup></li> <li>● CA州欠損金控除<sup>253</sup></li> <li>● サブパート F 所得の減算<sup>254</sup></li> </ul>
州間所得配賦率	売上率のみ適用 <sup>255</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融、農業等の特定の事業を行う法人については 3 ファクター配賦率を適用</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般企業: <b>8.84%</b><sup>256</sup></li> <li>● 銀行金融業: <b>10.84%</b><sup>257</sup></li> </ul>
税控除	主な控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育支援<sup>258</sup></li> <li>● 省エネ<sup>259</sup></li> <li>● 雇用拡大<sup>260</sup></li> <li>● 環境汚染抑制<sup>261</sup></li> </ul>

<sup>247</sup> Form 100 Instruction, § 24341

<sup>248</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 24410. 連邦税とは異なる受取配当控除が適用される。

<sup>249</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 24272

<sup>250</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 24349. 連邦税とは異なる減価償却が適用される。

<sup>251</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 24358. 連邦税とは異なる制限が適用される。

<sup>252</sup> California FTB Legislative Change Notice No. 05-26, 10/07/2005

<sup>253</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 24990

<sup>254</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 24411, Cal.Rev. &Tax. Cd. § 25106

<sup>255</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 25128.7

<sup>256</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 23151(e)

<sup>257</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 23186

<sup>258</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 23687

<sup>259</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 23426

<sup>260</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 23636

<sup>261</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 8105

---

#### 5.4. CFC 所得の取扱い

連邦税上認識されるサブパート F 所得は、CA 州税法上の課税所得には含まれない<sup>262</sup>。一方で、CA 州での売上配賦率を計算する際の計算には含まれる<sup>263</sup>。

#### 5.5. 合算申告を行っている場合の各事業体への州税の配賦

上述のとおり、CA 州において、合算申告でユニタリーグループ全体の課税所得及び課税額を申告する必要がある一方、ユニタリーメンバーの課税所得及び州税額を単体ベースでも計算し申告する必要がある<sup>264</sup>。

#### 5.6. 州税法上の他州の州税の取扱い

CA 州において、連邦課税所得の計算にて控除された CA 州法人税を含む州法人税の控除は認められず、加算調整が必要である<sup>265</sup>。

---

<sup>262</sup> Form 100 Instruction

<sup>263</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 25110(a)(2)(A)(ii)

<sup>264</sup> Cal.Rev. &Tax. Cd. § 25106.5-11, California Schedule R

<sup>265</sup> Cal. Rev. & Tax. Cd. § 24345

## 第4章 ビジネス税及び国際租税に係る米国税制改正の主要項目等

### 1. 米国税制改正の経緯・趣旨

#### 1.1. 米国税制改正までの経緯

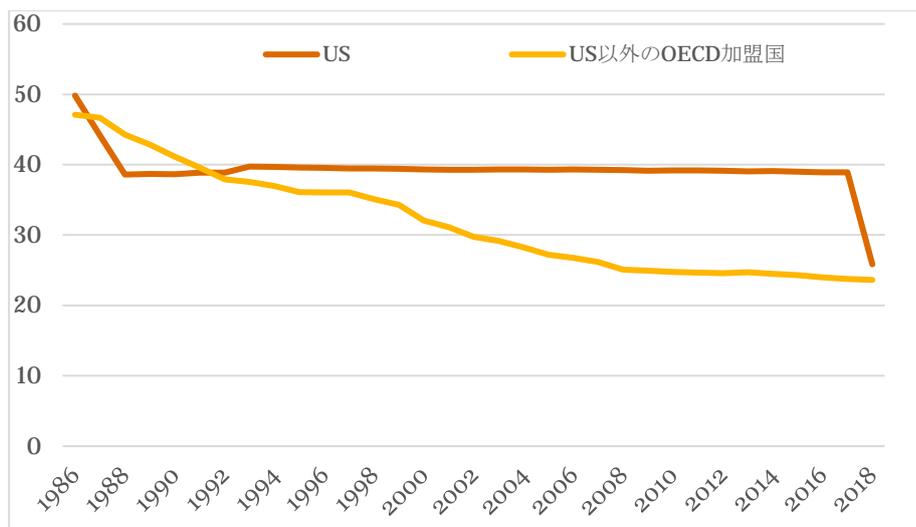
##### 1.1.1. 2016年大統領選まで

米国では、レーガン政権における1986年税制改正<sup>266</sup>以来、長期にわたり大きな税制改正は行われてこなかった。他方、1990年代以降、OECD加盟国の各国において法人所得税の改正が進むにつれ、以下の2点で米国の法人所得税の仕組みと各国のそれとの差が拡大していた。

- 法人実効税率<sup>267</sup>
- 国際的二重課税の排除の方法

まず、法人実効税率については、米国を除くOECD加盟国の平均法人実効税率は、1986年において約47%であったが、2002年には約30%、2008年には約25%まで低下し、米国のそれを大きく下回る状況となっていた<sup>268</sup>。米国の法人実効税率と米国を除くOECD加盟国の平均法人実効税率の推移については、図表13参照。また、2018年におけるOECD加盟国の法人実効税率の比較については、図表14参照。

(図表13) 法人実効税率の推移<sup>269</sup>



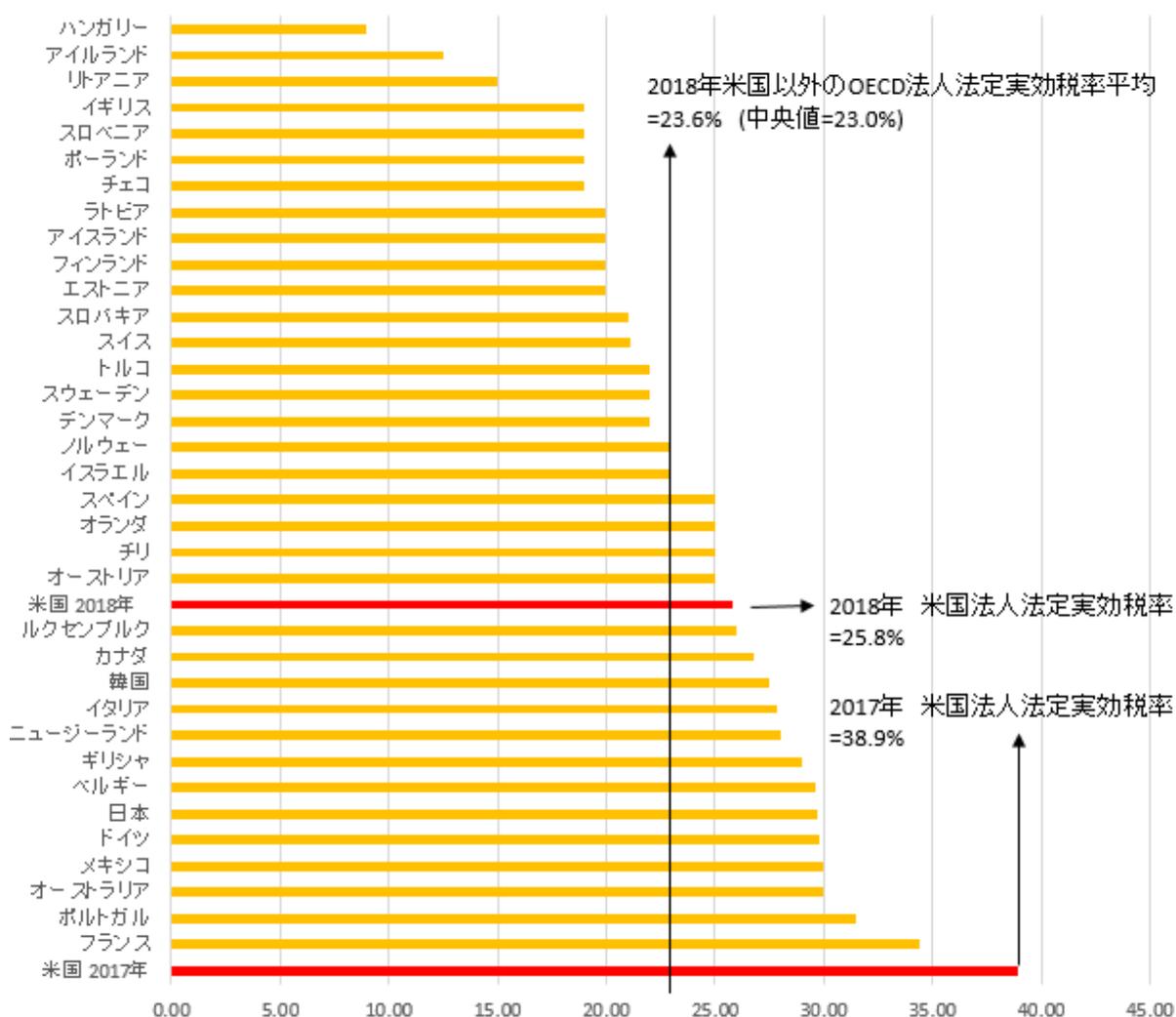
<sup>266</sup> 法人所得税率の大幅引下げ、外国税額控除などの国際課税制度の整備、加速度償却の拡充などの課税ベースの改革等

<sup>267</sup> 法人実効税率とは、法人の所得に課される国税及び地方税すべてを合計した場合の法人の税負担の割合をいう。日本でいえば、法人税のほか、国税として地方法人税、地方税として法人住民税と事業税すべてを合計した場合の法人の税負担の割合である。法定総合税率ともいう。金子宏『租税法(第22版)』419頁(2017)

<sup>268</sup> OECD, OECD Tax Database (<http://www.oecd.org/tax/tax-policy/tax-database.htm>)内の法人税率データベース(C. 1. Table II.1 – Corporate income tax rates, [https://stats.oecd.org/index.aspx?DataSetCode=TABLE\\_III](https://stats.oecd.org/index.aspx?DataSetCode=TABLE_III))における combined corporate income tax rate。

<sup>269</sup> OECD Tax Database内の法人税率データベースにおける combined corporate income tax rate。Combined corporate income tax rateは中央政府(central government)と地方政府(sub-central government)の法人所得税について、地方政府法人所得税の中央政府法人所得税での損金算入効果込みでの税率を算出している。米国における地方政府法人税率は6.12%が用いられている。

(図表 14) 2018 年における OECD 加盟国の法人実効税率

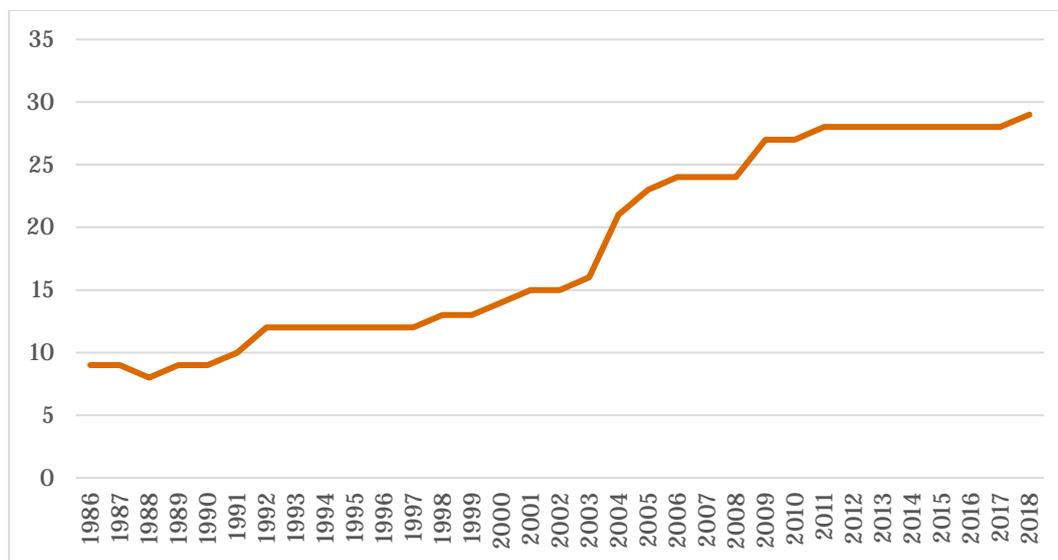


次に、国際的<sup>270</sup>二重課税の排除の方法については、英国や日本をはじめとして、近年 OECD 加盟国で外国子会社配当免税制度を採用をする国が増加していた。2017 年時点で、米国以外の

<sup>270</sup> 自国の法人の国外所得に対する課税の方法は、全世界所得課税方式(以下「ワールドワイド方式」という。)と国外所得免税課税方式(以下「テリトリアル方式」という。)に大きく区別される。それぞれの課税方式における、国際的<sup>270</sup>二重課税の排除の方法として、ワールドワイド方式では、国外所得を含む全世界所得に課税した上で、国外所得について生じた二重課税を外国税額控除方式により排除する仕組みをとり、テリトリアル方式では、内国法人に対して国外所得に対する課税を免除することにより二重課税を排除する仕組みをとる。しかしながら、各国の制度はいずれの課税方式を完全採用しているものではなく、いずれかの課税方式の中に位置づけられる。例えば、ワールドワイド方式の考え方を採用していると考えられる国であっても、外国子会社の所得について、当該外国子会社での所得の発生と同時に親会社に取り込む考え方を採る国もあれば、外国子会社からの配当時に取り込む考え方を採る国もある。他方で、テリトリアル方式の考え方を採用していると考えられる国であっても、外国子会社株式の譲渡益や外国支店での所得について、これを取り込む考え方がある。なお、欧州諸国においては、伝統的にテリトリアル方式を採用していると考えられる国が多い。なお、外国子会社配当の免税制度については、我が国も平成 21 年度の税制改正において外国子会社配当益金不算入制度を導入しており、米国も 2017 年税制改正で外国子会社配当を免税としたため、現在国際的に主流とあって差し支えない制度となっている。経済産業省委託調査報告書「BEPS を踏まえた我が国の CFC 税制等の在り方に関する調査(平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業(対内直接投資促進体制整備等調査))」(2016 年 2 月)、12 頁。

OECD 加盟国中、外国子会社配当免税制度を採用していない国は 5 개국<sup>271</sup>のみとなっていた。外国子会社配当の免税制度を導入している国数の推移については、図表 15 のとおりである。

(図表 15) 外国子会社配当免税制度採用国<sup>272</sup>



米国は、歴史的に見ても相対的に法人実効税率が高く、また、外国子会社で発生する所得に対しては配当時に米国の法人税率を課した上で、米国以外で課された税につき税額控除を与える仕組みであったため、米系多国籍企業は外国子会社の留保利益を米国本国へ配当させずに当該外国子会社に留保する誘因を有していたと考えられる<sup>273</sup>。この誘因は外国子会社の所在地国の税率が低ければ低いほど大きくなるため、米国と米国以外の国との税率差の拡大は米国多国籍企業にとって子会社の所在する低税率国に利益を留保させる大きな誘因となった。米国多国籍企業による国外留保利益の累積額の推移については、図表 16 のとおりである。

(図表 16) 国外留保利益の累積額<sup>274</sup>



<sup>271</sup> チリ、アイルランド、イスラエル、韓国、メキシコ

<sup>272</sup> PwC, Evolution of Territorial Tax Systems in the OECD (2013)

([http://www.techceocouncil.org/clientuploads/reports/Report%20on%20Territorial%20Tax%20Systems\\_20130402b.pdf](http://www.techceocouncil.org/clientuploads/reports/Report%20on%20Territorial%20Tax%20Systems_20130402b.pdf))

<sup>273</sup> 一般に、ロックイン効果という。

<sup>274</sup> IRS Statistics of Income, US Corporations and Their Controlled Foreign Corporations

(<https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-controlled-foreign-corporations>). 当該データベースでは 2 年毎の単年のデータしか開示されていないため、2010 年からの増分については、2010 年当期 E&P を 2011 年当期 E&P と想定した上で 2011 年及び 2012 年の当期 E&P (2 年分) を計算した。また、2010 年末累積 E&P と 2011 年及び 2012 年当期 E&P との合計額と 2012 年末累積 E&P との差額で 2011 年及び 2012 年分配額 (2 年分) を計算した。2012 年からの増分についても、2010 年からのものと同様に計算した。

当該誘因に対抗する観点から、1962年税制改正により、サブパートF所得等一定の外国子会社の所得を、その発生と同時に米国株主で取り込む制度が導入された<sup>275</sup>ものの、その対象が一定の受動的な所得及び一定の取引から生じる所得等に絞られており、サブパートF所得を生じさせない取引を通じて米国外で再投資する限り合算対象とされなかったため、引き続き税負担を配当まで繰り延べるのが可能であった。会計報告上も、原則としては外国子会社の利益に対する将来の米国での税金費用を見積り、これを繰延税金負債として計上する必要があったが、例外として、当該利益を国外で無期限に再投資することを宣言する場合にはその必要がないこととされる。このことより、会計上の実効税率を引き下げることが可能となるため、上場会社にとっては、会計上の観点からも外国子会社の留保利益を米国本国に還流させないより強い誘因が働くことになった<sup>276</sup>。

また、そもそも、米国親会社を国外に移転させることによって米国での追加の税負担を配当まで繰り延べるのではなく、税負担自体を免れることを目的として、リストラクチャリングやM&Aを通じて米国親会社を国外へと移転するという、いわゆるインバージョン取引が米系多国籍企業において行われてきた<sup>277</sup>。2004年税制改正で、一定のインバージョン取引につき、当該取引後に新たに親会社となった外国法人を税務上引き続き米国法人として取り扱うこととする\$7874が成立したが、\$7874は旧株主が40%超の持分を手放すような外国企業の米国企業に対する買収に対しては適用がなかったため、\$7874の適用を回避しつつインバージョンを達成しようとする取引は継続して行われ<sup>278</sup>、この措置は外国企業による米国企業の買収自体を防止する措置とはならなかった。

こうした状況の中、オバマ政権(民主党)の下で下院歳入委員会議長であったデイビッド・キャンプ氏(共和党)が中心となり、超党派での抜本的税制改正法案の作成に向けた議論が行われた。2014年に発表された税制改正法案(以下「キャンプ案」という。)<sup>279</sup>は、法人税率を段階的に25%まで引き下げるとともに、外国子会社配当免税制度の導入を提案していた。なお、サブパートF所得等の合算課税制度については、無形資産を通じて低課税国に所得を移転することで、米国の課税ベースを浸食することを防止する観点から、新たな合算所得類型の創設を提案した<sup>280</sup>。

---

<sup>275</sup> Revenue Act of 1962. 立法資料においては、サブパートF所得に対する課税の目的について、一定の国外所得について当年度課税を行うことで課税繰延(deferral)を防止すること、米国で課税されないような利益還流(repatriation)を防止すること、複数の国外税制を利用(taking advantage of multiplicity of foreign tax systems)することにより国内源泉所得であれば通常課されたであろう税負担を回避することを防止することが示されている。H.R. Rep. No. 87-1447, at 58 (1962)

<sup>276</sup> 小林秀太「米・多国籍企業の税負担削減行動のインセンティブ – APB 23による会計上の誘因とは？」企業会計 2016年10月号、中央経済社

<sup>277</sup> Taylor, Corporate Inversions – Why Not?, 78, Taxes 146 (2000), Office of Tax Policy, Dept. of Treasury, Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications (May 2002).

<sup>278</sup> Congressional Budget Office, An Analysis of Corporate Inversions, September 2017 (<https://www.cbo.gov/system/files?file=115th-congress-2017-2018/reports/53093-inversions.pdf>), Mun, Reinterpreting Corporate Inversions: Non-Tax Competitions and Frictions, Yale Law Journal, Vol. 126, No. 7, 2017, p2166以降に引用の事例など。こうした動きに対して追加の立法措置が行われなかったことから、2014年から2016年にかけてIRSは各種のガイダンスや暫定規則を公表し、解釈適用を厳格化することでインバージョン取引の規制を行った。Dept. of Treasury, Fact Sheet: Treasury Issues Inversion Regulations and Proposed Earnings Stripping Regulations, April 4, 2016 (<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/pages/jl0404.aspx>)

<sup>279</sup> H.R. 1 – Tax Reform Act of 2014, 113<sup>th</sup> Congress, 2<sup>nd</sup> Session (December 10, 2014)

<sup>280</sup> Ways and Means Committee, Discussion Draft for Tax Reform (February 26, 2014). 外国子会社配当免税制度を導入した場合、外国子会社所得への課税繰延を防止するための税制は不要になる一方で、所得を低課税国に集中させることを通じて米国で全く課税されない形で本国還流させることが可能となるから、米国の課税ベースを守るための対抗措置が必要となる。("the adoption of a participation exemption system could, without appropriate safeguards, exacerbate this incentive by creating a path through which shifted profits could be repatriated with minimal U.S. tax consequences.")

他方で、個人事業者や富裕層に対する個人所得課税の在り方について、個人事業者向けの税率減を主張する共和党と富裕層への累進課税を維持したい民主党との間で折り合いがつかなかったため、結局キャンプ案は成立に至らなかった。

### 1.1.2. 2016 年大統領選

大統領選を前にした 2016 年 7 月、共和党は、抜本的税制改正のための一連の提案(以下「共和党ブループリント」という。)<sup>281</sup>を発表した。共和党ブループリントは、法人税率の 20%への引下げや外国子会社配当免税制度の導入だけでなく、仕向地主義キャッシュフロー税 (Destination Based Cash Flow Tax, 以下「DBCFT」という。)の導入を提唱し、他方で既存の外国関係会社 (Controlled Foreign Corporation, 以下「CFC」という。)税制については受動的所得のみを対象とする簡素化を行うことを提案した<sup>282</sup>。

DBCFT は、法人税の課税ベースを根本的に改革し、制度上は法人税でありながら実質的には付加価値税 (value added tax, 以下「VAT」という。)を導入したのと同様の税制<sup>283</sup>を実現しようとする構想である。国内税制においては、設備投資の即時控除 (expensing) を認める一方で、支払利子を控除不可とし、キャッシュフロー税へと移行する一方、国際税制においては、国境調整 (border adjustment) の導入により、輸出売上を所得不算入とする一方で、輸入仕入を控除不可とするという構想であった。

共和党候補であったドナルド・トランプ氏が同時期に公表していた選挙公約<sup>284</sup>においても、国境調整については言及が行われていなかったものの、法人税率の 15%への引下げや、選択による設備投資の即時控除、支払利子の控除不可等、共和党ブループリントに類似の提案が含まれていた。

### 1.1.3. 2017 年前半

2016 年大統領選挙の結果、トランプ氏が当選し、また、上院・下院で共和党が多数議席を確保したことから、大統領と議会とのねじれ状態が解消し、抜本的税制改正への機運が高まることになった。

トランプ大統領は、2017 年 4 月に、税制改正に関するアウトライン(以下「税制改正アウトライン」という。)<sup>285</sup>を発表した。税制改正アウトラインは、改革の目標として、経済成長と、巨大な雇用創設、税法の簡素化、家族(特に中低所得者層)への減税及び世界で最も低い水準の法人税率の 4 つを掲げ、今後の議会との議論の出発点と位置付けた。事業課税としての法人税率については、税率 15%への引下げ、テリトリアル税制導入、特定集団への減税措置廃止を提案した。

税制改正アウトラインは、新政権の下で初めて公式に示された税制改正の方針であったものの、提案の内容としては具体性に欠け、また、オバマ政権の下で成立した健康保険制度、いわゆるオバマ

<sup>281</sup> House Republicans, A Better Way: Our Vision for a Confident America (June 24, 2016)

<sup>282</sup> 共和党ブループリント、27-29 頁

<sup>283</sup> 法人税において輸入仕入を控除し、輸出売上を所得から除外することで、VATと同様に消費地基準での課税となる。模式的に言えば、消費税は売上(a)に税率(t)を乗じた金額から、仕入(b)に含まれる消費税の額(b×t)を減じることにより算定される(a×t-b×t)。一方で、法人税は益金(a')から損金(b')を減じたものに税率(t)を乗じることで算定される((a'-b')×t)。このとき、法人税の課税ベースを消費課税に転換すると、a=a'、b=b'となるため、法人税の課税ベースは現行の消費税の課税ベースと同一になる。経済産業省委託調査報告書「国際租税制度に係る多国籍企業対応・影響等調査(平成 28 年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業(対内直接投資促進体制整備等調査))」(2017 年 3 月)、289 頁脚注 457

([http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/2017report.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/2017report.pdf))

<sup>284</sup> Donald Trump, Tax Reform That Will Make America Great Again (September 14, 2016).

<sup>285</sup> “2017 Tax Reform for Economic Growth and American Jobs” (April 26, 2016) (distributed in a White House press briefing by National Economic Council Chair Gary Cohn and Treasury Secretary Steve Mnuchin)

ケアの改廃を優先する議会との調整もこれからという状況であった。また、国境調整に関して、小売業等の輸入産業からの反対の声も強まっていたため税制改正アウトラインは国境調整に関する言及を行っていなかった。

結局、2017年7月に、トランプ大統領は共和党首脳と共同声明を発表し、不確実な要素が多いことを理由に国境調整の導入を断念するとともに、同年秋の抜本的税制改正を目標として議会との調整を進めることを発表した<sup>286</sup>。

#### 1.1.4. 2017年後半

##### 1.1.4.1. 税制改正フレームワーク

2017年9月、トランプ大統領は共和党首脳及び議会幹部と共同で、税制改正に関するフレームワーク(以下「税制改正フレームワーク」という。)を発表した<sup>287</sup>。

税制改正フレームワークは、トランプ大統領が示した簡素かつ公平な税法、米国の労働者の手取り増、米国企業や労働者にとっての競争水準の均衡を維持することにより米国から雇用を流出させないこと、巨額の国外留保利益を米国経済への再投資へと仕向けることの4つの原則をベースとして、上院・下院の委員会で起案される税制改正案の枠組みを示すものとして起草された。

税制フレームワークは、前文(Overview)、税制改正の目的(Goals)に続いて、米国の家族に対する減税と税制の簡素化(Tax relief and simplification for American families)、雇用を創設する者の競争力及び成長(Competitiveness and growth for all job creators)及び世界での競争力を高める米国モデル(The American model for global competitiveness)の3つの観点から個別の税制改正の提案が行われた。

法人課税については、雇用を創設する者の競争力及び成長(Competitiveness and growth for all jobs creators)の観点から以下の提案を行った。

- パススルー事業体を通じて個人が得る所得について、小規模事業については25%へ引き下げること(Tax rate structure for small business)
- 連邦法人税率を20%へ引下げ、代替ミニマム税を廃止すること(Tax rate structure for corporations)
- 2017年9月28日以降の土地、建物以外の新規設備投資について即時控除を認めること。また、最低5年間はこの制度を存続すること(“Expensing” of capital investments)
- C法人による純支払利子について控除制限を導入すること(Interest Expense)
- 国内製造活動にかかる所得控除を廃止すること(Other Business Deductions and Credits)
- その他の租税特別措置についても廃止又は制限すること。ただし、研究開発活動及び低所得者層の住宅購入にかかる措置は維持すること(Tax rules affecting specific industries)

また、世界での競争力を高める米国モデル(The American Model for Global Competitiveness)の観点からは次の提案を行った

- 10%以上保有の外国子会社配当を100%益金不算入することにより、テリトリアル方式の課税を導入すること。あわせて、既存の国外留保利益に対する強制課税を適用すること。なお、適用に

---

<sup>286</sup> White House, Joint Statement on Tax Reform (July 27, 2017). 不確実な要素の詳細については、Gretz, The known Unknowns of the Business Tax Reforms Proposed in the House Republican Blueprint, Columbia Journal of Tax Law, Vol. 8, No. 117, 2017.

<sup>287</sup> Dept. Treasury, Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code (Sep. 27, 2017)

あたっては現金・現金類似の資産以外の形で留保されている利益は軽減税率を適用すること (Territorial Taxation of Global American Companies)

- 将来の外国子会社の利益については、米国多国籍企業の事業や投資の国外移転を阻止する観点から、一定の軽減税率での課税とすること (Stopping Corporations from Shipping Jobs and Capital Overseas)

#### 1.1.4.2. 議会での審議

2017年11月2日、下院歳入委員会は税制改正法案(以下「下院法案」という。)<sup>288</sup>を発表した。下院法案は2017年11月16日に一定の修正の後、下院において可決された。一方、2017年11月9日、上院財政委員会は税制改正法案(以下「上院法案」という。)<sup>289</sup>を発表した。上院法案は2017年12月2日に一定の修正の後、上院において可決された。その後、2017年12月15日、両院協議会は上院法案と下院法案を統一化した最終の税制改正法案(以下「最終法案」という。)を発表した<sup>290</sup>。最終法案は微修正の後、2017年12月20日に上院・下院で可決された<sup>291</sup>。2017年12月22日、トランプ大統領が署名を行い、2017年税制改正が正式に成立した<sup>292</sup>。

下院法案の発表から大統領署名まで50日余りのスピード審議であり、この間、上院・下院委員会での公聴会は一度も開かれていない。立法資料としては上下院の委員会報告書<sup>293</sup>、最終法案に伴う両院協議会報告書(以下、「2017年両院協議会報告書」という。)<sup>294</sup>が公表されている他は法案の詳細や趣旨を説明する資料は存在しない。したがって、両院法案の差異やその擦り合わせの根拠について資料から確認することは困難となっている。

#### 1.1.4.3. 小括

2017年税制改正は、法人税率の低減、外国子会社配当免税の導入及び制度移行に伴う既存の国外留保利益に対する課税という措置が主要な項目となったが、これらはオバマ政権時代のキャンプ案等を通じて醸成された両党のコンセンサスを大枠として、その後の共和党ブループリントやトランプ氏選挙公約に示された考え方が加わったものであるといえる。各税制改革案の比較については、図表17参照。

---

<sup>288</sup> H.R. 1 – Tax Cuts and Jobs Act, 115<sup>th</sup> Congress (November 2, 2017)

<sup>289</sup> Senate Committee on Finance, Description of the Chairman’s Mark of the “Tax Cuts and Jobs Act” (November 9, 2017)

<sup>290</sup> H.R. Rep. 115-466, Tax Cuts and Jobs Act – Conference Report to Accompany H.R. 1 (December 15, 2017).

<sup>291</sup> H.R.1 – An Act to provide for reconciliation pursuant to titles II and V of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2018, 115<sup>th</sup> Congress. 2017年税制改正法の正式名称である。下院法案及び上院法案においては Tax Cuts and Jobs Act という名称が含まれていたが、予算調整措置 (budget reconciliation process) を通じた立法においては法案に名称を付すことができないことから、上院・下院での可決直前に削除された。

<sup>292</sup> Public Law No: 115-97 (December 22, 2017).

<sup>293</sup> 下院法案について Ways and Means Committee Report on H.R. 1, 115<sup>th</sup> Congress 1<sup>st</sup> session (November 10, 2017) (以下、「2017年下院歳入委員会報告書」という。)、上院法案について Senate Budget Committee, Explanation of the Bill (November 16, 2017) (以下、「2017年上院租税委員会報告書」という。)

<sup>294</sup> Conference Report, H.R. Rep. 115-466 (December 15, 2017).

(図表 17) 各税制改革案の比較

改正項目	キャンプ案	共和党 ブループリント	トランプ氏選挙公 約	2017年税制改 正
法人税率	25% (5年間で 段階的引下げ)	20%	15%	21%
減価償却	維持	即時控除	即時控除	適格固定資産の 即時控除(2017 年9月~2022 年)
利子控除	旧 163 条(j)の控 除限度額引下げ	控除不可	控除不可	163 条(j)を全面 改正
R&D 税額控除	維持(一定の改 正)	維持	維持	維持(ただし、 2022 年以降に R&D 費用の資 産化)
外国子会社配当	95%控除	100%控除	100%控除	100%控除
国外留保利益の 強制課税	8.75%/3.75%で 課税	左に同じ	10%で課税	15.5%/8%で課 税
国外由来無形資 産所得	最大 40%控除	なし	なし	FDII を創設
CFC に関する課 税	新たなサブパー ト F 所得類型(外 国基地会社無形 資産所得)	サブパート F 所 得を受動的所得 のみへ縮小	言及なし	GILTI を創設
米国企業の国際 的競争力強化措 置	なし	国境調整を導入	言及なし	BEAT を創設

## 1.2. 税制改正の趣旨

2017 年下院歳入委員会報告書<sup>295</sup>は下院法案に関して以下のように述べている。

### 「A. 立法目的と概要

当委員会が報告する法案は、1986 年内国歳入法に対して包括的な改革を行い、米国の家族や個人の手取り所得を増やし、申告書作成に費やす時間やリソースを削減するために税法の簡素化を行う。また、雇用創設、給与引き上げ、米国経済への投資を促すために全ての規模の事業者に対して減税を行う。さらに、米国と米国企業がそのグローバルな競争力をよく発揮できるように米国の国際税制を現代化(modernize)する。・・・」

<sup>295</sup> Ways and Means Committee Report on H.R. 1, 115<sup>th</sup> Congress 1<sup>st</sup> session (November 10, 2017)

## 「B. 背景と立法の必要性

当法案は当委員会が長年にわたり包括的税制改革の達成を議論の焦点としてきたことを反映している。その目的は、経済成長と雇用創設を促し、米国の全世界での競争力を支援し、家族や個人に対する税負担を軽減することにある。中所得者層に対する減税と、より健全な経済を創出することは、税制を簡素化し公平化することと同様に、米国の家族を助けることになる。規模の大小を問わず事業者減税を行い米国の国際税制を現代化することは、投資や雇用創設を促進し、米国を世界のトップ集団 (**lead pack**) に引き戻す。当委員会は、当法案により、成長に資する **21** 世紀の税制がもたらされると確信する。」<sup>296</sup>

これらの趣旨は、下院法案発表に先立って公表された税制改正フレームワークにおいて敷衍されている。税制改正フレームワークは、共和党首脳及び上院・下院議会幹部が合意の上で作成し、上院・下院での立法作業の土台となったことから、**2017** 年税制改正の趣旨を表したものである。

税制改正フレームワークは、上記のトランプ大統領が示した **4** つの原則 <sup>297</sup>から、税制改正について次の目標を示している。

- ① 税法を簡素、公平、かつ理解しやすいものにする事 (**Make the tax code simple, fair and easy to understand**)
- ② 米国の従業員の賃金を引き上げ、手取り額を増やす事 (**Give American workers a pay raise by allowing them to keep more of their hard-earned paychecks**)
- ③ 米国事業及び米国従業者の国際競争水準を均衡化し、米国を世界の雇用の中心とすること (**Make America the jobs magnet of the world by leveling the playing field for American businesses and workers**)
- ④ 数兆ドルの国外留保利益を還流し米国経済へ再投資させる事 (**Bring back trillions of dollars that are currently kept offshore to reinvest in the American economy**)

また、その目標を達成するために、次の3つの観点から、個別の税制改正案を占めてしている。

- ① 米国の家族に対する減税と税制の簡素化 (**Tax relief and simplification for American families**)

---

<sup>296</sup> Ways and Means Committee Report on H.R. 1, 115<sup>th</sup> Congress 1<sup>st</sup> session (November 10, 2017), p1 (“A. Purpose and Summary

H.R. 1, as reported by the Committee on Ways and Means, makes comprehensive reforms to the Internal Revenue Code of 1986 to provide tax relief and simplification to American families and individuals so that they can keep more of what they earn and devote less time and resources to filing their tax returns; to provide tax relief to businesses of all sizes so that they can create jobs, increase paychecks, and invest in the American economy; and to modernize the U.S. international tax system to unleash the global competitiveness of America and American businesses. H.R. 1 fulfills the reconciliation instructions included in Titles II and V of the Concurrent Resolution on the Budget for Fiscal Year 2018.

### B. Background and Need for Legislation

H.R. 1 reflects the Committee’s long-standing focus on achieving comprehensive tax reform in order to promote economic growth and job creation, to support global competitiveness, and to reduce tax burdens on families and individuals. Lowering tax burdens on the middle class and creating a healthier economy will help American families, as will reforms that make the system simpler and fairer for taxpayers. Lowering the tax burden on businesses small and large and modernizing the U.S. international tax rules will promote investment and job creation and put America back in the lead pack. The Committee believes that H.R. 1 delivers a 21<sup>st</sup> century tax code that is built for growth.”)

<sup>297</sup> Dept. Treasury, Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code (Sep. 27, 2017)

- ② 雇用を創設する者の競争力及び成長 (Competitiveness and growth for all job creators)
- ③ 世界での競争力を高めるための米国モデル (The American model for global competitiveness)

①について、税制改正フレームワークは、家族を扶養するために勤勉に働く米国人に対する課税の在り方が焦点であり、中間層 (middle class) を成長させ、その手取りを増加させることが米国を強くすると述べ、中間層にとってより簡素かつ公平 (simpler and fairer) な税制を導入すべきであるとしている。例えば、個人所得税において適用される人的控除及び基礎控除を統合し、その額を引き上げるとともに、適用税率についても従前の 7 段階から 3 段階への変更と最高税率の引下げ<sup>298</sup>を提案した<sup>299</sup>。

②について、税制改正フレームワークは、米国経済を推進させる小規模事業者 (small businesses) に大きな減税の恩恵を与えるべきであると述べ、パススルー事業体を通じて個人が稼得した所得に対する軽減課税を提案した。また、既存の米国税制は他の先進諸国に比して時代遅れであるとして、先進国の平均値よりも低い法人税率の導入と、米国の製造業に対する投資を促進するための設備投資即時控除を提案した<sup>300</sup>。

③について、税制改正フレームワークにおいては、米国企業にとっての国際競争水準の均衡 (a level international playing field) を達成し、かつ、雇用の国外流出誘因を排除することを目的として、以下の国際税制改革を提案した<sup>301</sup>。

第一に、米国企業が利益を国外に留保する意地の悪い (perverse) 誘因を排除し、既存の「国外留保モデル」(our existing "offshoring" model) から「米国モデル」(an American model) へと移行するために、外国子会社配当免税制度を導入することを提案した<sup>302</sup>。

第二に、米国企業が雇用や資本を国外流出することを防止するために、米国多国籍企業の国外利益に対する低税率での課税を行うことで米国の課税ベースを保護することを提案した<sup>303</sup>。税制改正フレームワークの発表時点では具体的な提案は示されなかったが、最終的には GILTI に対する合算課税の導入という形になったものと考えられる。

---

<sup>298</sup> 39.6%から 35%へ。最終法案では 37%で決定。

<sup>299</sup> 税制改正フレームワーク、4 頁 ("Over the last decade too many hard-working Americans have struggled to find good-paying jobs, make ends meet, provide for their families and plan for their retirement. They are the focus of this framework. Strengthening and growing the middle class, and keeping more money in their pockets, is how we build a stronger America. By lowering the tax burden on the middle class, and creating a healthier economy, we can give American families greater confidence and help them get ahead. At the same time, taxpayers deserve a system that is simpler and fairer. America's tax code should be working for, not against, middleclass families.")

<sup>300</sup> 同上、7 頁 ("Small businesses drive our economy and our communities, and they deserve a significant tax cut. This framework creates a new tax structure for small businesses so they can better compete. Furthermore, America's outdated tax code has fallen behind the rest of the world – costing U.S. workers both jobs and higher wages. In response, the framework puts America's corporate tax rate below the average of other industrialized countries and promotes greater investment in American manufacturing.")

<sup>301</sup> 同上、9 頁 ("The framework puts America on a level international playing field and puts an end to the incentives for shipping jobs overseas.")

<sup>302</sup> 同上 ("The framework transforms our existing "offshoring" model to an American model. It ends the perverse incentive to keep foreign profits offshore by exempting them when they are repatriated to the United States. It will replace the existing, outdated worldwide tax system with a 100% exemption for dividends from foreign subsidiaries (in which the U.S. parent owns at least a 10% stake).")

<sup>303</sup> 同上 ("STOPPING CORPORATIONS FROM SHIPPING JOBS AND CAPITAL OVERSEAS: To prevent companies from shifting profits to tax havens, the framework includes rules to protect the U.S. tax base by taxing at a reduced rate and on a global basis the foreign profits of U.S. multinational corporations. The committees will incorporate rules to level the playing field between U.S.-headquartered parent companies and foreign-headquartered parent companies.")

第三に、「上院・下院の委員会は米国に親会社を置く企業と外国に親会社を置く企業との競争水準の均衡を達成するためのルールを導入する」と述べ、国境調整に変わる何らかの税制を導入することを示唆した。これに対応するものとして、下院法案において物品税、上院法案において BEAT が提案されたと考えられ、後者が最終法案に含まれることとなった。

### 1.3. 今後の見通し

2018 年以降、米国財務省は、以下のとおり、2017 年税制改正に伴う複数の財務省規則案及び最終規則を発表している。

(図表 18) 公表済みの財務省規則案及び最終規則の一覧

日付	種別	対象
2018 年 8 月 1 日	規則案	§965 (国外留保利益の強制課税)
2018 年 8 月 3 日	規則案	§168(k) (即時償却)
2018 年 8 月 8 日	規則案	§199A (パススルー事業体を通じて個人が稼得した所得の 20% 控除)
2018 年 9 月 13 日	規則案	§951A (GILTI)
2018 年 10 月 31 日	規則案	§956 (CFC による米国資産投資額の合算課税)
2018 年 11 月 26 日	規則案	§163(j) (利子費用控除制限)
2018 年 11 月 28 日	規則案	§901 等 (外国税額控除)
2018 年 12 月 13 日	規則案	§59A (BEAT)
2018 年 12 月 20 日	規則案	§267A・§245A (ハイブリッド支払に関する損金不算入)
2018 年 12 月 20 日	規則案	§864(c)(8) (米国事業を行うパートナーシップ持分の処分に伴う米国源泉税)
2019 年 1 月 15 日	最終規則	§965 (国外留保利益の強制課税)
2019 年 1 月 18 日	最終規則	§199A (パススルー事業体を通じて個人が稼得した所得の 20% 控除)

なお、財務省規則の効力につき、§7805(b)は、財務省規則の遡及効を原則として禁止した上で<sup>304</sup>、例外として、関連する法律条項の成立日から 18 か月以内に発表された財務省規則については遡及効を認めている。したがって、2017 年税制改正の成立日から 18 か月目に当たる 2019 年 6 月 22 日までに規則案を最終化することが米国財務省の目標となっている。

<sup>304</sup> §7805(b)(1). 歳入に係る法律に関するいかなる暫定規則、規則案、最終規則も、当該規則の連邦官報 (Federal Register) 記載日、当該最終規則の関連する暫定規則若しくは規則案の連邦官報記載日、又は当該規則の内容を実質的に含むノーティス (notice) の発表日のいずれかのうち最も早い日より前に終了する課税年度には適用されない。

## 2. 米国連邦税法における減価償却制度の概要

### 2.1. 減価償却制度の概要

#### 2.1.1. 総則

米国の減価償却制度は、§167 に定める事業用資産の減価償却 (depreciation) のほか、§197 に定めるのれんその他の無形資産の償却 (amortization)、§611 に定める減耗償却 (depletion) 等、複数の条文に規定が設けられている。

#### 2.1.2. 減価償却 (depreciation)

##### 2.1.2.1. 控除方法

米国連邦税法上、事業の用に供され、かつ、収入の稼得のために所有される資産 (property) の償却、消耗に関して減価償却費を控除することができる<sup>305</sup>。また、減価償却は、資産が事業目的で使用された年度からその使用が終了するまで、又は完全に償却が終わるまで控除できる<sup>306</sup>。

1987年1月1日以降に事業供用された資産については、§168(b)に定める減価償却制度、いわゆる修正加速度原価回収制度 (Modified Accelerated Cost Recovery System、以下「MACRS」という。)を使用しなければならない<sup>307</sup>。MACRSは、通常減価償却制度 (General Depreciation System、以下「GDS」という。)と代替的減価償却制度 (Alternative Depreciation System、以下「ADS」という。)の2種類からなる。

##### 2.1.2.2. 通常減価償却制度 (GDS)

資産が償却年数に基づいて8種類に分類され<sup>308</sup>、200%定率法 (Double Declining Balance Method、以下「DDB」という。)、150%定率法、定額法 (Straight-line Method、以下「SLM」という。)の3種類のいずれかの償却方法が適用される<sup>309</sup>。

(図表 19) 通常減価償却制度の方法

償却年数	償却方法	代表的な資産
3年	200%定率法 (DDB)	3歳以上の競走馬
5年		車輛、コンピューター、オフィス機器
7年		オフィス用家具、鉄道線路
10年		農業・農園用建物
15年	150%定率法	通信施設、自治体污水处理施設
20年		水道施設
27.5年	定額法 (SLM)	居住用賃貸不動産(アパート)
39年		非居住用不動産(商業ビル、倉庫)

<sup>305</sup> §167(a). したがって、個人的な使用のための資産は、減価償却の対象とならない。

<sup>306</sup> Treas. Reg. §1.167(a)-10

<sup>307</sup> §168

<sup>308</sup> §168(e)

<sup>309</sup> §168(b)

なお、以下に挙げる資産は **MACRS** の対象とならない<sup>310</sup>。

- 生産高比例法 (**unit-of-production method**) 等の耐用年数を用いない償却方法を使用することを選択した資産
- 一定の公共の電気・ガス・水道等供給事業 (**public utilities**)。ただし、**normalization method of accounting**<sup>311</sup>を用いる場合を除く。
- 映画フィルム及びビデオテープ
- 録音記録
- **MACRS** 導入以前、つまり **1987** 年より前から保有されていた資産で、**MACRS** 導入後に事業供用開始されたもの。

### 2.1.2.3. 代替的減価償却制度 (**ADS**)

以下の資産については、**GDS** を用いることができず、**ADS** の適用によらねばならない<sup>312</sup>。償却方法は、通常 **SLM** のみである。償却年数は、一般的に **GDS** よりも長い。

- 米国外で主に使用される有形資産
- 免税団体にリースされている一定の資産 (**tax-exempt use property**)
- 免税債により調達された資産 (**tax-exempt bond financed property**)
- 大統領令で指定される国から輸入された資産
- 納税者により一定の選択が行われた資産<sup>313</sup>
- **§163(j)** に定める適用除外選択を行った不動産に用いられる資産のうち一定のもの
- **§163(j)** に定める適用除外選択を行った農業に用いられる資産のうち一定のもの

### 2.1.2.4. ボーナス償却<sup>314</sup>

**2017** 年税制改正前においては、一定の固定資産(以下「適格資産」という。)について初年度の特例追加償却(以下「ボーナス償却」という。)が認められており、**2017** 年は取得価額の **50%**、**2018** 年は **40%**、**2019** 年は **30%** を事業供用開始年度において追加で償却することができた。**2017** 年税制改正の内容については、第 4 章 **2.2.1.** 参照。

適格資産とは、原則、以下のものをいう<sup>315</sup>。

- ① **MACRS** の適用対象となり、かつ償却年数 **20** 年以内の資産、
- ② **§197(e)(3)(B)** に定めるコンピューター・ソフトウェア<sup>316</sup>。ただし、**§197** に定める無形資産の **15** 年償却の資産は対象とはならない。

---

<sup>310</sup> **§168(f)**

<sup>311</sup> 帳簿上及び消費者に対する供給価格決定上、通常償却を用いる会計方法。加速度償却による税メリットと供給市場での価格決定とを切り離す観点から、このような要件が設定されている。

<sup>312</sup> **§168(g)**

<sup>313</sup> 納税者が一度 **ADS** の適用を選択したクラスの資産。原則として同クラスの資産全てに適用が行われ、撤回不可能である。**§168(g)(7)**。

<sup>314</sup> 旧**§168(k)**

<sup>315</sup> 上記のほか、水道供給設備、一定の輸送用資産、一定の船舶などが含まれる。

<sup>316</sup> **§168(k)(2)(A)** が引用する **§167(f)(1)(B)** において **§197(e)(3)(B)** が引用されている (“the term “computer software” means any program designed to cause a computer to perform a desired function. Such term shall not include any data base or similar item unless the data base or item is in the public domain and is incidental to the operation of otherwise qualifying computer software.”)。

### 2.1.2.5. 即時償却<sup>317</sup>

§179 は、1958 年に創設された小規模事業者向けの即時償却制度である<sup>318</sup>。旧§179 のもとでは、一定の資産(以下「§179 資産」という。)の取得について、課税年度毎に\$500,000 までの即時償却が認められていた。なお、固定資産取得価額の年間合計が\$2,000,000 を超える場合は、超過額 1 ドルにつき 1 ドルずつ即時償却額が逡減することとされている。2017 年税制改正の内容については、第 4 章 2.2.2. 参照。

§179 資産とは、以下の資産のうち、納税者の事業の用に供される目的で非関連者から購入されたものをいう<sup>319</sup>。

- ① §197(e)(3)(B)に定めるコンピューター・ソフトウェアで、§197(e)(3)(A)(i)及び§167 の適用を受け、かつ、§1245 の適用を受けるもの
- ② §168 が適用される有形資産で、§1245 の適用を受けるもの
- ③ 一定の不動産にかかる改良費<sup>320</sup>

### 2.1.3. 償却(amortization)

#### 2.1.3.1. リース取得費用

リース取得費用は、当該リース期間に応じて定率法により償却が行われる<sup>321</sup>。当該リース期間の算定上、75%未満の費用が取得時において残存するリース期間に帰属する場合には、更新オプションの対象となる期間及び当事者間で更新が行われることが合理的に期待される期間も含まれる<sup>322</sup>。この場合の「取得時において残存するリース期間」には、賃借者(lessee)において行使可能なオプションに基づき更新・延長・継続されうる期間は含まれない<sup>323</sup>。

#### 2.1.3.2. スタートアップ支出

開業費は原則として控除が認められないが<sup>324</sup>、以下の場合に控除又は償却が認められる<sup>325</sup>。

まず、事業立ち上げのために支出を行い、実際に当該事業を開始した場合には、納税者の選択により\$5,000 までが控除可能となる。ただし、開業費が\$50,000 を超える場合、当該超えた額に等しい額が控除可能額から減額される。

次に、控除できなかった開業費については、納税者の選択により、当該事業の開始から 180 か月間にわたって定額償却が行うことが可能である。

#### 2.1.3.3. のれん・その他の無形資産<sup>326</sup>

のれん(goodwill)、営業権、競業避止契約上の権利、商標等、§197 に規定される無形資産(intangible assets)については、15 年間の定額法による償却が可能である。

<sup>317</sup> 旧§179

<sup>318</sup> 1958 年改正(the Small Business Tax Revision Act of 1958)において創設。

<sup>319</sup> §179(d)(1)

<sup>320</sup> qualified leasehold improvement など

<sup>321</sup> Treas. Reg. §1.162-11(a).

<sup>322</sup> §178(a)

<sup>323</sup> §178(b)

<sup>324</sup> §195(a)

<sup>325</sup> §195(b)

<sup>326</sup> §197

---

ただし、1991年7月25日から1993年8月10日の間に用いられていた無形資産について関連者間の譲渡が行われた場合には、当該譲渡に伴って生じる償却は認められない(anti-churning rule<sup>327</sup>)。

#### 2.1.4. 減耗償却(depletion)<sup>328</sup>

天然資源、例えば油やガス、石炭、砂利、樹木等については減耗償却が適用される。減耗償却の計算方法は原価法(cost depletion)と百分率法(percentage depletion)がある。原価法は、原価を見積採掘量で割り、それに各年の売却された数量を乗じて控除額を計算する方法である。百分率法は天然資源の種類に基づき規定された5%~22%の比率を該当資産から稼得した総所得に乗じて控除額を計算する方法である<sup>329</sup>。

#### 2.1.5. 制度の沿革・税制改正の背景

##### 2.1.5.1. MACRS の導入

税務上の減価償却は米国において所得課税を導入した1913年改正時から認められていた<sup>330</sup>ものの、その計算方法についてはその後幾多の変遷を辿ってきており、現在の主要な制度であるMACRSが導入されたのは1986年改正(Tax Reform Act of 1986)のことである。

MACRSは、1981年改正<sup>331</sup>(Economic Recovery Tax Act of 1981)で導入された加速度償却法(Accelerated Cost Recovery System、以下「ACRS」という。)に修正を行ったものである。両改正以前の減価償却制度は、適正な期間配分を行う観点から資産の経済的な耐用年数及び残存価格に基づき税務上の減価償却を定める制度であったが、レーガン政権が設備投資の促進を目的として行った両改正を通じて、より短い耐用年数に基づき投資回収を認める現在の加速度償却制度が成立した<sup>332</sup>。

##### 2.1.5.2. ボーナス償却の導入

2002年にブッシュ政権は経済活性化政策の一環として、通常の減価償却に上乗せして追加の償却を認める特別償却<sup>333</sup>を導入した<sup>334</sup>。同制度は時限立法であったため、一旦2004年で終了したが、2008年に金融危機が起きると、50%の特別償却制度として復活した<sup>335</sup>。同制度もまた時限立法であったが、適用期間の延長が行われ、2017年税制改正前の旧§168(k)となっている。

---

<sup>327</sup> §197(f)(9)

<sup>328</sup> §611

<sup>329</sup> 稼得した課税所得の50%が上限である。§613

<sup>330</sup> Tariff Act of 1913, P.L. 61-16 (October 3, 1913), § II.B.において、“a reasonable allowance for the exhaustion, wear and tear of property arising out of its use or employment in the business”についての控除が認められていた。

<sup>331</sup> Economic Recovery Tax Act of 1981, P.L. 97-34 (August 13, 1981)

<sup>332</sup> Bittker & Lokken, Federal Taxation of Income, Estates and Gifts, ¶23.1.1.

<sup>333</sup> §168(k)

<sup>334</sup> Job Creation and Worker Assistance Act of 2002

<sup>335</sup> Emergency Economic Stabilization Act of 2008

### 2.1.5.3. 2017年税制改正

2017年税制改正においては、設備投資を一層促進する目的で、ボーナス償却をさらに進め、設備投資の即時損金化を行うことが政権・共和党によって提案され<sup>336</sup>、最終的には、法案成立まで納税者が設備投資を控えることがないよう、同提案が発表された2017年9月27日の翌日以降からの遡及適用が認められることとなった。他方で、財源問題をクリアするため、即時償却は2022年末までの時限立法となっている。

設備投資の即時損金化は、2016年の共和党ブループリント及びトランプ氏選挙公約と同様の提案である。ただし、共和党ブループリントにおいては、所得税の課税ベースを実質的に消費へと転換するDBCFT<sup>337</sup>導入の一環として、設備投資即時損金化と支払利子控除不可とがセットで提案されていたのに対して、2017年税制改正では、DBCFTのもう一つの柱であった国境調整の導入は撤回<sup>338</sup>され、後述のとおり設備投資の損金化は時限立法となり、支払利子控除は控除不可ではなく一定の制限<sup>339</sup>を設けるに留まっている。

## 2.2. 税制改正の内容

### 2.2.1. 新§168(k)

2017年税制改正後は、2017年9月28日以降2022年末までに取得かつ事業供用された適格資産について、100%のボーナス償却(即時償却)が可能となった。2023年以降に取得され事業供用された適格資産については一部即時償却<sup>340</sup>が認められる。

なお、2017年9月27日以前に取得され、2017年9月28日以降に事業供用された資産に関しては、引き続き従前の制度が適用される。経過措置として、2017年9月28日以降に終了する直近の課税年度においては、50%の即時償却を選択することができる。

資産の取得契約がすでに締結されている場合は、契約日を基準に取得日を判定する。したがって、取得日を遅らせることにより100%の即時償却を利用することはできない。

適格資産の定義は原則として従前と同じであるが、適格賃借物件改良費や一定の映像作品についても適格資産に含まれることとなったほか、中古資産についても適格資産に該当することとなった。また、一定の公共のガス水道電気等供給事業が§163(j)に定める純支払利子控除制限の対象外となったことに伴い、同事業に使用される一定の資産は即時償却の対象外となった。

### 2.2.2. 新§179

2017年税制改正により、2018年1月1日以降開始課税年度に事業供用される§179資産については、課税年度毎に\$1,000,000までの即時償却が認められ、年間の固定資産取得価額の合計が\$2,500,000を超えると即時償却額は通減されることとなった。

---

<sup>336</sup> Dept. of Treasury, Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code (Sep. 27, 2017) (The framework allows businesses to immediately write off (or “expense”) the cost of new investments in depreciable assets other than structures made after September 27, 2017, for at least five years. This policy represents an unprecedented level of expensing with respect to the duration and scope of eligible assets. The committees may continue to work to enhance unprecedented expensing for business investments, especially to provide relief for small businesses.)

<sup>337</sup> DBCFTの詳細については共和党ブループリント27-28頁を参照。

<sup>338</sup> トランプ政権幹部及び共和党首脳による共同声明、2017年7月27日

<sup>339</sup> EBITDA相当額又はEBIT相当額の30%

<sup>340</sup> 初年度ボーナス償却率が80%から20%へ毎年20%ずつ減少する

### 3. 利子控除制限制度

#### 3.1. 利子控除制限制度の概要

##### 3.1.1. 利子控除<sup>341</sup>

§163(a)は、課税年度中に発生した又は支払われた利子について控除を認めている。なお、事業を行う個人や法人にとっては、事業を行うための借入にかかる利子費用は、§162に定める事業費用や§212に定める所得を生み出すための費用にも該当しうると考えられている<sup>342</sup>。

(参考) 関連者間負債の取扱い

関連者間負債にかかる利子控除については、§163のほか、以下の2点にも留意する必要がある。

#### §385(いわゆる過少資本税制)

§385は、内国歳入法(**this title**)の適用において、会社(**corporation**)の支払利子を株式に係るものとして扱うのか負債に係るものとして扱うのか決定するために必要な又は適切な財務省規則を設定する権限を、財務省長官に与えている。

ただし、財務省規則§1.385-3(b)において、本規定が関連者間(**covered member to a member of the covered member's expanded group**)に適用されるとされていることから、対象取引は、原則として<sup>343</sup>関連者間取引に限られる。

§385において、法形式にかかわらず実質において負債性を持たない関連者間貸付は、税務上出資として扱われる結果、それに係る支払利子は税務上の分配、つまり配当又は資本の払戻と認定され、控除が否認される。

§385(b)(1)は、負債性の判断基準となりうるものとして以下を例示しているが、過去の判例やルーリングでは別の基準も示されているため、個別の事実関係のもとで複数の基準に照らして事実認定を行うことになる。

- 契約文書の有無
- 他の負債との優先劣後
- 負債資本比率
- 株式への転換可能性
- 出資と借入との間の相関関係

本制度は、法人に対する利害関係(**interest**)が負債と資本のいずれかに該当するかについて明確な指針を与える趣旨で1969年に導入された<sup>344</sup>。

<sup>341</sup> §163(a)

<sup>342</sup> Bittker & Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates, and Gifts*, ¶52.1.1. は、個人が事業以外の目的、つまり投資や消費を目的として借入を行った場合にも原則としては利子費用控除を認めることが§163(a)の主要な機能であると述べている。ただし、§163は別項で、個人の投資や消費にかかる利子費用控除について様々な制限を加えている。例えば、§163(h)は個人の消費にかかる利子費用については、住宅ローンなどの例外を除いて控除が認められないことを定めている。

<sup>343</sup> Treas. Reg. §1.385-3(b)(4)

<sup>344</sup> Preamble of T.D. 9790, II. A. (October 13, 2016) (“Consistent with section 385(a), the Treasury Department and the IRS have concluded that the regulations are necessary and appropriate. With respect to the documentation rules in §1.385-2, as Congress observed when it enacted section 385, historically there has been considerable confusion regarding whether various interests are debt or equity or some combination of the two.”)

§385(a)は詳細な判断基準について財務省規則に委任することとしており、財務省は2016年4月、§385に関する財務省規則案を公表し、同年10月にこれを最終化した(以下「§385最終規則」という。)。§385最終規則<sup>345</sup>により、負債性の認定の前提としての詳細な文書化義務<sup>346</sup>や、一定の行為<sup>347</sup>に関連して関連者間負債が導入された場合の資本へのみなし規定<sup>348</sup>が導入された。

2017年10月、財務省は、大統領令に基づき納税者に過度の負担をもたらす財務省規則の見直しを行った結果、現在の文書化義務については撤回することを発表した<sup>349</sup>。他方、文書化義務以外の規定については、2017年税制改正の帰趨を踏まえて判断を行うこととしていたが、2019年1月現在では、特段の発表は行われていない。

### §482(移転価格税制)

関連者間貸付は、§482の対象となりうる<sup>350</sup>。

### 3.1.2. 利子控除制限<sup>351</sup>

2017年税制改正前の旧§163(j)においては、米国法人が課税年度末において負債資本比率が1.5:1を超過している場合に、非適格利子又は超過利子のいずれか少ない金額について控除不可とされていた。

非適格利子とは、国外関連者からの借入金及び国外関連者による保証等の付された第三者からの借入金に関する支払利子について、米国においてグロス課税、つまり源泉税の対象とならない部分のものをいう。例えば、米国法人が日本法人に利子を支払う場合、日米租税条約の適用により源泉

---

See S. Rep. No. 91-552, at 138 (1969). The Treasury Department and the IRS have observed that this uncertainty has been particularly acute in the context of related-party debt instruments....

Congress enacted section 385 to resolve the confusion created by the multi-factor tests traditionally utilized by courts, which produced inconsistent and unpredictable results. See S. Rep. No. 91-552, at 138 (1969). The congressional objective of providing clarity regarding the characterization of instruments would be undermined if the regulations authorized by section 385 were required to replicate the flawed multi-factor tests in the case law that motivated the enactment of section 385. Nothing in section 385 requires a case-by-case approach. The statute does not specify what level of generality is required in respect of a “particular factual situation,” and the Treasury Department and the IRS reasonably interpret this phrase to include the subset of transactions that take place among highly-related corporations. Furthermore, as discussed throughout this Part II.A, the legislative history indicates that Congress intended to grant the Secretary broad authority to provide different rules for distinguishing debt from equity in different situations or contexts. See also S. Rep. No. 91-552, at 138 (discussing the need for debt/equity rules given “the variety of contexts in which this problem can arise”).

<sup>345</sup> Treas. Regs. §1.385-1 through 1.385-4

<sup>346</sup> Treas. Reg. §1.385-2

<sup>347</sup> note distribution や関連者間での子会社株式の譲渡等、典型的に関連者間負債導入のためのタックスプランニングとして行われる行為

<sup>348</sup> Treas. Reg. §1.385-3, -3T, -4T

<sup>349</sup> Dept. of Treasury, Second Report to the President on Identifying and Reducing Tax Regulatory Burdens (Executive Order 13789) (October 2, 2017). 同報告書では、文書化義務の内容を大きく簡素化、一貫化 (substantially simplified and streamlined) する修正を行うことを財務省が積極的に検討 (actively considering) していることが併せて述べられているが、その後特段の発表は行われていない。財務省は2018年9月、現在の文書化義務を撤回する規則案を発表した (REG-130244-17)。

<sup>350</sup> §385により負債性が否認された場合の取扱いについて、同条は詳細な定めを置いているわけではないが、§385(a)の文言からは、内国歳入法適用上 (for purposes of this title) の資本、負債の認定に関する取扱いを定めることが示されていることからすると、§385により資本として扱われる場合には、内国歳入法上は一貫して出資として扱われる結果、関連者間貸付に関する移転価格の問題は生じないものと思われる。

<sup>351</sup> 旧§163(j)。いわゆるアーニングス・ストリップング・ルール

税は10%となることから、米国国内法における利子源泉税率30%との比較により、当該利子の2/3が非適格利子とされる。

他方、超過利子額とは、上記借入金に関する純支払利子が調整後課税所得<sup>352</sup>の50%を超える部分の額をいう。

控除不可とされた支払利子は翌年度以降に繰り越され、各課税年度の控除余裕額の範囲内で控除が可能となる。

### 3.2. 制度の沿革・税制改正の背景

利子控除の起源は古く、現行の所得税を導入した1913年歳入法まで遡ることができる<sup>353</sup>。Bittkerは利子控除について、近代的な連邦所得税の成立当初からの定着物であると述べている<sup>354</sup>。

他方、免税又は米国より低税率国の関連会社から米国法人に貸付を行うことで米国の課税ベースを浸食する取引、いわゆるデット・プッシュダウンを防止する観点から1989年に旧§163(j)が導入された<sup>355</sup>。

旧§163(j)における控除制限額は調整課税所得の50%が制限額であったが、オバマ政権下では制限強化の提案が継続して提示されていた<sup>356</sup>。

2014年に下院歳入委員会長のキャンプ議員を中心として草案された改正法案<sup>357</sup>においては、調整課税所得の40%に制限額を引き下げる提案が行われた。

2016年に共和党が税制改正の素案として発表した共和党ブループリント、及び同年にトランプ氏が発表した大統領選挙公約においては、設備投資の即時償却とのセットで支払利子を控除不可とすることが提案されていた。これは、設備投資の即時償却は経済的には投資所得を免税にするのと同じ効果を持つ<sup>358</sup>ことから、借入を原資として設備投資を行うと、利子費用控除と投資所得免税という税メリットの二重取りが可能になってしまうことから、支払利子の控除そのものを否定するという考え方

<sup>352</sup> 概ね EBITDA に類似

<sup>353</sup> Revenue Act of 1913, Pub. L. No. 16, § IIB, 38 Stat. 166, 167.

<sup>354</sup> Bittker & Lokken, Federal Taxation of Income, Estates, and Gifts, ¶52.1.1.

<sup>355</sup> H. Rep. No. 247, 101st Cong., 1st Sess. 1241-1242 (“[I]t is appropriate to limit the deduction for interest that a taxable person pays or accrues to a tax-exempt entity whose economic interests coincide with those of the payor. To allow an unlimited deduction for such interest permits significant erosion of the tax base. Allowance of unlimited deductions permits an economic unit that consists of more than one legal entity to contract with itself at the expense of the government.... [A] limitation on the ability to ‘strip’ earnings out of this country through interest payments in lieu of dividend distributions is appropriate. The uncertainty of present law (particularly the debt-equity distinction) may allow taxpayers to take aggressive positions that inappropriately erode the U.S. tax base.”). See also, Isenberg, International Taxation, Chapter 111.1.

<sup>356</sup>例えば、オバマ政権時代に発表された予算案、いわゆる Greenbook においては、調整課税所得の25%へ引き下げる提案が繰り返されていた。Dept of Treasury, General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2014 Revenue Proposals (April 2013), Dept of Treasury, General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2013 Revenue Proposals (February 2012), Dept of Treasury, General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2012 Revenue Proposals (February 2011).

<sup>357</sup> いわゆるキャンプ案

<sup>358</sup> 税率が累進税率ではなく将来も一定であり、税額が負の値の時には還付され、かつ、abnormal rate of return が存在しない前提においては、設備投資にかかる資産取得費用を即時全額控除 (expensing) することは、当該投資にかかる収益を実質的に非課税にするのと同じ経済効果がある。一般に、Cary Brown Model と呼ばれる。Cary Brown, “Business Income Taxation and Investment Incentives”, in Income, Employment and Public Policy : Essays in Honor of Alvin H. Hansen (Lloyd A. Metzler et al. 1948). 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(1)」法学協会雑誌 128 巻 10 号 17 頁(2011), 岡村忠生「第1部法人税の基礎理論第1章法人税の課税ベース」『現代租税法講座第3巻 企業市場』pp.4-5、株式会社日本評論社、2017年

である。すなわち、借入による支払利子が控除でき、更に設備投資の即時償却による控除が可能な場合、同一年度内に税メリットを二重に享受できることを避ける必要があるというものである<sup>359</sup>。

2017年税制改正における下院案では、①EBITDA相当額の30%<sup>360</sup>、及び②米国ベースの負債資本比率が全世界ベースでの負債資本比率を上回る部分の米国負債にかかる支払利子額<sup>361</sup>のいずれか小さい方を控除限度額とする提案が行われた。②は英国等で既に採用されている **worldwide debt cap** という考え方であり、二段構えの控除制限が提唱されていたが、上院案では②は撤回され、結局、①のみの採用となった。また、負債と資本という資金調達方法の意思決定にかかる歪みを事業の形態にかかわらず除去する観点から、控除制限の対象が法人以外にも拡大され、また、非関連者間・国内での貸付にまで拡大されることとなった<sup>362</sup>。

### 3.3. 税制改正の概要<sup>363</sup>

#### 3.3.1. 控除制限の対象となる利子費用

新§163(j)では、事業上の利子費用 (**business interest**) から事業上の受取利子 (**business interest income**) 及び一定の資産購入にかかる借入利子 (**floor plan financing interest**) を控除した純利子費用が控除制限の対象となる<sup>364</sup>。

事業上の利子費用とは、事業活動に関連して支払われる、又は発生する利子<sup>365</sup>と規定されており<sup>366</sup>、旧§163(j)のように支払先が国外関連者となるものに制限されていない。

また、一定の資産購入にかかる借入利子とは、以下の要件を満たす債務に係る利子費用となる<sup>367</sup>。

- ① 自動車両<sup>368</sup> (**motor vehicle**) の販売又はリースの購入資金に充てられるもの、かつ、
- ② 購入された自動乗用車そのものが当該債務の担保として供されていること

#### 3.3.2. 控除限度額

調整課税所得 (**adjusted taxable income**) の30%に受取利子及び一定の資産購入にかかる借入利子 (**floor plan financing interest**) を加算した額が事業上の支払利子の控除限度額となる<sup>369</sup>。

調整課税所得は、以下の調整<sup>370</sup>を行った額であり、2021年12月31日以前開始課税年度までは EBITDA 相当額、それ以降は EBIT 相当額となる。

---

<sup>359</sup> 共和党ブループリント、26頁 (“The benefit of immediate expensing of business investment operates as a more beneficial and more neutral substitute for the deduction of interest expense associated with debt incurred to finance such investment. Allowing investments to be immediately written off provides a greater incentive to invest than is provided through interest deductions under current law; allowing both together would be distortive as it would result in a tax subsidy for debt-financed investment.”)

<sup>360</sup> 下院法案における§163(j)

<sup>361</sup> 下院法案における§163(n)

<sup>362</sup> 下院歳入委員会報告書、159頁

<sup>363</sup> 新§163(j)

<sup>364</sup> § 163(j)(1)(A)-(C)

<sup>365</sup> 投資活動に関連して生じる利子を除く。

<sup>366</sup> § 163(j)(5), (6)

<sup>367</sup> § 163(j)(9)

<sup>368</sup> 自動乗用車、ボート及び農業機械が含まれる。

<sup>369</sup> § 163(j)(1)

<sup>370</sup> § 163(j)(8)

連邦課税所得
-/+ 事業に直接関連のない所得及び費用
+/- 事業上の支払利子及び受取利子
+ 繰越欠損金控除額
+ 構成員課税の事業体からの国内適格事業所得に係る <b>20%</b> 相当額の所得控除
+ <u>減価償却、減耗償却等(ただし、2021年12月31日以前開始の課税年度に限る)</u>
調整課税所得

### 3.3.3. 適用対象・除外規定

新§163(j)においては、パートナーシップ、S法人等の構成員課税の事業体段階において控除限度額の算定が必要となる。具体的には、事業体段階で控除限度額が算定された後、利子費用控除額が各構成員へ通常配賦項目 (**nonseparately stated income**)と同様に配賦される<sup>371</sup>。

DREの負債については、DREの構成員自身の負債として税務上扱われるから、当該構成員段階での控除限度額の対象となる。当該控除限度額計算上、DREの収益及び費用は構成員自身のものとして扱われる。

また、一定の適用除外基準<sup>372</sup>が設けられており、直近過去3年間の平均総収入額が**\$25,000,000**以下の小規模事業者については適用されず、また、選択により、不動産事業及び農業も適用対象外となる他、一定の役務提供事業や水道、電気、ガス等の公益供給事業も適用対象外となる。

### 3.3.4. 繰越の可否

上記の計算の結果、控除が認められなかった利子費用は、翌年以降無期限に繰り越され、控除限度額の余裕枠が生じた年度において控除可能となる<sup>373</sup>。

### 3.3.5. 規則案の概要

#### 3.3.5.1. 法文解釈上の論点

税制改正後に指摘されていた主な論点は、以下のとおりである。

- 控除制限の対象となる利子
  - 「事業」利子の意義
  - 利子の範囲
- 控除限度額計算
  - 減価償却資産について過年度で調整課税所得計算に反映された額の取扱い
- 適用対象・除外規定
  - パートナーシップ段階での控除限度額計算の細則
  - 連結納税の場合の控除限度額計算単位
- 繰越の可否

<sup>371</sup> §163(j)(4)

<sup>372</sup> §163(j)(3)及び(7)

<sup>373</sup> §163(j)(2)

- 
- 控除限度額の余裕枠の取扱い

### 3.3.5.2. §163 規則案

#### (1) 規則案の公表

財務省は 2018 年 4 月に Notice 2018-28 を発表し、上記論点のうち主要なものについての見解を明らかにしたうえで、2018 年 11 月に規則案(以下「§163 規則案」という。)を発表した<sup>374</sup>。Notice 2018-28 及び§163 規則案によって、以下の点が明らかになった。

#### (2) 控除制限の対象となる利子

##### (a) 「事業」利子の意義

旧§163(j)の適用は C 法人の支払利子 (interest) に限定される一方で、個人については、投資活動と事業活動を区別した上で投資活動にかかる利子について§163(d)等による一定の控除制限を設けていた<sup>375</sup>ところ、今改正に伴い§163(j)の文言が「利子」から「事業利子」に変わったため、C 法人に関して投資活動から生じる利子が除外されるのかという問題があった。

Notice 2018-28 及び§163(j)規則案は、この文言の変化は、§163(j)の適用対象が C 法人以外にも拡大したことから、個人について上記の区別を行う目的で「事業上の」という文言が加わっているため、C 法人の場合は、活動内容の如何にかかわらず、その支払利子は事業上の支払利子を構成することを提案した<sup>376</sup>。

##### (b) 利子の範囲

新§163(j)の文言は適用対象となる利子の定義を特段置いていなかったが、§163(j)規則案は以下の①から③を含む幅広い定義を提案している<sup>377</sup>。

- ① 負債にかかる利子
- ② 税務上の定めにより利子と扱われるもの<sup>378</sup>
- ③ 経済的に利子に相当する一定の支払

---

<sup>374</sup> REG-106089-18 (Nov. 26, 2018)

<sup>375</sup> 事業活動にかかる利子は原則として§162により控除可能

<sup>376</sup> Notice 2018-28. なお、§163(j)の射程を C 法人以外に拡大した理由として、上院租税委員会は、支払利子控除制限の目的は事業の資金調達方法に関する資本・負債の非中立性を縮小することであり、納税者による事業体選択に歪みをもたらさないためには事業形態にかかわらず制限規定を適用すべきであると述べている。 (“The Committee believes that the general deductibility of interest payments on debt may result in businesses undertaking more leverage than they would in the absence of the tax system. The effective marginal tax rate on debt-financed investment is lower than that on equity-financed investment. Limiting the deductibility of interest along with reducing the corporate tax rate narrows the disparity in the effective marginal tax rates applicable to different sources of financing. This leads to a more efficient capital structure for firms. The Committee believes that it is necessary to apply the limitation on the deductibility of interest to businesses regardless of the form in which such businesses are organized so as not to create distortions in the choice of entity.” Senate Finance Committee, Explanation of Reconciliation Bill, p165-166)

<sup>377</sup> Prop. Reg. §1.163(j)-1

<sup>378</sup> 例えば、延払取引に関して§483の適用により利子とみなされる部分の額

### (3) 控除限度額計算における調整課税所得

#### (a) 減価償却資産について過年度で調整課税所得計算に反映された額の取扱い

毎年の調整課税所得の計算上は減価償却額を足し戻すこととされているが、減価償却により当該資産の税務簿価が減少することによる将来の譲渡益増額分もまた将来年度の調整課税所得に算入されるのか否か、条文上は明らかではなかった。

§163(j)規則案は、調整課税所得の計算に算入される資産譲渡益の額からは、当該資産について2018年から2021年までの間に生じた減価償却額を当該資産譲渡益の額を上限として減算することを提案した<sup>379</sup>。当該償却額は調整課税所得(EBITDA相当額)の計算上足し戻される、又は既に過年度で足し戻されているため、調整課税所得計算上のダブルカウントを防止する趣旨と考えられる。

### (4) 適用対象

#### (a) パートナーシップ段階での控除限度額計算の細則

§163(j)にはパートナーシップ段階での控除限度額計算の細則が含まれていなかった。

§163(j)規則案においては、パートナーシップ段階で§163(j)適用を行う場合の11ステップにわたる計算細則<sup>380</sup>が提案されている<sup>381</sup>。他方で、パートナーシップが複数階層にわたる場合やパートナーシップ同士の組織再編が生じた場合等についての取扱いは今後のガイダンスに委ねられている。

#### (b) 連結納税の場合の控除限度額計算単位

同様に、§163(j)には連結納税に関するルールとの適用関係が含まれておらず、連結納税を行っている場合の適用単位が不明確であった。

Notice 2018-28及び§163(j)規則案は、連結納税申告を現に行っているグループについては、§163(j)の控除限度額計算上は単一の法人とみなされる結果、連結グループベース<sup>382</sup>での計算が可能となることを提案した<sup>383</sup>。

### (5) 繰越の可否

#### (a) 控除限度額の余裕枠の取扱い

旧§163(j)においては控除限度額の余裕枠の繰越が認められていたが、新§163(j)においては、控除限度額が利子費用の額を上回っていた場合の取り扱いについての文言が含まれておらず、控除限度額の余裕枠の繰越の可否について不明確であった。

Notice 2018-28及び§163(j)規則案は、控除限度額の余裕枠を翌年以降に繰り越すことができないことを提案した<sup>384</sup>。

<sup>379</sup> Prop. Reg. §1.163(j)-1

<sup>380</sup> 例えば、一定の含み損益にかかるパートナーシップ所得配賦額調整の取扱い等

<sup>381</sup> Prop. Reg. §1.163(j)-6

<sup>382</sup> したがって、連結グループ内取引は無視される。

<sup>383</sup> 従前の§163(j)で可能と解されていた支配グループベースでの判定ではない。Prop. Reg. §1.163(j)-2.

<sup>384</sup> Notice 2018-28, Prop. Reg. §1.163(j)-11(6)

---

### 3.3.5.3. 今後の見通し

§163(j)規則案は、90日のパブリックコメント期間ののち、財務省によって修正され、最終化される見込みである。

なお、§163(j)規則案では、最終規則が連邦官報(**federal register**)により公表された日以降に終了する課税年度から適用する旨記載されているが、納税者の選択により、規則案を一貫して適用することを条件として、2018年1月1日以降に開始する課税年度から適用を行うことが可能とされている。

## 4. R&D 税額控除等

### 4.1. R&D 税額控除の概要

#### 4.1.1. 税額控除方法

##### 4.1.1.1. 総則

§38 は、一般事業税額控除 (general business credits) を定めており、§46 に定める投資税額控除 (investment credit)、§45 に定める再生可能エネルギー税額控除 (renewable resources electricity production credit) 等の個別の税額控除項目を合計した金額を事業税額控除として、共通の控除制限計算<sup>385</sup>を行った上で、税額から控除することを認めている。§41 に定める R&D 税額控除は、§38 に従って、投資税額控除等と同様に事業税額控除として税額控除される。R&D 税額控除額は、次の費用の額の合計である。

- ① 適格研究費 (Qualified Research Expense、以下「QRE」という。)のうちベース額の超過分の 20%
- ② 基礎研究費の 20%
- ③ エネルギー研究コンソーシアムに対する当該研究のための支出の 20%<sup>386</sup>

##### 4.1.1.2. QRE 及びベース額超過分

QRE とは、2021 年以前は§174 にて控除可能な試験研究費であり、2022 年以降は§174 にて定められている資産計上される特定試験研究費 (specified R&D expenditures) である<sup>387</sup>。自社試験研究費の場合は 100%QRE として認められるが、委託試験研究費の場合は支出の 65%、特定のコンソーシアムに対する委託の場合は 75%、特定の研究機関等に対する委託の場合は 100%が QRE となる<sup>388</sup>。

ベース額とは、直近 4 年の総売上上の平均額に一定の割合 (fixed-base percentage) を乗じた額である<sup>389</sup>。また、ベース額の最少額は QRE の 50%である<sup>390</sup>。

上記一定の割合 (fixed-base percentage) は、QRE 発生後 5 年間は 3%であり、その後は過年度の総収入に対する研究費の割合により算出される<sup>391</sup>。具体的には、以下のとおりに算出される。

---

<sup>385</sup> §38(c)(1). 原則として通常税額と控除額の差額が暫定ミニмум税額 (tentative minimum tax) 又は通常税額の 25%のうちいずれか大きい額を超過することはできない。すなわち、通常税額の 25%もしくは暫定ミニмум税額のいずれか小さい額が課税額となる。§38(c)(4)(A)(ii)により、中小企業においては暫定ミニмум税額はゼロとして計算される。

<sup>386</sup> §41(a)

<sup>387</sup> §41(d)(1). §174 に定める控除可能な試験研究費とは、納税者の事業に関連して発生した試験研究費のうち、§174(b) に定める資産化を選択しなかったものをいう。§174 における試験研究費の意味については、Treas. Reg. §1.174-2 が詳細を定めているが、一般には、商品の開発や改善にかかる不確実性を除去するための情報を発見するための活動にかかる支出 (costs in the experimental or laboratory sense) であることが必要とされており、品質管理・市場調査・広告宣伝・他者の無形資産取得等のための費用は除外される。Treas. Reg. §1.174-2(a)(6)。他方で、自社研究費のみならず委託研究費についても対象となる。Treas. Reg. §1.174-2(a)(10)。

<sup>388</sup> §41(b)(3)

<sup>389</sup> §41(c)(1)

<sup>390</sup> §41(c)(2)

<sup>391</sup> §41(c)(3)

(図表 20) 研究開発費のベース額算定で用いられる一定の割合

年度(QRE 発生後)	Fixed-base Percentage
6年目	4・5年目におけるQREの総収入に対する割合の1/6
7年目	5・6年目におけるQREの総収入に対する割合の1/3
8年目	5・6・7年目におけるQREの総収入に対する割合の1/2
9年目	5・6・7・8年目におけるQREの総収入に対する割合の2/3
10年目	5・6・7・8・9年目におけるQREの総収入に対する割合の5/6
11年目以降	5・6・7・8・9・10年目のうち任意に選択した5年間における、QREの総収入に対する割合

基本的には、R&D 税額控除適用年度に生じた試験研究費が過去の試験研究費を上回る場合に税額控除が可能となる。

#### 4.1.1.3. 基礎研究費

基礎研究費とは、適格組織(qualified organization)に研究を委託した際に現金で支払った委託費である<sup>392</sup>。適格組織には§3304(f)で定める高等教育以上の教育機関、§501(c)(3)で定める免税非営利団体のうち、私立財団以外の科学研究機関等が含まれる<sup>393</sup>。

#### 4.1.1.4. エネルギー研究コンソーシアムへの支出

§501(c)(3)に定める免税非営利団体のうち、公共のためのエネルギー研究を行っている団体に対する当該研究のための支出が R&D 税額控除の対象となる<sup>394</sup>。当該団体には私立財団は含まれず、5者以上の非関係者からの支出があり、かつ、いずれの支出者も総支出額の50%超を負担していない必要がある<sup>395</sup>。

#### 4.1.1.5. 簡便法

上述の計算方法とは別に、納税者は簡便法を選択することが可能である<sup>396</sup>。簡便法においては、当該年度の QRE が直近 3 年間の QRE の平均の 50%を超過する分に 14%を乗じた額が R&D 税額控除額となる<sup>397</sup>。直近 3 年間のいずれの年にも QRE が生じていない場合、当該年度の QRE に 6%を乗じた額が R&D 税額控除額となる<sup>398</sup>。

<sup>392</sup> §41(e)(2)。なお、委託に当たっては委託先との書面による契約が必要である。

<sup>393</sup> §41(e)(6)

<sup>394</sup> §41(f)(6)。寄附や出資も含まれる。

<sup>395</sup> §41(f)(6)

<sup>396</sup> §41(c)(4)

<sup>397</sup> §41(c)(4)(A)

<sup>398</sup> §41(c)(4)(B)

#### 4.1.2. 繰越及び繰り戻し

未使用の R&D 控除額は 1 年間の繰戻し及び 20 年間の繰越が可能である<sup>399</sup>。

#### 4.1.3. その他

##### 4.1.3.1. R&D 税額控除適用時の試験研究費の取扱い

前述のとおり、§41 における R&D 税額控除額の基礎となる費用は§174 で定める試験研究費である。そのため、§174 の控除と§41 の R&D 税額控除の二重控除を防ぐため、§280C において、§174 にて控除又は資産化された QRE 及び基礎研究費の額から当該年度の R&D 税額控除額分を差引くことが定められている<sup>400</sup>。また、当該措置による課税所得の増加を望まない場合、§280C(c) 選択を行うことにより、R&D 税額控除額を R&D 税額控除額に最高法定税率を乗じた額分減少させることが可能である<sup>401</sup>。当該選択をした場合でも、最高税率で課税されていない場合等を除いて、基本的には最終的な課税額は変わらないが、連邦課税所得をベースとする州税の計算等に影響する可能性がある。

##### 4.1.3.2. 税額控除額計算におけるグループ判定

R&D 税額控除額の計算は、支配グループ (controlled group) 単位で行われる<sup>402</sup>。支配グループ単位で生じた R&D 税額控除額は各メンバー会社の QRE、基礎研究費、エネルギー研究コンソーシアムへの支出の割合に応じて按分される<sup>403</sup>。なお、当条項における支配グループとは、50%超の持分を有する親子会社、同じ法人株主が 50%超の持分を有する兄弟会社及び 5 者以下の個人、エステートあるいは信託である株主が 50%超の持分を有する兄弟子会社であるため、連結グループより広義である<sup>404</sup>。

DRE の QRE は当該 DRE の株主において合算され、R&D 税額控除計算の対象となる。他方、パートナーシップが自らの事業に関連して支出した QRE は当該パートナーシップ段階で R&D 税額控除計算を行い<sup>405</sup>、パートナーシップ段階で算出された R&D 税額控除額を各パートナーに配賦することとなる<sup>406</sup>。

#### 4.2. 制度の沿革・税制改正の背景

R&D 税額控除の起源は、企業による試験研究費への支出の減少を回復するために試験研究費控除が 1985 年までの時限措置として制定された 1981 年改正 (The 1981 Economic Recovery Tax Act) に遡る。立法意図について、両院合同租税委員会報告書では以下のように述べている。

---

<sup>399</sup> §39(a)(1).

<sup>400</sup> §280C(c)(1)

<sup>401</sup> §280C(c)(2). すなわち、R&D 税額控除額を課税所得に足し戻す代わりに、足し戻される額の税効果分を R&D 控除額から差し引く、ということになる。

<sup>402</sup> §41(f)(1)

<sup>403</sup> §41(f)(1)(A)(ii)

<sup>404</sup> §41(f)(5). §1563(a) に定める支配グループの適用判定における持分基準を 80%以上から 50%超に読み替えている。

<sup>405</sup> Treas. Reg. §1.41-2(a)(4)(i)

<sup>406</sup> §41(f)(2), §704

---

「企業が自らの事業のための試験研究活動を行うにあたり発生する人件費、材料費及び設備費用に対する費用負担を負いやすくするためには、増加試験研究費にかかる相当規模の税額控除が必要である、と議会は結論した。」<sup>407</sup>

その後、幾度にわたる延長を経て、**2015年改正 (The Protecting Americans from Tax Hikes Act of 2015)**において恒久化されたものである。

**2017年税制改正**においては、議論の早い段階から **R&D 税額控除**は維持することが打ち出されていた<sup>408</sup>。

### 4.3. 税制改正の概要

#### 4.3.1. 試験研究費の資産計上方法

§174 に定める試験研究費について、**2022年1月1日**以降開始課税年度は資産計上及び償却が義務付けられ、控除が認められなくなった<sup>409</sup>。償却期間は、米国国内で行われる試験研究活動に係る費用については**5年**、米国国外の場合は**15年**である。

#### 4.3.2. R&D 税額控除への影響

R&D 税額控除制度自体は維持されているが、上記のとおり **R&D 税額控除**の基礎となる試験研究費に関して§174 が改正されたため、その対応としての体裁が修正された。具体的には、§174 の対象となる費用が**特定試験研究費 (specified R&D expenditure)**と定義されたことに対応して、§41 において従前用いていた「§174 に定める費用 (expenses under §174)」が「§174 に定める**特定試験研究費 (specified R&D expenditures under §174)**」に置き換えられている。

---

<sup>407</sup> Staff of the Joint Comm. on Tax'n, General Explanation of the Economic Recovery Tax Act of 1981, 120 (1981).

<sup>408</sup> Dept. of Treasury, Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code (Sep. 27, 2017) (“The framework explicitly preserves business credits in two areas where tax incentives have proven to be effective in promoting policy goals important in the American economy: research and development (R&D) and low-income housing. While the framework envisions repeal of other business credits, the committees may decide to retain some other business credits to the extent budgetary limitations allow.”)

<sup>409</sup> §174

## 5. 外国子会社配当控除制度

### 5.1. 2017年税制改正前における外国法人からの受取配当控除制度の概要

#### 5.1.1. 所得控除方法

##### 5.1.1.1. 総則

§245(a)は、適格10%被支配外国法人(qualified 10% owned foreign corporation)からの配当(dividend)を受ける場合には、当該配当の米国帰属部分(U.S.-source portion)について、§243に定める米国法人からの配当に対する控除率と同じ割合の額までの控除を認めている<sup>410</sup>。

§243に定める受取配当控除制度(DRD)は、第2章3.2.のとおり、米国法人からの配当を対象としており<sup>411</sup>、外国法人からの受取配当は対象となっていない。これは、外国法人からの配当につき、米国親会社において間接税額控除等を適用を認めることにより、二重課税排除が施されていたからと考えられる<sup>412</sup>。

一方で、§245(a)は、2017年税制改正前からの例外として、外国子会社からの配当であっても当該配当のうち米国の法人所得税の対象となっている部分については、米国法人からの配当と同様にDRDの対象とすることとしている。これは、米国内配当と同様に、米国での外国子会社段階及び米国親会社段階での二重課税を防ぐためであると考えられる。したがって、§245(a)が適用される場合、§902に定める間接税額控除は利用できないこととされている<sup>413</sup>。また、外国税額控除限度額計算上、当該配当は、国内源泉所得として取り扱うこととされる<sup>414</sup>。

なお、一定の要件を満たす米国法人からの配当に対して認められる配当の100%控除については、§243において§1504(b)の対象法人(includible corporation)であることが要件とされているところ、外国法人は上記の対象法人の定義から除外されているため、外国子会社からの米国帰属部分配当は原則として100%控除の対象外となる。

ただし、例外として、100%保有する外国子会社(wholly owned foreign subsidiaries、以下「外国完全子会社」という。)の所得の全てが米国事業活動に実質的に関連する場合には、当該外国完全子会社からの配当は100%控除が認められる<sup>415</sup>。この場合、原則である控除との二重取りはできない<sup>416</sup>。

##### 5.1.1.2. 適格10%被支配外国法人

適格10%被支配外国法人とは、米国法人が10%以上持分を保有する外国法人をいう<sup>417</sup>。

---

<sup>410</sup> §245(a)(1). 50%控除又は65%控除

<sup>411</sup> §243(a)

<sup>412</sup> 2017年税制改正前の§902(a)

<sup>413</sup> §245(a)(8)

<sup>414</sup> §245(a)(9). なお、同(10)において、租税条約上を適用した場合には当該配当が米国外源泉所得とされる場合、かつ、納税者が租税条約の適用を選択した場合には、当該配当は米国外源泉所得扱いとなる。

<sup>415</sup> §245(b). 例えば、当該外国完全子会社が米国支店を通じて事業を行っており、当該外国完全子会社の全ての所得が当該米国支店において稼得されている場合等

<sup>416</sup> §245(a)(7)

<sup>417</sup> §245(a)(2). 議決権株式かつ株式価値の10%以上を保有する必要がある。また、ここでいう外国法人からPFIC(passive investment foreign company)は除かれる。

### 5.1.1.3. 配当の米国帰属部分の額

配当の米国帰属部分の額とは配当額に対し「1987年以降の未分配米国留保利益 (post-1986 undistributed U.S. earnings) の 1987年以降の未分配留保利益 (post-1986 undistributed earnings) に占める割合」を乗じた額である<sup>418</sup>。

1987年以降の未分配留保利益とは、外国法人が1986年12月31日以降に生じた税務上留保利益 (earnings and profits、以下「E&P」という。)の配当年度末の累計額である<sup>419</sup>。

未分配米国留保利益とは、未分配留保利益のうち、当該外国法人が稼得した ECI のうち<sup>420</sup>内国歳入法の所得税に係る定め (Subtitle A) のうち通常税等に関する章 (Chapter 1) において課税されているもの、又は株式の議決権及び時価の 80% 以上を保有している米国法人からの配当のいずれかに帰属するものをいう<sup>421</sup>。なお、未分配米国留保利益の計算上、当該外国法人が適格 10% 被支配外国法人である期間のみが考慮される<sup>422</sup>。

### 5.1.2. 適用制限

米国帰属部分に該当する外国法人からの配当における DRD の適用制限は、内国法人からの配当と同様の適用制限が該当する<sup>423</sup>。制限の詳細については第 2 章 3.2.2.2. を参照。

### 5.1.3. 関連する制度

#### 5.1.3.1. 非正常配当

外国子会社からの配当が §245(a) に基づき DRD の対象となる場合、§1059 に定める非正常配当に伴う株式簿価修正が適用される。非正常配当については、第 2 章 3.2.3.1. を参照。

#### 5.1.3.2. 間接税額控除

2017 年税制改正前における間接税額控除とは、米国法人が 10% 以上議決権株式を保有する外国法人から配当を受領した際に、当該外国法人が支払った外国法人税のうち当該配当が当該外国法人の E&P の額に占める割合に相当する額については当該米国法人が支払ったものをみなして税額控除を認める制度である<sup>424</sup>。

なお、前述のとおり、§245(a) の配当については、間接税額控除は適用されない。

#### 5.1.3.3. 一定の CFC 株式の譲渡益に対する取扱い

§ 1248 は、米国の者 (person) が外国法人株式の譲渡を売却又は交換 (sell or exchange) し、また、当該取引の日から 5 年以内かつ当該外国法人が CFC であった期間において当該外国法人の

---

<sup>418</sup> §945(a)(3)

<sup>419</sup> §945(a)(4). 当該累計額には当該年度の配当は加味しない

<sup>420</sup> 典型的には、米国支店や米国 PE を通じて稼得された所得

<sup>421</sup> §245(a)(5)

<sup>422</sup> §245(a)(6)

<sup>423</sup> §246(a), (b) 及び (c) が適用される。

<sup>424</sup> 2017 年税制改正前の §902

議決権ベースの持分を10%以上保有していた場合には、当該外国法人の株式譲渡益のうち、当該外国法人のE&Pの額までを配当(dividend)として取り扱うものである<sup>425</sup>。

1986年改正以前の税制においては、個人だけではなく法人についても、株式譲渡益に対して配当すなわち通常所得よりも低い税率が適用されていた。このため、多額の留保利益を持つ外国子会社の経済的価値を実現する際に、配当ではなく株式譲渡を行うことで米国での税負担を軽減することが可能であった。§1248は、1962年に、このような所得転換を防止する趣旨で導入された<sup>426</sup>。

なお、当該規定による配当は、§245(a)の対象となる配当には含まれない。

#### 5.1.3.4. CFCのサブパートF所得等からの配当

§951(a)において、CFCのサブパートF所得等のうち米国株主の分配割合に応じて帰属する部分の額は、米国株主の総所得(gross income)に含めることとされている。CFCからの配当には当該サブパートF所得等に基因する部分があるところ、米国株主において再度当該所得に基因する配当を総所得に含めた場合、二重課税が発生する。そのため、§959(a)では、§951(a)によって一度米国株主の総所得に含まれた額に帰属するE&Pにつき、その額が分配された場合等において、米国法人の総所得に含めない(shall not be again included in the gross income of such United States shareholder)こととされている<sup>427</sup>。

また、§959(d)では、§959(a)によって総所得から除外される分配は、所得税に関する定めのうち通常税額に関する章(this chapter)の適用上、即時にE&Pを減少させる(immediately reduce earnings and profits)分配を除いて、配当ではない分配と取り扱われる。そのため、§245(a)の対象となる配当には含まれない。

## 5.2. 制度の沿革・税制改正の背景

2017年税制改正前までは、外国法人の留保利益のうち米国外帰属部分(foreign portion)の配当はDRDが適用されず、二重課税の回避は、受領者の適用税率にて課税されたうえで外国税額控除の適用により行われていた。なお、上記のとおり、例外として、米国内帰属部分(U.S.-source portion)については、既に米国で所得課税されている所得であることから<sup>428</sup>、DRDの対象となっていた。ただし、その場合においても100%控除が認められる状況は限定的であった。

他方、1990年代後半以降、米国法人実効税率と外国法人実効税率との差が拡大するとともに、米国の多国籍企業にとって外国子会社の利益を留保しておく誘因<sup>429</sup>が強く働くようになった。

<sup>425</sup> §1248(a)

<sup>426</sup> S. Rep. No. 1881, 87th Cong., 2d Sess., reprinted at 1962-3 CB 703, 813. Also, Bittker & Lokken, *Federal Taxation of Income, Estate and Gifts*, ¶69.14.

<sup>427</sup> §959はサブパートF所得等の合算課税を導入した1962年改正により導入された。Bittker & Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations & Shareholders*, 15.62[5] ("Both §951(a)(1)(A) inclusions (subpart F income) and §951(a)(1)(B) inclusions (earnings not in excess of holdings of United States property under §956) are determined by reference to a CFC's E&P. Each of these provisions subjects such earnings to U.S. taxation before the CFC makes an actual distribution. Absent another rule, this PTI would be taxed again upon distribution. Section 959(a) prevents such double taxation by excluding the earnings from gross income upon actual distribution (under §959(a)(1)) or when such amounts would otherwise be included under §951(a)(1)(B) (under §959(a)(2)).")

<sup>428</sup> §245(5)(A)

<sup>429</sup> 間接外国税額控除は、米国へ配当還流した海外子会社の利益に対して米国税率で課税した上で海外子会社で課された外国税の税額控除を認めるものであるから、米国税率に比して海外子会社の税率が低くなればなるほど、米国へ配当還流した際の米国での追加税負担が大きくなる。

2004年には **Homeland Investment Act of 2004** (以下「**HIA**」という。)のもとで、外国子会社からの配当につき **85%**の **DRD** が認められていたが、**2**年間のみの時限立法であった<sup>430</sup>。

こうした流れの中で、テリトリアル税制への移行が両党のコンセンサスとなり、**2014**年に発表されたキャンプ案においてテリトリアル税制の導入が提案された。

**2016**年、共和党ブループリントは、外国子会社配当を**100%**益金不算入とすることで、ロックイン効果を排除し、米国への利益還流と国内再投資を促進することを提唱した。また、これにより、既に外国子会社配当免税制度を持つ他国<sup>431</sup>の企業との米国外市場における同じ競争条件が達成される、と述べている<sup>432</sup>。

また、税制改正フレームワークにおいては税制改正の柱として以下のように紹介されている。

「グローバル米国企業におけるテリトリアル税制

税制改正フレームワークは現行のオフショアモデルからアメリカモデルへの移行を趣旨としている。米国への資金還流への課税を撤廃することにより、米国外に資金を保有するロックイン効果の誘因に終止符を打つことができるであろう。当該フレームワークは現行の時代遅れの全世界税制から(米国法人が**10%**以上の持分を持つ)外国子会社からの配当を**100%**免税とするシステムへの移行である。

新システムへの移行のため、現在海外に留保されている利益は一度全て米国へ還流されたとみなされることとなる。非流動資産として保有されていた利益は現金及び現金同等物として保有されていた利益よりも低い税率で課税されることとなる。当該税額は数年間にわたり納付することが可能となる。」

**2017**年税制改正によって導入されたテリトリアル税制は、国外からの配当のみを免税とするいわば部分的なテリトリアル税制であり、その他の国外投資については依然として全世界所得ベースでの課税が維持されている<sup>433</sup>。また、**GILTI**の合算課税制度が併せて導入されたことにより、海外子会社の利益のうち、サブパート**F**所得等に該当せず、かつ、米国株主において**GILTI**を構成しなかった部分だけが、配当還流の際に外国子会社配当免税の対象となる。

### 5.3. 外国子会社からの受取配当控除制度の概要

JCTの統計では、**2015**年の国外留保利益の累積額は**2.6**兆ドルに上ることが見積もられていた。Joint Committee on Taxation, Letter to Ways and Means Committee Chairman Kevin Brady (R-TX) and Committee Member Richard Neal (D-MA), Estimate of the total amount of undistributed, non-previously-taxed post-1986 foreign earnings (August 31, 2016).

<sup>430</sup> **HIA**が創設した**§965**は、適用が納税者の選択に委ねられていたこと、選択した場合の適用期間が**1**年のみであったこと、過去**5**年の実際の配当額に基づく一定の基準額以上のみであったこと、一定の上限額があったこと、等の点で現在の**§965**とは異なっている。また、その経済的効果については疑問が呈されていた。Mihcael Mundaca (Assistant Treasury Secretary for Tax Policy, Dep't of Treasury), Just the Facts: The Costs of a Repatriation Tax Holiday, 3/23/2011 (<https://www.treasury.gov/connect/blog/pages/just-the-facts-the-costs-of-a-repatriation-tax-holiday.aspx> ("In 2004, when the U.S. enacted a repatriation tax holiday, the goal was to encourage U.S. multinationals to pay bigger cash dividends from their overseas subsidiaries and use the cash to make investments in the United States. Unfortunately, there is no evidence that it increased U.S. investment or jobs, and it cost taxpayers billions.")).

<sup>431</sup> 特に日本や欧州諸国

<sup>432</sup> 例えば、米国企業と日本企業とが中国市場で競争する場合に、中国市場の利益が原則として現地税率でのみ課税される点で同じ条件となる。

<sup>433</sup> 米国法人の外国支店の利益については、当該米国法人の国外源泉所得を構成し法人税率での課税の対象となる。米国法人が当該外国支店の所在地国で所得課税を受けている場合には、直接外国税額控除の対象となる(**§ 901**)。また、米国法人の外国法人株式譲渡益は、**§ 1248**の適用によりみなし配当として扱われる部分については、**§ 245A**の要件を満たせば免税となるが、それ以外の部分については米国法人の所得に算入され課税される。

### 5.3.1. 所得控除方法

#### 5.3.1.1. 総則

§245A は、米国株主 (United States shareholder) たる米国内法人 (domestic corporation) が特定 10%被支配外国法人 (specified 10% owned foreign corporation) から受ける配当 (dividend) につき、当該配当のうち米国外帰属部分 (foreign portion) について、100%控除することとしている<sup>434</sup>。

米国株主とは、外国法人の議決権株式又は株式価値の 10%以上を直接又は間接に保有する米国の者 (person) をいう<sup>435</sup>。米国の者とは、米国市民及び居住者、米国パートナーシップ、米国内法人、エステート (estate)、信託 (trust) も含まれる<sup>436</sup>。

#### 5.3.1.2. 特定 10%被支配外国法人

特定 10%被支配外国法人とは、米国内法人である米国株主 (United States shareholder) を有する外国法人をいう<sup>437</sup>。ただし、§1297 に定める受動的投資法人 (passive foreign investment companies、以下「PFIC」という。) は除かれる<sup>438</sup>。前述の適格 10%被支配外国法人とは異なり、納税者以外が 10%保有している場合も当該定義に該当する。

#### 5.3.1.3. 配当の米国外帰属部分

配当の米国外帰属部分とは、配当額に対し「未分配米国外留保利益 (undistributed foreign earnings) が未分配留保利益 (undistributed earnings) に占める割合」を乗じた額である<sup>439</sup>。

未分配留保利益とは、外国法人の配当年度末時の E&P 累計額である<sup>440</sup>。

また、未分配米国外留保利益とは、未分配留保利益のうち、以下のいずれにも帰属しないものをいう<sup>441</sup>。

- ① §245(a)(5)(A) に定める所得、すなわち適格 10%被支配外国法人が稼得する ECI で、かつ、内国歳入法の所得税に関する定め (Subtitle A) のうち通常税額に関する章 (Chapter 1) による課税の対象となるもの
- ② §245(a)(5)(B) に定める配当、すなわち適格 10%被支配外国法人が 80%以上持分を保有する米国内法人から受領する配当<sup>442, 443</sup>

---

<sup>434</sup> § 245A(a)

<sup>435</sup> §951(b)

<sup>436</sup> §957(c): §7701(a)(30) の米国の者の定義のうち、プエルトリコ、グアム、アメリカ領サモア、北マリアナ諸島で設立された一定の企業等を除く。

<sup>437</sup> § 245A(b)(1)

<sup>438</sup> § 245A(b)(2)

<sup>439</sup> §245A(c)

<sup>440</sup> §245A(c)(2)

<sup>441</sup> §245A(c)(3)

<sup>442</sup> なお、§245(a)(5)(B) の適用において、RIC 及び REIT は §245(a)(12) により「適格被支配外国法人が 80%以上持分保有する米国内法人」から除外されているが、未分配外国留保利益の適用上は同規定の適用がないため、RIC 及び REIT も当該米国内法人に含まれる。

<sup>443</sup> 基本的には「未分配留保利益 = 米国内留保利益 (§245(a)) + 米国外留保利益 (§245A)」という建付けとなっているが、§245(a) は 1987 年以降の留保利益を対象としているほか、持分要件が満たされている期間に累積した留保利益のみを DRD の対象としているが §245A にはそのような制限がないため、必ずしも両方で全ての未分配留保利益をカバーしているわけではない。両院協議会報告書 p596 には “As a consequence, the participation exemption system is

### 5.3.2. 適用制限

§245A における保有期間要件は、§243 に定める国内子会社配当の場合よりも長く、配当を受領する米国法人は、配当権利落ち日前後 365 日の期間中である 731 日間に、被支配法人の株式を 365 日超保有している必要がある<sup>444</sup>。

### 5.3.3. 関連する制度

#### 5.3.3.1. 非正常配当

外国子会社からの米国外帰属部分の配当も§245A に基づく控除が可能となったことに伴い、従前は米国法人間の配当又は外国子会社からの米国内帰属部分の配当にのみ適用されていた非正常配当の税務簿価調整<sup>445</sup>が§245A の対象となる配当についても適用されることとなった<sup>446</sup>。非正常配当については、第 2 章 3.2.3.1.参照。

#### 5.3.3.2. 間接税額控除

間接税額控除は国外所得の二重課税を回避するために外国税額を控除する措置であるため、外国子会社からの配当のうち、§245A が適用されることにより控除可能な部分については§245 と同様に間接税額控除の対象とはならない<sup>447</sup>。

また、上記と同様の理由で外国税額の通常控除も認められていない<sup>448</sup>。

#### 5.3.3.3. 一定の CFC 株式の譲渡益に対する取扱い

§1248 によって生じるみなし配当についても、§245A に定めるその他の要件を満たしている場合には 100%控除が適用される<sup>449</sup>。一定の CFC 株式の譲渡益に対する取扱いについては、第 4 章 5.1.3.3.参照。

#### 5.3.3.4. CFC のサブパート F 所得等からの配当

前述の米国帰属部分からの配当と同様に、既に米国株主の総所得に含まれたサブパート F 所得からの配当は§245A の対象とはならない。詳細については、第 4 章 5.1.3.4.参照。

---

available for both post-1986 and pre-1987 foreign earnings.”と述べられており、1986 年以前の留保利益が§245A の対象に含まれることが認識されていたことが伺われるが、§245(a)との差異やその理由については特段述べていない。

<sup>444</sup> §246(c)(5)。国内子会社配当とは異なり優先株も普通株と同じ保有期間要件となる。

<sup>445</sup> §1059

<sup>446</sup> §1059(b)(2)

<sup>447</sup> §245(a)(8), §245A(d)

<sup>448</sup> §245A(d)(2)

<sup>449</sup> §1248(j)

## 5.4. 国外留保利益の強制課税

### 5.4.1. 課税方法

#### 5.4.1.1. 総則

§965(a)は、累積国外留保所得法人(**deferred foreign income corporation**、以下「**DFIC**」という。)の2018年1月1日より前に開始する最後の課税年度において、当該**DFIC**のサブパート**F**所得を、2017年11月2日又は2017年12月31日時点の1987年以降の累積国外留保所得(**the accumulated post-1986 deferred foreign income**、以下「**DFI**」という。)のいずれか大きい額だけ増額させることを定めている。

これは外国子会社配当免税制度の創設に伴い、いままで外国会社に留保されていた所得を一括課税することを目的としており<sup>450</sup>、具体的には、外国会社に留保されていた所得をサブパート**F**所得として米国株主において合算課税する制度となっている。

サブパート**F**所得等の合算課税制度では、**CFC**の米国株主であり当該**CFC**の株式を当該**CFC**の課税年度の最終日において保有する者は、当該**CFC**の課税年度が終了するときの当該者の課税年度に、当該**CFC**のサブパート**F**所得等のうち分配割合(**pro rata share**)の額を、総所得(**gross income**)に含めることとしている<sup>451</sup>。したがって、**DFIC**の米国株主は、当該**DFIC**の2018年1月1日より前に開始する最後の課税年度最終日に、当該**DFIC**のサブパート**F**所得とされる**DFI**の分配割合の額を、総所得に算入することとなる。

なお、第4章5.1.3.4.のとおり、サブパート**F**所得等の合算課税制度では、§959(a)において一度米国株主の総所得として含まれた**E&P**につき、その額が分配された場合等において、米国人の総所得に含めないこととしている<sup>452</sup>。したがって、**DFI**のうち§965(a)によって総所得に含められた部分はいわゆる課税済所得(**previously taxed income**、以下「**§965(a)PTI**」という。)となり、**§965(a)PTI**の額に帰属する**E&P**からの分配は課税されないことになる。

また、サブパート**F**所得等の合算課税制度では、米国株主の**CFC**に係る税務簿価につき、§951(a)において総所得に含まれた額を増加させることとされている<sup>453</sup>。したがって、米国株主における当該**DFIC**の株式税務簿価も、**§965(a)PTI**の額だけ増額する。

#### 5.4.1.2. 累積国外留保法人

**DFIC**とは、2017年11月2日又は2017年12月31日時点において、0より大きい**DFI**を保有する特定外国法人(**specified foreign corporation**、以下「**SFC**」という。)をいう<sup>454</sup>。

**SFC**とは、**CFC**及び1以上の米国人が米国株主である外国法人をいう<sup>455</sup>。したがって、**CFC**でない外国法人であっても、米国人による10%以上の持分保有がある場合には、**SFC**に該当する。ただし、§1297に定める**PFIC**は除かれている<sup>456</sup>。

---

<sup>450</sup> 税制改正フレームワーク

<sup>451</sup> §951(a)

<sup>452</sup> 第4章5.1.3.4で述べたとおり、同じ利益に対する二重課税を防止する目的である。

<sup>453</sup> §961(a) 当該サブパート**F**所得の発生により**CFC**の株式価値は増加しているから、合算課税が生じた際に**CFC**の株式簿価を増額調整しないと、将来の譲渡益が増加し、同じ所得に2回課税が行われる結果となることを防ぐためであると考えられる。Bittker, Emory & Streng: *Federal Income Taxation of Corporations & Shareholders*, ¶ 15.09

<sup>454</sup> §965(d)(1)

<sup>455</sup> §965(e)(1)

<sup>456</sup> §965(e)(3)

なお、1以上の米国法人が米国株主である外国会社については、**§965(a)**により当該会社のサブパート F 所得を取り込む目的においてのみ **CFC** として取り扱う旨定められている<sup>457</sup>。

#### 5.4.1.3. DFI

DFI とは、1987 年以降の **E&P (post-1986 earnings and profits)** のうち、次の部分を除いたものをいう<sup>458</sup>。

- ① **SFC** の所得のうち **ECI** を原資とする部分
- ② **CFC** の場合、仮に分配された場合には **§959** により米国株主の所得から除外される部分<sup>459</sup>

1987 年以降の **E&P** とは、1987 年以降の **SFC** に該当している期間に生じた **E&P** の 2017 年 11 月 2 日又は 2017 年 12 月 31 日時点の残額である<sup>460</sup>。当該額には当該年度の配当は考慮されない。

#### 5.4.1.4. 分配割合 (pro rata share) の計算

分配割合 (pro rata share) の計算は、原則として、サブパート F 所得の合算における計算と同様の方法で行われる。

ただし、**§965(a)** に基づき合算所得となったものの **§965(c)** に基づき控除が認められた部分の金額については、**§705(a)(1)(B)** に基づくパートナーシップ持分簿価調整及び **§1367(a)(1)(A)** に基づく S 法人株式簿価調整の適用上の非課税所得として扱われる<sup>461</sup>。

### 5.4.2. 累積欠損外国法人の米国株主における合算額の減額 (reduction)

#### 5.4.2.1. 総則

一者以上の **DFIC** かつ一者以上の累積欠損外国法人 (**E&P deficit foreign corporation**) の米国株主である納税者において、**§965(a)** により合算対象となる額は、**§965(b)(2)** に従い **DFIC** に配賦される当該米国株主の国外累積欠損総額 (**aggregate foreign E&P deficit**) だけ減額される<sup>462</sup>。

累積欠損外国法人とは、当該納税者に係る **SFC** のうち 2017 年 11 月 2 日時点において 1987 年以降の **E&P** が累積欠損となっているものをいう<sup>463</sup>。また、当該累積欠損のことを特定累積欠損 (**specified E&P deficit**) という<sup>464</sup>。

国外累積欠損総額とは、当該米国株主に係る累積欠損外国法人の特定累積欠損の分配割合の額と当該米国株主に係る全 **DFIC** の **DFI** の分配割合の額の総額のいずれか小さい方の額のことである<sup>465</sup>。

<sup>457</sup> **§965(e)(2)**

<sup>458</sup> **§965(d)(2)**

<sup>459</sup> 例えば、サブパート F 所得等による合算課税の対象となった **E&P** など。

<sup>460</sup> **§965(d)(3)**

<sup>461</sup> **§ 965(f)(2)**、**§ 1368(e)(1)(A)** に定める S 法人の累積調整勘定の計算上の非課税所得としては扱われない。

<sup>462</sup> **§965(b)(1)**

<sup>463</sup> **§965(b)(3)(B)**。また、2017 年 11 月 2 日時点で当該外国法人は **SFC** であり、当該納税者は当該 **SFC** にとっての米国株主である必要がある。

<sup>464</sup> **§965(b)(3)(C)**

<sup>465</sup> **§965(b)(3)(A)**

#### 5.4.2.2. 国外累積欠損総額の配賦

米国株主の国外累積欠損総額は、当該米国株主に係る各 DFIC に対して以下の比率に従い配賦される<sup>466</sup>。

- 当該 DFIC の DFI の分配割合の額の当該米国株主に係る全 DFIC の DFI の分配割合の額の総額に対する比率

#### (例 14) 国外累積欠損金額の配賦

米国人 USP が外国子会社 A、B 及び C を 80% 保有している。A と B には DFI がそれぞれ 300、200 ある。また、C には累積欠損が 100 ある。

- A 及び B は、DFI を有するため、DFIC となる。
- C は、累積欠損を有するため、累積欠損外国法人となる。
- USP (米国株主) における累積国外欠損総額は、100 である。
- 各 DFIC の DFI に係る分配割合の額の全ての DFIC の DFI の分配割合に応じた額の総額に対する比率について、

A の DFI に係る分配割合の額は、 $300 \times 80\% = 240$

B の DFI に係る分配割合の額は、 $200 \times 80\% = 160$

全ての DFIC の DFI の分配割合の額の総額は、 $240 + 160 = 400$

となるため、国外累積欠損総額 100 は、

A に対して  $100 \times 240/400 = 60$

B に対して  $100 \times 160/400 = 40$

配賦される。

- このとき A の DFI は  $300 - 60 = 240$ 、B の DFI は、 $200 - 40 = 160$  となり、USP の A に係るサブパート F 所得は 240、B に係るサブパート F 所得は 160 増額する。その結果、§951(a) によって USP の総所得に加算される額は、A について  $240 \times 80\% = 192$ 、B について  $160 \times 80\% = 128$  となる。

#### 5.4.2.3. 将来年度における E&P の取扱い

前述のとおり、サブパート F 所得等の合算課税制度では、§951(a) において一度米国株主の総所得として含まれた E&P につき、その額が分配された場合等において、米国人の総所得に含めないこととしている<sup>467</sup>。

この適用に当たって、DFIC に対して累積国外欠損総額の配賦が行われたことにより米国株主において総所得から減額した (reduction) 額に相当する額は、配賦先の DFIC の E&P の取扱い上 §951(a) で課税されたもの (以下「§965(b)PTI」という。) とされる<sup>468</sup>。したがって、§965(b)PTI に帰属する E&P からの分配は課税されないことになる。

<sup>466</sup> §965(b)(2)

<sup>467</sup> §959(a)

<sup>468</sup> §965(b)(4)(A)

また、内国歳入法上 (**this title**)、累積欠損外国法人の **E&P** のうち米国株主に分配割合に応じて帰属する額は、当該株主が**§965(b)(1)**において考慮した当該累積欠損外国法人の特定累積欠損の額の分だけ増加したものと取り扱う。さらに、サブパート **F** 所得の計算上、当該増加額は、当該欠損が帰属すべき活動に帰属するものとして取り扱われる<sup>469</sup>。これは、もともと累積欠損外国法人の損失が**§965(b)(1)**による配賦先の **DFIC** において課税済み **E&P** となることから、累積欠損外国法人の **E&P** を増加させることで同じ損失の二重取りを防ぐ目的である。

なお、上述のように累積国外欠損総額が配賦された **DFIC** の **E&P** は**§965(b) PTI** とされる一方で、その米国株主における当該 **DFIC** 株式簿価を増額調整する規定が存在しない。したがって、当該 **DFIC** から**§965(b) PTI** を原資とする配当が払い出された場合、配当に課税しないために株式簿価の減額として取り扱われるが、対応する株式簿価がないため、株式譲渡益が生じる可能性がある。

この点、**2018年8月**に発表された**§965**条財務省規則案では、選択により**§965(b) PTI**の額だけ当該 **DFIC** 株式簿価を増額するとともに、同額だけ累積欠損 **SFC** の株式簿価を減額することが認められた。しかし、このアプローチの場合、累積欠損 **SFC** の株式簿価が既に低かった場合には、株式譲渡益が生じる可能性がある。また、グループベースでの選択であるため、一部の累積欠損 **SFC** を減額調整から除外することができない。これをオール・オア・ナッシングアプローチ (**all or nothing approach**) という。

その後、**2019年1月**に発表された**§965**条財務省最終規則では、選択により当該 **DFIC** 株式簿価を増額する場合、増加額及び調整対象となる子会社についても選択が認められることとなった。これをトゥ・ザ・エクステントアプローチ (**to the extent approach**) という。したがって、累積欠損 **SFC** の株式簿価の範囲内で減額調整を行う選択をすれば、株式譲渡益は生じないことになる。

(例 15) 国外留保利益の強制課税に伴う株式税務簿価の調整

上記の例で、**A** における**§965(a) PTI**は **240**、**§965(b) PTI**は **60** である。原則としては、**A** の株式税務簿価は **240** しか上昇しない。他方、**C** の株式税務簿価が **20** であると想定する。

**965**条財務省規則案のアプローチに従い選択を行うと、**A** 株式簿価は **60** 増額するが、**C** 株式簿価は  $20-60=(40)$  となり、**40** の譲渡益が認識される。他方、**§965**条最終規則のアプローチに従い選択を行うと、**A** 株式簿価の増額が **20** に限定され、**C** 株式簿価は **20** 減額するのみであり、譲渡益は認識されないことが可能である。

#### 5.4.2.4. 同一関係グループに属する米国株主間の相殺

関係法人グループ内に一者以上の累積黒字株主 (**E&P net surplus shareholder**) と一者以上の累積欠損株主 (**E&P net deficit shareholder**) が含まれる場合、各累積黒字株主の **E&P** の額のうち米国株主における**§965(a)**による合算所得の額は、当該関係法人グループの未使用累積欠損総額 (**aggregate unused E&P deficit**) の当該米国株主に係る適用割合 (**applicable share**) の額だけ減額する。ただし、減額によって負の値となることはない<sup>470</sup>。

累積黒字株主とは、米国株主のうち**§965(a)**による合算所得の額<sup>471</sup>が **0** より大きいものをいう<sup>472</sup>。

<sup>469</sup> **§965(b)(4)(B)**

<sup>470</sup> **§965(b)(5)(A)**

<sup>471</sup> 上記の減額がなかった場合の額

<sup>472</sup> **§965(b)(5)(B)**

累積欠損株主とは、米国株主のうち、当該米国株主に係る国外累積欠損総額<sup>473</sup>が**§965(a)**による合算所得の額より大きいものをいう<sup>474</sup>。

未使用累積欠損総額とは、当該関係法人グループにおける上記累積欠損株主の判定上の超過額の合計額と、以下の②のいずれか小さい方の額をいう<sup>475</sup>。

適用割合とは、当該関係法人グループの未使用累積欠損総額に対して、以下の①の②に占める割合を乗じた額をいう<sup>476</sup>。

- ① 当該累積黒字株主の**§965(a)**による合算所得に当該累積黒字株主のグループ持分割合 (**group ownership percentage**) を乗じた額
- ② 当該関係法人グループの全累積黒字株主に係る①の額

#### 5.4.3. 合算所得に対する資本参加免税の適用

**§965(a)**による合算課税の対象となった米国法人は次の額の合計を控除することが認められている<sup>477</sup>。

- ① **§965(a)**による合算所得が総国外現金ポジション (**aggregate foreign cash position**) を超過する部分の額に **8%相当割合 (8 percent equivalent percentage)** を乗じた額<sup>478</sup>
- ② **§965(a)**による合算所得が総国外現金ポジションの額に達するまでの部分の額に **15.5%相当割合** を乗じた額<sup>479</sup>

**8%相当割合**及び**15.5%相当割合**とは、それぞれ、合算所得に当該割合を乗じた額を控除した残りの額に対して**§11**に定める最高適用税率を適用した場合に当該合算所得全体に対する税率が**8%**及び**15%**となる割合のことである<sup>480</sup>。

総国外現金ポジションとは、当該米国株主に係る各 **SFC** の **2017年12月31日**以前に終了する最終課税年度終了日における現金ポジションの分配割合の総額(以下「現金ポジション基準額」という。)と、以下の①と②の平均額のいずれか大きい方の額をいう<sup>481</sup>。

① **2017年11月1日**以前に終了する最終課税年度終了日における現金ポジション基準額

② 上記①より一つ前の課税年度終了日における現金ポジション基準額

---

<sup>473</sup> **§965(b)(5)(C)**. 国外累積欠損総額とは、**§965(b)(3)(A)(i)**においては「当該米国株主に係る累積欠損外国法人の特定累積欠損の分配割合の額と当該米国株主に係る全 **DFIC** の **DFI** の分配割合の額の総額のいずれか小さい方の額」と定義されているが、**§965(b)(5)(C)**の適用上は、「当該米国株主に係る全 **DFIC** の **DFI** の分配割合の額の総額」との比較を行わないこととされている。

<sup>474</sup> **§965(b)(5)(C)**

<sup>475</sup> **§965(b)(5)(D)**

<sup>476</sup> **§965(b)(5)(E)**. グループ持分割合とは、米国株主の株式のうち同一関係法人グループの他の対象法人によって保有されているものの価値の割合をいう。ただし、関係法人グループ親法人 (**common parent**) のグループ持分割合は常に**100%**とされる。**§965(b)(5)(F)**.

<sup>477</sup> **§965(c)(1)**

<sup>478</sup> **§965(c)(1)(A)**

<sup>479</sup> **§965(c)(1)(B)**

<sup>480</sup> **§965(c)(2)**. なお、**12月31日**課税年度以外の納税者については、**§11**に定める最高適用税率ではなく、**§15**に従い、**2018年1月1日**以後の最高適用税率と**2017年12月31日**以前の最高適用税率を日割りで加重平均した税率を用いる。

<sup>481</sup> **§965(c)(3)(A)**

現金ポジションとは、SFC が保有する以下のものをいう<sup>482</sup>。

- ① 現金の額
- ② 売掛金が買掛金を超過する部分の額<sup>483</sup>
- ③ 確立した金融市場において積極的に取引される非事業用資産の時価
- ④ CP、譲渡性預金、連邦、州、外国政府機関発行証券の時価
- ⑤ 外貨の時価
- ⑥ 満期1年未満の負債の時価
- ⑦ その他財務省により上記に経済的に類似する資産として扱われるものの時価

上記のうち②、③、⑥については、他の SFC において二重にカウントされていないことを米国株主が立証できる限りにおいて現金ポジションに含むことができる<sup>484</sup>。

SFC が法人以外の事業体(entity)を保有しており、当該事業体が外国法人であったとしたら SFC として扱われる場合には、総国外現金ポジションの計算上は当該事業体は SFC として扱われる<sup>485</sup>。

#### 5.4.4. 外国税額控除

上記の資本参加免税が適用された部分について外国税額控除の適用を排除するために以下の規定が設けられている。

§965 において控除が認められた額に関して支払われ若しくは発生した、又は支払われ若しくは発生したものとして扱われる税額の適用パーセンテージ(applicable percentage)部分については、外国税額控除が認められない<sup>486</sup>。

適用パーセンテージとは以下の①と②とを合計した割合をいう<sup>487</sup>。

- ① §965(a)による合算所得が総国外現金ポジションを超過する部分の額の§965(a)による合算所得額に対する割合に 0.771 を乗じたもの
- ② §965(a)による合算所得が総国外現金ポジションに達するまでの部分の額の§965(a)による合算所得額に対する割合に 0.557 を乗じたもの

外国税額控除ではなく外国税の所得からの控除を選択している場合、上記により税額控除が認められない部分について控除が認められない<sup>488</sup>。

また、§965(a)による合算課税にかかる外国税額控除は§78 に従い外国税額のグロスアップが行われるが、資本参加免税の対象となった部分についてグロスアップの適用を排除するため、§965(a)による合算所得が§965(c)に基づく控除額を超過する部分の額の当該合算所得額に占める割合のみグロスアップが認められる<sup>489</sup>。

---

<sup>482</sup> §965(c)(3)(B)

<sup>483</sup> §965(c)(3)(C)

<sup>484</sup> §965(c)(3)(D)

<sup>485</sup> §965(c)(3)(E)

<sup>486</sup> §965(g)(1)

<sup>487</sup> §965(g)(2)

<sup>488</sup> §965(g)(3)

<sup>489</sup> §965(g)(4)

#### 5.4.5. 繰越欠損金控除の非適用選択

米国株主が§965(a)による合算課税が生じる課税年度において§172に定める繰越欠損金控除につき適用しない旨の選択を行った場合、§965(a)による合算所得額及び当該合算に係る外国税額控除適用に伴うグロスアップ額は、繰越欠損金控除の対象とならない<sup>490</sup>。

当該選択は当該合算所得の申告期日までに行う必要がある<sup>491</sup>。

#### 5.4.6. その他

##### 5.4.6.1. S法人

S法人がDFICの米国株主である場合、当該S法人の株主は選択により当該株主の§965に係る税額の支払を一定のトリガーイベントが生じた課税年度まで繰延べることが可能となる。当該繰延べられた税額は、トリガーイベントの生じた課税年度の税額に付加される<sup>492</sup>。

一定のトリガーイベントとは、以下の①②③のうち最も先に生じた事象をいう。

- ① 当該S法人に係るS法人ステータスの喪失
- ② 当該S法人の清算、実質的全資産の譲渡、事業の停止、消滅、又は類似の事象
- ③ 当該S法人株式の譲渡(相続を含む)<sup>493</sup>。

##### 5.4.6.2. 分割納付

DFICの米国株主は、§965に係る税額(net tax liability under this section)について、選択により8年間の分割納付が可能である<sup>494</sup>。納付割合は最初の5年間は8%、6年目は15%、7年目は20%、8年目は25%である。

§965に係る税額とは、§965(a)による合算を考慮した場合の純税額(net income tax)が、§965(a)による合算及びDFICからの配当に関連する所得算入又は控除を考慮しなかった場合の純税額を超過する額をいう<sup>495</sup>。

##### 5.4.6.3. 除斥期間

§965に係る税額の賦課に関する除斥期間は、当該税額に係る申告書提出後6年間である<sup>496</sup>。

---

<sup>490</sup> §965(n)(1)

<sup>491</sup> §965(n)(3)

<sup>492</sup> §965(i)(1)

<sup>493</sup> §965(i)(2)

<sup>494</sup> §965(h)

<sup>495</sup> §965(h)(6). 純税額とは、通常税額からSubchapter A, Part IVのSubpart A、B及びDに定める税額控除を減額した額をいう。

<sup>496</sup> §965(k)

---

#### 5.4.6.4. 国外移転時の取扱い

§965(c)に定める資本参加免税により控除を行った米国法人が2017年税制改正法の成立日から10年以内に国外移転を行い、§7874の適用により米国法人扱いされる外国法人(surrogate foreign corporation)となった場合、米国法人扱いとなる課税年度1年目において、上記控除額の35%に相当する額が税額に追加されるほか、当該追加税額に対して税額控除が認められない<sup>497</sup>。

#### 5.4.7. 規則案の概要

§965に関するガイダンスについては、特に米国多国籍企業に対する影響の大きさから、法案成立当初から複数のノーティスが発表されていた。

- Notice 2018-08 (12/29/2017)
- Notice 2018-13 (1/19/2018)
- IRS Website Q&A (IR 2018-53) (3/13/2018, 6/4/2018)
- Notice 2018-26 (4/2/2018)

財務省は2018年8月に§965に関する規則案<sup>498</sup>を発表し、2019年1月に同規則案を最終化した<sup>499</sup>。同最終規則においては、上記5.4.2.3.で述べたCFC株式簿価調整の細則のほか、CFCのE&P調整、グループ間取引の取扱い、外国税額控除計算の細則について明らかにされている。

---

<sup>497</sup> §965(l)

<sup>498</sup> REG-104226-18 (August 1, 2018)

<sup>499</sup> T.D. 9846 (announced on January 15, 2019, published on Federal Register on February 5, 2019)

## 6. 国外源泉無形資産関連所得 (FDII) の控除制度

### 6.1. 税制改正の背景・沿革

2017年税制改正により、米国法人 (domestic corporation) の国外源泉無形資産関連所得 (Foreign-derived Intangible Income、以下「FDII」という。)につき、37.5%の特別控除が認められることとなった<sup>500</sup>。

FDIIの控除制度は下院法案には含まれておらず、上院法案でのみ提案されている。また、キャンプ案においてサブパート F 所得の新類型として提案されていた外国基地会社無形資産所得 (Foreign Base Company Intangible Income、以下「FBCII」という。)制度の一部に類似の提案が含まれている。

FBCIIはCFCの一定の超過収益を総所得に合算し同時に最高で40%までの控除を認めるものことで当該超過収益に対して15%で課税する制度であるが<sup>501</sup>、この提案では米国法人が得る国外由来無形資産所得に対しても当該控除を認めてられていた<sup>502</sup>。

この制度について、両院租税委員会は以下のように述べている。

「この提案は、無形資産所得を移転させることによる米国課税ベース浸食に対処するため、CFCが稼得する無形資産所得を新たなサブパート F 所得類型とするとともに、米国法人が国外で無形資産を使用して稼得した所得に対する控除を認めるものである。結果としてこの提案は、CFCが所有する、又は使用権を持つ無形資産から生じる所得に対して米国での課税を行う一方で、米国法人が外国市場で無形資産を使用して稼得する所得に対する米国の課税を減少させる。完全な形で控除が認められる場合、米国法人が国外で無形資産を使用して稼得した所得に対する税率は15%となる。」<sup>503</sup>

2017年税制改正においては、2017年上院租税委員会報告書において、「当委員会の目標の一つは、無形資産に係る所得を国外に置く租税上の誘因を除去し、かつ、米国の納税者が当該所得、特に高価値の経済活動を米国に置くことを促すことにある。当委員会は、米国法人が外国市場に由来する無形資産所得を稼得した際に、米国法人のCFCが当該所得を稼得した場合と類似の軽減税率を適用することで、無形資産所得を国外に置く、あるいは移転される誘因を阻害あるいは除去することができ、もって税法が事業上の意思決定に与える歪みを限定できると確信する。」<sup>504</sup>と述べられている。従って、税制改正フレームワークが掲げる「企業が米国外に雇用や資本を流出させることを防止する」ための措置であると考えられる<sup>505</sup>。また、上記沿革を踏まえると、無形資産

<sup>500</sup> § 250(a)(1)

<sup>501</sup> 第4章 8.1. 参照。キャンプ案で提案された法人税率は25%であるため、所得の40%控除を行った場合の実効税率は15%となる。

<sup>502</sup> 同制度では、両者合計で課税所得の40%までの控除が認められていた。

<sup>503</sup> Joint Committee on Taxation, Technical Explanation, Estimated Revenue Effects, Distributional Analysis, and Macroeconomic Analysis of the Tax Reform Act of 2014, (September, 2014) at p530 (“The proposal addresses erosion of the U.S. tax base through shifting intangible income by creating a new category of subpart F income for intangible income derived by CFCs and providing a phased deduction for a domestic corporation for income from its foreign exploitation of intangibles. As a result, the proposal both increases the U.S. taxation of income derived from intangibles owned or licensed by a CFC and decreases the U.S. tax on the income of a U.S. corporation from its use of intangibles in foreign markets. When fully phased in, the deduction from the gross income of the domestic corporation results in a reduced tax rate of 15 percent for income from the foreign exploitation of intangible property.”)

<sup>504</sup> 上院租税委員会報告書, 370頁。同時に、パテントボックス等を通じて無形資産に関する軽減税率を採用する諸外国にも対抗するという点が述べられている。

<sup>505</sup> Dept. of Treasury, Unified Framework for Fixing Our Broken Code (Sep. 27, 2017) (税制改正フレームワーク), page 9 (“THE AMERICAN MODEL FOR GLOBAL COMPETITIVENESS: *The framework puts America on a level international playing field and puts an end to the incentives for shipping jobs overseas.*”, and “STOPPING

---

を米国外に移転させる誘因に対抗することで米国課税ベースを守るという趣旨も含まれると考えられる。

FDII の控除制度は、米国法人の超過収益のうち、国外で稼得したとみなされる部分につき税務上の恩典を与えるものである。この点、上記の沿革を踏まえると、一般に、CFC の超過収益を課税する制度である GILTI の合算制度と対をなしていると考えられている。

すなわち、米国法人が、高付加価値の IP や経済活動を米国傘下の低課税国で行う場合には GILTI の合算課税制度により課税される一方で、これらを米国で行い海外から収益を上げる場合には FDII 控除制度により税負担が軽減されることになる。そのため、両制度は、米国多国籍企業が高付加価値の経済活動を海外流出させる誘因に対する抑制効果があるといわれている。GILTI の合算制度については、第 4 章 8.2. 参照。

## 6.2. 国外源泉無形資産関連所得に係る控除制度の概要

### 6.2.1. 総則

§250(a)(1)(A) は、米国法人に対して、その課税年度における FDII の 37.5% の額の控除を認めている。

また、§250(a)(1)(B) は、その課税年度における GILTI の額及び §78 に基づき当該企業が受領した配当 (dividend) として取り扱われる金額で GILTI の額に帰属するものの合計額の 50% の控除も認めている。この点については、第 4 章 6.2.3.4. 参照。

### 6.2.2. 適用対象法人

適用対象法人は、同条に述べるとおり、米国法人 (domestic corporation) のみである。RIC 及び REIT は、対象外とされている<sup>506</sup>。

### 6.2.3. 控除額の計算

#### 6.2.3.1. 計算方法<sup>507</sup>

前述のとおり、米国法人は、その課税年度における FDII の額の 37.5% の控除が認められ、また、GILTI の額及び §78 に基づき当該企業が受領した配当 (dividend) として取り扱われる金額で GILTI の額に帰属するものの合計額の 50% の控除が認められる。

なお、2026 年以降開始課税年度においては、前者の控除率は 21.875% に、後者の控除率は 37.5% に減少する。

---

CORPORATIONS FROM SHIPPING JOBS AND CAPITAL OVERSEAS: To prevent companies from shifting profits to tax havens, the framework includes rules to protect the U.S. tax base by taxing at a reduced rate and on a global basis the foreign profits of U.S. multinational corporations. The committees will incorporate rules to level the playing field between U.S.-headquartered parent companies and foreign-headquartered parent companies.”)

<sup>506</sup> 両院協議会報告書、626 頁

<sup>507</sup> §250(a)(1) 及び (a)(3)

### 6.2.3.2. 控除制限<sup>508</sup>

控除額の計算において考慮に入れられる **FDII** の額と **GILTI** の額との合計額が **§250** を考慮せずに計算した課税所得の額を超える場合、**FDII** の額及び **GILTI** の額は次のように減額される。

- **FDII** については、その減額分が上記の超過額に対して占める割合と当該 **FDII** の額が上記の **FDII** の額と **GILTI** の額との合計額に占める割合と等しくなるように減額される。
- **GILTI** については、上記超過額から **FDII** の減額分を控除した額だけ減額される。

### 6.2.3.3. **FDII** の計算

**FDII** の控除制度は、無形資産という名称が入っているが、**FDII** の計算方法を踏まえると、**GILTI** の合算課税制度と同様に実際の適用上はどのような種類の所得を稼得したかは問わない制度となっている。

**FDII** の算定式は、以下のとおりである<sup>509</sup>。

$$\begin{aligned} & (\text{控除可能所得} - \text{みなし有形資産リターン}) = \text{みなし無形資産所得} \\ & \text{みなし無形資産所得} \times \frac{\text{外国由来控除可能所得}}{\text{控除可能所得}} = \text{FDII} \end{aligned}$$

それぞれの構成要素は、以下のように定義されている。

- 控除可能所得 (**deduction eligible income**、以下「**DEI**」という。): 米国法人の課税所得から主に以下の項目を差し引いた金額<sup>510</sup>
  - サブパートF 所得
  - **GILTI**
  - 金融サービス所得
  - **CFC**からの配当
  - 国内石油ガス関連所得
  - 国外支店所得
- みなし有形資産リターン (**deemed tangible income return**、以下「**DTIR**」という。): 米国法人の適格事業資産 (**qualified business asset investment**、以下「**QBAI**」という。)に10%を乗じた額
  - 適格事業資産 (**QBAI**)<sup>511</sup>: 特定有形資産 (**specified tangible assets**)のうち、当該法人の事業の用に供されており、かつ、**§167**に定める減価償却の対象となっているものに係る米国税務簿価の各四半期末の平均値をいう。特定有形資産とは、**DEI**を生み出す有形資産をいう。
- みなし無形資産所得 (**deemed intangible income**、以下「**DII**」という。): **DEI**が**DTIR**を超える

<sup>508</sup> §250(a)(2)

<sup>509</sup> §250(b)

<sup>510</sup> §250(b)(3)

<sup>511</sup> §250(b)(2). §951A(d)と同じだが、「対象所得」を「**DEI**」に、「**CFC**」を「法人」に読み替えている。

額

- 外国由来控除可能所得 (**foreign-derived deduction eligible income**、以下「**FDDEI**」という。): **DEI**のうち、米国外の者 (**any person who is not a United States person**) に販売され国外で使用 (**foreign use**) される資産、又は、米国外の者又は資産 (**any person, or with respect to property, not located within the United States person**) に対して提供される役務から生じる所得<sup>512</sup>

国外で使用 (**foreign use**) とは、米国外における使用、消費、処分をいう<sup>513</sup>。米国内での更なる製造や改造のために第三者に資産を販売した場合、当該第三者が最終的に当該資産を国外で使用したとしても、「国外で使用」したものとみなされない<sup>514</sup>。

国外関連者に資産を販売した場合、当該資産が最終的に国外の第三者に販売されるか当該国外関連者の国外第三者に対する販売や役務提供のために使用され、かつ、当該米国法人が **IRS** に対して「国外で使用」されることについての立証を行ったとき以外は、「国外で使用」されたものとして扱われない<sup>515</sup>。

国外関連者に役務提供した場合、当該役務提供が国内の者に対して行われたものとは実質的に類似しない (**not substantially similar**) ことについての立証を当該米国法人が **IRS** に対して行ったとき以外は、米国外の者又は資産に対する役務提供として扱われない<sup>516</sup>。

#### 6.2.3.4. GILTI との関係

**§250(a)(1)(B)** は、その課税年度における **GILTI** の額及び **§78** に基づき当該企業が受領した配当 (**dividend**) として取り扱われる金額で **GILTI** の額に帰属するものの合計額の **50%** の控除を認めている。**GILTI** は外国子会社の超過収益のうち国外で低税率で課税されるものについて米国での課税を行うものである。当該 **50%** 控除を行うことで外国税額控除適用前の **GILTI** に対する税率は **10.5%** となるから、国外で高税率で課税を受けている場合には外国税額控除適用により米国での税負担が生じないことになる<sup>517</sup>。

また、上述のとおり、**FDII** の **37.5%** 控除と、**GILTI** の **50%** 控除額との合計額が課税所得に達した場合は両者の額が減額されるため、一方が相対的に非常に大きい場合、又は繰越欠損金の使用により課税所得額が圧縮されている場合には、控除額が減少する場合がある。

#### 6.2.4. 規則案の概要

##### 6.2.4.1. 法文解釈上の論点

条文からは、以下のような論点が指摘されている。

- 控除可能所得について、外国支店所得が除外されているが、外国支店所得の金額をどのように計算するのか、例えば移転価格の **AOA** アプローチを採る必要があるのか、明らかではない。

<sup>512</sup> **§250(b)(4)**

<sup>513</sup> **§250(b)(5)(A)**

<sup>514</sup> **§250(b)(5)(B)**

<sup>515</sup> **§250(b)(5)(C)(i)**

<sup>516</sup> **§250(b)(5)(C)(ii)**

<sup>517</sup> 詳細については、第 4 章 8.2.4. 参照。

- 外国由来控除可能所得について、無形資産に関する「国外で使用」の範囲が明らかではない。例えば、米国法人がある無形資産について国外第3者にライセンスを行い、当該国外第3者がその一部の権利について米国顧客を含む全世界でサブライセンスを行った場合、もともとの無形資産の使用地をどのように判断するのか、仮に米国顧客へのサブライセンス部分を除外する場合どのように計算する必要があるのか、明らかではない。
- 外国由来控除可能所得について、「米国外の者又は資産に対して提供される役務」の範囲が明らかではない。例えば、役務が米国外の者に対して提供されたが関連する資産が米国内に所在した場合の扱いや、役務が第三者への委託を通じて行われた場合の扱いが不明である。
- 関連者間取引における「国外で使用」の立証について、米国法人は具体的にどのような手続を行う必要があるのか、例えば税務申告書作成時に一定の文書化を行う必要があるのか、明らかではない。

#### **6.2.4.2. 今後の見通し**

250条規則案は2018年12月14日から行政管理予算局内の **Office of Information and Regulatory Affairs** において最終レビューが行われているが、最終レビューが終了する具体的なタイミングは示されていない。

## 7. 税源浸食・濫用防止税 (BEAT)

### 7.1. 税制改正の背景・沿革

2017年税制改正に伴い、税源浸食・濫用防止税 (Base Erosion and Anti-Abuse Tax、以下「BEAT」という。)が導入された。BEAT導入の背景には、米国企業と外国企業との競争水準の均衡 (level playing field) という考え方が背後にあると考えられている<sup>518</sup>。すなわち、米国を本拠地とする多国籍企業は、関連者間取引を通じて所得を移転した場合でも、米国本国又は米国 CFC ルールの下での課税の対象となる可能性があるのに対して、米国以外の国を居住地とする親会社を持つ多国籍企業が非米国傘下の関連会社に関連者間取引を通じて所得を移転させた場合には、当該所得は米国での課税の対象外となる。米国人と米国以外に居住の関連者との取引に追加での税負担を課すことにより、両者の競争水準の均衡に資するという考え方である。

税制改正によって両者の競争水準の不均衡を是正すべきであるという考え方は、既に2016年共和党ブループリントにおいて示されていた。共和党ブループリントは、仕向地主義キャッシュフロー税 (Destination Based Cash Flow Tax) の一環として、輸出売上を所得に不算入とし、輸入仕入を控除不可とする国境調整 (border adjustment) を提唱していた。その背後には、欧州や日本においては仕向地主義を採用する付加価値税 (VAT) あるいは消費税が税制の主な一部となっているのに対して、米国は連邦レベルで VAT が採用されていないため、米国企業は本国で輸出免税の恩恵を受けられず、その意味において欧州や日本の企業より不利な立場にある、という見方があることによるものと思われる<sup>519</sup>。

2017年7月に政府・与党は、上記の国境調整は撤回したが、その際も、国際競争力に資する税制改正を目指すことは変わらず示されていた<sup>520</sup>。また、2017年9月に政権与党が発表した税制改正

<sup>518</sup> 税制改正フレームワーク、9頁 (“STOPPING CORPORATIONS FROM SHIPPING JOBS AND CAPITAL OVERSEAS : To prevent companies from shifting profits to tax havens, the framework includes rules to protect the U.S. tax base by taxing at a reduced rate and on a global basis the foreign profits of U.S. multinational corporations. The committees will incorporate rules to level the playing field between U.S.-headquartered parent companies and foreign-headquartered parent companies.”). 2017年上院租税委員会報告書、391頁 (“This provision aims to level the playing field between U.S. and foreign-owned multinational corporations in an administrative way.”)

<sup>519</sup> 共和党ブループリント、28頁 (“Today, all of our major trading partners raise a significant portion of their tax revenues through value-added taxes (VATs). These VATs include “border adjustability” as a key feature. This means that the tax is rebated when a product is exported to a foreign country and is imposed when a product is imported from a foreign country. These border adjustments reduce the costs borne by exported products and increase the costs borne by imported products. When the country is trading with another country that similarly imposes a border-adjustable VAT, the effects in both directions are offsetting and the tax costs borne by exports and imports are in relative balance. However, that balance does not exist when the trading partner is the United States. In the absence of border adjustments, exports from the United States implicitly bear the cost of the U.S. income tax while imports into the United States do not bear any U.S. income tax cost. This amounts to a self-imposed unilateral penalty on U.S. exports and a self-imposed unilateral subsidy for U.S. imports.”)

例えば、原価80、市場価格100の商品を、日本企業が日本で製造しX国へ輸出する場合と、米国企業が米国で製造しX国へ輸出する場合を比較する。前者の場合、輸出時に仕入税額 (input tax) が還付されるのに対して、米国企業においてはそのような恩恵を受けることができないとされる。これは、米国において、VATを法人に対する課税、又は何らかの法人の税負担ととらえる考え方があるためと考えられる。

<sup>520</sup> White House, Joint Statement on Tax Reform (July 27, 2017) (“Above all, the mission of the committees is to protect American jobs and make taxes simpler, fairer, and lower for hard-working American families. We have always been in agreement that tax relief for American families should be at the heart of our plan. We also believe there should be a lower tax rate for small businesses so they can compete with larger ones, and lower rates for all American businesses so they can compete with foreign ones. The goal is a plan that reduces tax rates as much as

フレームワークにおいても、競争水準の均衡が 4 原則の 1 つとして示され、米国企業と米国国外企業の競争水準を是正する税制を提案することが示されていた<sup>521</sup>。

こうした流れを受けて、下院共和党が 2017 年 11 月に発表した税制改正法案(下院案)においては、以下のような物品税(**excise tax**)の導入が提案されていた<sup>522</sup>。

- 米国法人から関連外国法人への利子を除く支払のうち、控除できるもの、売上原価を構成するもの、償却資産の税務簿価を構成するものに対して 20%の物品税を当該米国法人に対して課税。
- 支払に対して米国源泉税が課されている場合は、条約による減免を受けた部分のみが対象となる。
- 関連外国法人が当該支払を ECI として申告納税することを選択した場合は米国法人に対する物品税は免除される。
- 申告納税においては、当該支払は ECI として改正後の税率 20%で法人課税<sup>523</sup>の対象となる。

上記物品税では、棚卸資産の仕入が課税対象となっていることから、米国国外企業においても非常に影響の大きな提案であった。また、物品税は内国歳入法において所得税以外の条項として創設が提案<sup>524</sup>されていたことから、既存の租税条約及び WTO との抵触についても議論があるところであった<sup>525, 526</sup>。

結局、同月に上院法案では、上記物品税の代わりに BEAT が提案され、両院協議会の審議でも上院法案がほとんどそのまま採用され、法制化された。最終法案と上院案との差異は、適用除外の基準となる税源浸食割合<sup>527</sup>などごく僅かである。

---

possible, allows unprecedented capital expensing, places a priority on permanence, and creates a system that encourages American companies to bring back jobs and profits trapped overseas. And we are now confident that, without transitioning to a new domestic consumption-based tax system, there is a viable approach for ensuring a level playing field between American and foreign companies and workers, while protecting American jobs and the U.S. tax base. While we have debated the pro-growth benefits of border adjustability, we appreciate that there are many unknowns associated with it and have decided to set this policy aside in order to advance tax reform."

<sup>521</sup> 税制改正フレームワーク、2頁("President Trump has laid out four principles for tax reform: First, make the tax code simple, fair and easy to understand. Second, give American workers a pay raise by allowing them to keep more of their hard-earned paychecks. Third, make America the jobs magnet of the world by leveling the playing field for American businesses and workers. Finally, bring back trillions of dollars that are currently kept offshore to reinvest in the American economy.")

<sup>522</sup> 下院案§4303

<sup>523</sup> さらに、租税条約不適用の場合は 30%支店利益税が課税される。

<sup>524</sup> Subtitle D (Miscellaneous Excise Taxes)の Chapter 36 (Certain Other Excise Taxes)に Subchapter E, §4491 を創設。所得税は Subtitle A (Income Taxes)に規定。

<sup>525</sup> GATT においては、輸入品に対し国内品を超える税負担を課すことが禁じられているため、国外からの商品の仕入に追加税負担を課す 20%物品税はこの観点から問題があったと考えられる。

<sup>526</sup> European finance ministers call for U.S. tax reform rethink Reuters, (December 11, 2017),

<https://www.reuters.com/article/usa-tax-europe-letter/european-finance-ministers-call-for-u-s-tax-reform-rethink-idUSA5N1JY023> . 2017 年 12 月 11 日(日本時間 12 日)にイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペインの税務

大臣より米国財務長官スティーブン・ムニューシンに対して、米国税制改正が米国内で事業を行う外国企業に対する差別となる可能性等の懸念を伝える書簡が送られた。

<sup>527</sup> 上院案では 4%、最終法案では 3%であった。

## 7.2. BEAT の概要

### 7.2.1. 総則

§59A(a)は、内国歳入法の所得税に関する定めにより課されるその他の税に加えて (**in addition to any other tax imposed by this subtitle**)、BEAT 税額 (**base erosion minimum tax amount**、以下「BEMTA」という。)を課することを定めている。

BEAT の特色は、BEAT 基準税額が通常の法人税額を超える場合に BEMTA が生じるという、ミニマム税 (**minimum tax**)として設計されている点<sup>528</sup>及び前述の物品税とは異なり、所得税における追加税という建付けとなっている点である。

なお、BEAT は、2017 年税制改正によって廃止された代替ミニマム税 (**Alternative Minimum Tax**)と、将来年度において法人税額が BEMTA を上回った場合に過去の BEMTA をその期の法人税額から控除できない点、また、米国法人が赤字法人であったとしても追加の税負担が生じる可能性がある点で異なっている。

### 7.2.2. 適用対象要件

#### 7.2.2.1. 適用対象者

§59A(e)は、BEAT の適用対象を、法人要件、総収入要件、税源浸食割合要件の 3 つの要件を全て満たす納税者 (**taxpayer**)<sup>529</sup>と定めている。

総収入要件及び税源浸食割合要件についてはアグリゲーションルールが適用され、グループベースでの判定が行われる。アグリケーションルールについては、第 4 章 7.2.2.5. 参照。

#### 7.2.2.2. 法人要件

法人要件とは、法人 (**corporation**)であり、RIC、REIT、S 法人ではないことをいう。

適用対象は法人と定義しているから、米国法人のみならず外国法人も BEAT の対象となる。ただし、後述のとおり、BEAT 税額は通常法人税額との比較で算出される立て付けとなっていることから、BEAT の対象となる外国法人とは、米国での申告納税義務を負う法人、具体的には米国支店や米国 PE を通じて ECI を稼得している外国法人に限定される。

#### 7.2.2.3. 総収入要件

総収入要件とは、過去 3 課税年度の平均総収入 (**average annual gross receipts**)が\$500M 以上であることをいう。

外国法人については、米国で生じた ECI のみ当該平均総収入額の計算に含まれる。

#### 7.2.2.4. 税源浸食割合 (**Base Erosion Percentage**) 要件

税源浸食割合が 3%以上であること、ただし、後述する銀行業・証券ディーラーについては 2%以上であること。税源浸食割合の定義については、第 4 章 7.2.3.2. (4) 参照。

---

<sup>528</sup> §59A(b)(1)

<sup>529</sup> §7701(a)(14)は、納税者 (**taxpayer**) の定義として、内国歳入法に定める租税の対象となる者と定めている (“**The term `taxpayer` means any person subject to any internal revenue tax.**”)

### 7.2.2.5. アグリゲーションルール<sup>530</sup>

アグリゲーションルールでは、総収入要件及び税源浸食割合の判定上、**§52(a)**において単一の雇用者 (**employer**)として扱われる法人グループを一体として扱うこととされている。

**§52(a)**において単一の雇用者として扱われる法人グループとは、連結納税の対象となる関係法人グループ (**affiliated group**)ではなく、**§1563**に定める支配グループ (**controlled group**)を一部修正したものをいう。具体的には、持分要件を**80%**以上から**50%超**へと置き換えており、その結果、**50%超**の持分を有する親子会社、同じ法人株主が**50%超**の持分を有する兄弟会社及び**5**者以下の個人、エステート又は信託である株主が**50%以上**の持分を有する兄弟子会社が同じ支配グループに含まれる。例えば、日本法人が米国子会社**2**社を直接保有している場合、両者は連結グループを組成できないが、上記の判定上は同じグループに含まれる。

また、**§1563**に定める支配グループからは外国法人が**§1563(b)(2)(C)**により除外されているが、**BEAT**においては上述のとおり**ECI**の申告納税義務を負う外国法人が対象となることから、**§1563(b)(2)(C)**の適用が排除されている<sup>531</sup>。

## 7.2.3. BEAT 税額の計算

### 7.2.3.1. 計算方法<sup>532</sup>

**BEAT** 税額 (**BEMTA**)は、下記の①が②を上回る場合のその差額をいう。

- ① **BEAT** 税率<sup>533</sup>に修正所得金額 (**modified taxable income**)を乗じた額
- ② **§26(b)**に定める税額控除前の通常法人税額。ただし、以下の(a)が(b)を上回る場合の当該上回る額について減額する<sup>534</sup>。
  - (a) 適用税額控除額
  - (b) 以下の2つの合計額
    - (A) **§38** 税額控除のうち、**§41(a)**の **R&D** 税額控除に該当する額
    - (B) 一定の**§38** 税額控除 (**applicable section 38 credits**)が「当該一定の**§38** 税額控除又は当該一定の税額控除を考慮しなかった場合の **BEMTA** いずれか少ない方までの額に**80%**を乗じた額」を超える場合のその額

<sup>530</sup> **§59A(e)(3)**

<sup>531</sup> **§59A(e)(3)**。通常法人税額が減少すると **BEMTA** が増額することを踏まえ、**R&D** 税額控除や**§38** 税額控除を適用している場合に、**BEMTA** が増加しないようにするものである。

<sup>532</sup> **§59A(b)**

<sup>533</sup> **10%**。2018年開始課税年度は**5%**。2026年以降開始課税年度は**12.5%**。

<sup>534</sup> これは、通常法人税額が減少すると **BEMTA** が増額することを踏まえ、**R&D** 税額控除や**§38** 税額控除を適用している場合に、**BEMTA** が増加しないようにするものである。

## 7.2.3.2. 修正所得金額

### (1) 計算方法

修正所得金額とは、課税所得に対して以下の額を足し戻した額をいう<sup>535</sup>。

- ① 税源浸食的支払い(**base erosion payment**)に係る税源浸食的税利益(**base erosion tax benefits**)
- ② 当年度繰越欠損金使用額 × 税源浸食割合(**base erosion tax percentage**)

### (2) 税源浸食的支払い

税源浸食的支払いとは、国外関連者(**foreign person which is a related party**)に対して支払われ、又は発生した額のうち、内国歳入法により控除(**deductions**)が認められるものをいう。

控除について、米国税務上の売上原価(**Cost of goods sold, COGS**)は総所得(**gross income**)の減算項目(**reduction**)であって控除額(**deduction**)ではないから、原則、税源浸食的支払いを構成しない。米国税務上の売上原価について、**§59A**は、特段の定義を置いていないため、従前の取扱いに従い税務上売上原価として扱われる費用<sup>536</sup>については、**BEAT**適用上も尊重されるものと現時点では考えられる。

また、償却資産の取得に伴う支払いや、再保険料も税源浸食的支払いとされる。

さらに、インバージョン税制の適用により米国法人扱いとされる外国法人(**surrogate foreign corporation**)及びその関連法人グループのメンバーによる支払いで、当該外国法人の総収入を減額させるものも税源浸食的支払いを構成する<sup>537</sup>。

なお、関連者とは、法人の**25%**以上の持分<sup>538</sup>を有する株主(以下、「**25%株主**」という。)、**25%**株主と**50%**超の持分関係で繋がる関連者、当該法人と**50%**超の持分関係で繋がる関連者及び移転価格適用上の関連者をいう<sup>539</sup>。

### (3) 税源浸食的税利益<sup>540</sup>

税源浸食的税利益は、税源浸食的支払いにより当年度において生じた控除額をいう。具体的には、次のとおり。

- 償却資産に対する支払いに係る税源浸食的税利益は当該資産に係る当年度償却額である。
- 再保険料の支払いに係る税源浸食的利益は、**§803(a)(1)(B)**又は**§832(b)(4)(A)**に従い当年度のプレミアム総額を減少させる額をいう。
- インバージョン税制の適用により米国法人扱いとされる外国法人による支払いについては、当年度における総収入を減少させる額をいう。

<sup>535</sup> **§59A(c)(1)**

<sup>536</sup> 例えば、**§263A**に定める**UNICAP**に従い税務上**COGS**として扱われる技術ロイヤルティなどが考えられる。

<sup>537</sup> **§59A(d)**

<sup>538</sup> 議決権又は株式価値ベース。

<sup>539</sup> **§59A(g)**

<sup>540</sup> **§59A(c)(2)**

#### (4) 税源浸食割合

税源浸食割合とは、税源浸食的税利益が以下の合計額に占める割合である。②と③を足しているのは、これら自身は税務上の控除額 (**deductions**) に該当しないためである。

- ① 納税者の当年度における控除合計額
- ② 再保険に係る税源浸食的税利益
- ③ インバージョン税制の適用により米国法人扱いとされる外国法人による支払いに係る税源浸食的税利益

ただし、以下のものは①から除外される<sup>541</sup>。

- 繰越欠損金控除<sup>542</sup>、100%控除の対象となる外国子会社配当<sup>543</sup>、FDII 及び GILTI<sup>544</sup>にかかる控除
- 米国移転価格税制適用上の **Service Cost Method** の対象となる、又はマークアップが不要と考えられる場合の役務提供対価<sup>545</sup>から生じる控除
- 税源浸食的支払を構成しない適格デリバティブによる控除

#### (5) 利子控除制限との関係

法人が行う利子の支払いについては、新**§163(j)**の適用により、控除が認められない場合がある。関連者に対する利子費用の控除が認められない場合、当該利子費用は税源浸食的支払から除外されることになるが、新**§163(j)**は、関連者又は非関連者を問わず純支払利子費用の控除を制限するため、控除制限が生じた場合の制限額が関連者間利子と非関連者間利子のいずれに充当されるかが問題となる。この点、**§59A(c)(3)**は、新**§163(j)**による控除制限額は非関連者間利子に先に充当されることを定めている<sup>546</sup>。

#### 7.2.3.3. 通常法人税額<sup>547</sup>

通常法人税額の意義は、**§26(b)**に定められており、AMT、BEAT、**§871**に定める国内源泉所得の国外への支払にかかる米国源泉税、**§884**に定める支店利益税等を課される前の課税年度において課される所得税額をいう。

上記のとおり、BEMTA 計算上、通常法人税額からは一定の金額が減額される。減額される金額は、通常法人税額に適用される税額控除額から、R&D 税額控除と**§38** 税額控除の一部額を除いた金額である。

これは、通常法人税額が減少すると BEMTA が増額することを踏まえ、R&D 税額控除や**§38** 税額控除を適用している場合に、BEMTA が増加しないようにするものである。

なお、**§38** 税額控除の一部額は、次の 3 つの税額控除とこれらがなかった場合の BEMTA のいずれか小さい方の 80%の額とされる<sup>548</sup>。

---

<sup>541</sup> **§59A(c)(4)**

<sup>542</sup> **§172**

<sup>543</sup> **§245A**

<sup>544</sup> **§250**

<sup>545</sup> 典型的には、関連者間のバックオフィス業務提供などの低マージンの役務対価をいう。

<sup>546</sup> **§59A(c)(3)**

<sup>547</sup> **§59A(b)(1)(B)**

<sup>548</sup> **§59A(b)(4)**

- 
- ① §42(a)に定める low-income housing credits
  - ② §45(a)に定める renewable electricity production credit
  - ③ §46 に定める投資税額控除のうち§48 energy credit に該当する額

#### 7.2.4. 特定の銀行及び証券ディーラーへの適用

##### 7.2.4.1. 適用対象法人要件の修正<sup>549</sup>

特定の銀行及び証券ディーラーは、税源浸食割合要件の閾値が 3%ではなく 2%となる。

##### 7.2.4.2. 計算方法の修正<sup>550</sup>

特定の銀行及び証券ディーラーは、BEAT 適用税率についてそれぞれ 1%増額する。すなわち、原則 11%となる<sup>551</sup>。

#### 7.2.5. 規則案の概要

##### 7.2.5.1. 法文解釈上の論点

条文からは、次のような論点が指摘されていた。

- 適用対象
  - パートナーシップの取扱い
  - 連結グループへの適用関係
- 修正課税所得金額
  - 当期損失の場合の修正課税所得計算の起算点
  - 通常所得に繰越欠損金を不足場合に適用される税源浸食割合
- 税源浸食的支払いの範囲
  - ネットティングの取扱い
  - 税務上の COGS の取扱い
- 国外関連者の範囲
  - 外国法人の米国支店の取扱い
- その他
  - 租税回避否認規定

##### 7.2.5.2. §59A 規則案

###### (1) 規則案の公表

2018 年 12 月、米国財務省は BEAT に関する規則案(以下、「§59A 規則案」という。)を発表した<sup>552</sup>。§59A 規則案によって、以下の点が明らかになった。

---

<sup>549</sup> §59A(e)(1)(C)

<sup>550</sup> §59A(b)(3)

<sup>551</sup> 2018 年開始課税年度は 6%、2026 年以降開始課税年度は 13.5%

<sup>552</sup> REG-104259-18 (December 13, 2018)

## (2) 適用対象<sup>553</sup>

### (a) パートナーシップの取扱い

パートナーシップにつき、法文上それ自体が **BEAT** の適用対象とはならないことは明確であったが、所得税と同様にパートナーシップ段階で何らかの計算を行う必要があるのか、又は **BEAT** 適用上の関連者判定を行う必要があるのか、条文からは不明確であった。

§59A 規則案では、パートナーシップの売上や支払は、各パートナー段階で **BEAT** の適用対象判定及び税源浸食的支払額計算上考慮されることが提案された。これをアグリゲート・アプローチ (aggregate approach) という。

### (b) 連結グループへの適用関係

**BEAT** は適用対象を法人と定めるのみであり、連結グループの取扱いについて不明確であった。

§59A 規則案は、単一の納税者として扱うことを提案した。つまり、**BEAT** 税額やその基礎となる税源浸食割合等の計算上は連結グループ内での取引は無視される。

## (3) 修正課税所得金額<sup>554</sup>

### (a) 当期損失の場合の修正課税所得計算の起算点

修正課税所得の起算点である通常所得の額として負の値をとることができるか不明確であったが、§59A 規則案では以下の取扱いが提案されている。

- ① 当期損失の場合は当該負の値から計算を行う
- ② 当期所得があるが繰越欠損金適用によりゼロあるいは負の値となる場合には、負の値とはならず、ゼロから計算を行う

### (b) 通常所得に繰越欠損金を足す場合に適用される税源浸食割合

条文上は、修正課税所得計算において当期欠損金使用額を足し戻す場合に適用される税源浸食割合は、当該欠損金使用年度ではなく当該欠損金発生年度 (vintage year) のいずれを用いるか不明確であったが、§59A 規則案では、後者のアプローチを用いることが提案された<sup>555</sup>。

## (4) 税源浸食的支払い<sup>556</sup>

### (a) ネットティングの取扱い

§59A 規則案では、代理、導管取引、一連の取引について特段の定義規定やガイダンスは含まれず、一般的に適用される連邦所得税の原則 (generally applicable federal income tax principles) に従うこととされている。

ネットティングについては、従前から所得計算上一定の場合にはネットティングを行うことが認められていたが、§59A 規則案は、**BEAT** の条文上の枠組みに照らしネットティングを認めるルールを含まない

<sup>553</sup> Prop. Reg. §1.59A-1, -7 及び Prop. Reg. §1.1502-59A.

<sup>554</sup> Prop. Reg. §1.59A-4

<sup>555</sup> Prop. Reg. §1.59A-4

<sup>556</sup> Prop. Reg. §1.59A-1

見解を明らかにした。したがって、複数の取引が契約上はネットで決済される場合であっても、支払はグロスベースでの計算が必要となるものと考えられる。

## (b) 税務上の COGS の取扱い

税務上の COGS が税源浸食的支払から除外されることは文言上明らかであったものの、従前の税務上 COGS に関するルールである§263A は、資産の製造に直接・間接的に関連する費用について納税者が会計上は営業費用として扱っていたとしても税務上は資産化を要求するという趣旨のものであり、その意味で BEAT 適用上は有利な取扱いを定めるものであったため、BEAT 適用後も既存の§263A の下での取扱いが尊重されるか否かという問題があった。

§59A 規則案においては特段の定義規定等が設けられなかったことから、現時点では、既存の税務上の取扱いとして COGS とされていたものについては BEAT 適用上も尊重されるものと考えられる。

## (5) 国外関連者の範囲

### (a) 外国法人の米国支店の取扱い

BEAT は米国支店及び米国 PE を持つ外国法人を適用対象とする一方で、国外関連者 (foreign person which is a related party) の国外に係る範囲については単に国外の者 (foreign person) と定めていたため、外国法人の米国支店が当該外国法人の米国子会社から支払を受領した場合の取扱いが不明確であった。具体的には、当該外国法人自体が既に BEAT の適用対象であるにもかかわらず当該支払いについても当該米国子会社から外国法人に対する税源浸食的支払として扱うことになるのか否か不明確であった。

§59A 規則案においては、支払先の国外関連者が米国で ECI 課税又は PE 課税を受けている場合には、税源浸食的支払いを構成しないことが提案された<sup>557</sup>。そのため、上記の例で米国子会社が米国支店への支払については、税源浸食的支払いを構成しないこととなる。

## (6) その他

### (a) 租税回避否認規定<sup>558</sup>

§59A(i) は、BEAT 適用を回避する行為を防止するために必要な規則を定める権限を財務省に与えているが、具体的にどのような取引がこれに該当するか不明確であった。

§59A 規則案においては、BEAT 適用回避を主要な目的 (principal purpose) とする取引は、BEAT 適用上無視されることが提案された。具体的には、以下の取引が含まれる。

- 税源浸食的支払いを回避するための導管 (conduit) として中間者 (intermediary) を用いた取引
- 税源浸食割合の分子の額を増加させるために行われた取引
- 銀行又は証券業者に対する特則の適用を回避するために行われた関連者間取引

<sup>557</sup> Prop. Reg. §1.59A-3

<sup>558</sup> Prop. Reg. §1.59A-9 (anti-abuse and recharacterization rule)

---

### 7.2.5.3. 今後の見通し

§59A 規則案は、90 日のパブリックコメント期間ののち、財務省によって修正され、最終化される見込みである。

## 8. グローバル無形資産低課税所得 (GILTI) の合算制度

### 8.1. 税制改正の背景・沿革

2017年税制改正に伴い、CFCの米国株主である者は、CFCが稼得した無形資産関連の所得 (Global Intangible Low-taxed Income、以下「GILTI」という。)を、総所得(gross income)に含めることが定められた<sup>559</sup>。これは既存のCFC税制、すなわち、米国株主においてCFCが得るサブパートF所得及び米国資産投資額<sup>560</sup>の割合を米国株主の総所得に含める制度とは、別に設けられている。

従前から、テリトリアル課税へ移行した場合の租税回避防止措置として、無形資産に係る所得移転を通じた米国課税ベース浸食を防止する観点からCFC税制の改正を行うことが議論されていた<sup>561</sup>。2014年のキャンプ案<sup>562</sup>においては、サブパートF所得の新類型<sup>563</sup>を設け、CFCの一定の総所得のうち有形減価償却資産の税務簿価の10%を超える部分の額を合算対象とし、また、それに対して最大40%までの控除を認めることで実質的に税率15%<sup>564</sup>で課税を行う制度が提案されていた<sup>565</sup>。

また、2015年には、一定の実効税率を下回るCFCの所得について一律のCFC課税を行う案も議論されていた<sup>566</sup>。共和党ブループリントにおいては、国境調整を通じた仕向地主義課税への移行に伴い、従前のCFC税制を大幅に簡素化して受動的所得のみを対象とすることが提案されていたが<sup>567</sup>、結局国境調整は導入されなかった。

<sup>559</sup> §951A

<sup>560</sup> CFCが稼得する一定の所得は、サブパートF所得として、CFCによる分配が無くとも米国株主において米国で課税対象となる。サブパートF所得とは一般的に、配当、利子、賃料、ロイヤルティ等の投資所得、又は一定の関連者間取引を通じて稼得した所得をいう。また、§956(a)に定める米国資産への投資、例えばCFCから米国親会社への貸付についても、合算課税の対象となる。

<sup>561</sup> Joint Committee on Taxation, Technical Explanation, Estimated Revenue Effects, Distributional Analysis, and Macroeconomic Analysis of the Tax Reform Act of 2014, (September, 2014) at p530 (“The proposal addresses erosion of the U.S. tax base through shifting intangible income by creating a new category of subpart F income for intangible income derived by CFCs and providing a phased deduction for a domestic corporation for income from its foreign exploitation of intangibles. As a result, the proposal both increases the U.S. taxation of income derived from intangibles owned or licensed by a CFC and decreases the U.S. tax on the income of a U.S. corporation from its use of intangibles in foreign markets. When fully phased in, the deduction from the gross income of the domestic corporation results in a reduced tax rate of 15 percent for income from the foreign exploitation of intangible property.”)

<sup>562</sup> Tax Reform Act of 2014, H.R. 1 (113<sup>th</sup> Cong. 2<sup>nd</sup> Sess)

<sup>563</sup> 外国基地会社無形資産所得 (foreign base company intangible income)

<sup>564</sup> キャンプ案で提案された法人税率は25%であったから、 $25\% \times (1 - 60\%) = 15\%$ となる。

<sup>565</sup> 米国法人が国外由来 (foreign derived) の無形資産所得を稼得している場合は別途控除額が増加する仕組みとなっており、FDIIと共通の要素が含まれている。第4章6.参照。

<sup>566</sup> オバマ政権が2015年に発表した予算案では、既存のCFC税制を拡張する形で、CFCに対して実効税率19%でのminimum taxを課す案が提案されていた。Dept. Treasury, General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2016 Revenue Proposals (February 2015), p19-20.

<sup>567</sup> 共和党ブループリント29頁 (“The destination-based, territorial approach for international taxation reflected in this Blueprint will allow the subpart F rules of the current international tax regime, which are some of the most complex rules in the tax code, to be significantly streamlined and simplified. These rules were designed in the 1960s to police our worldwide system of international taxation. However, they impose restrictions and burdens on American-based companies that further impair their competitiveness in today’s highly integrated global economy. A key component of these rules, the so-called foreign base company income rules, creates traps for the unwary and effectively drives American companies to pay higher foreign taxes. Because this Blueprint adopts a destination-based approach for cross-border transactions that levels the playing field and eliminates the tax incentives for moving jobs and profits offshore in the first place, there no longer is a need for this web of archaic technical rules. Under the Blueprint, the bulk of the subpart F rules, which were designed to counter tax incentives

税制改正フレームワークにおいては、米国多国籍企業が利益をタックスヘイブンに移転させることを防止するために、海外利益に対して低税率での課税を行うことが提案され、CFC 税制の改正が示唆されていた<sup>568</sup>。

最終的に、下院案及び上院案においては、米国法人の一定の国外超過収益に対して従前の CFC 税制と類似の方法で課税を行う提案<sup>569</sup>がなされ、これが GILTI として成立した。この点に関して、下院歳入委員会<sup>570</sup>は、今日の多国籍企業のサプライチェーンの統合的な性質を踏まえ、CFC 単位

to locate overseas, will be eliminated because there no longer will be any tax incentive to locate outside the United States. Businesses will be able to make location decisions based on the economic opportunities, not the tax consequences. Only the so-called foreign personal holding company rules, which counter the potential for truly passive income to be shifted to low-tax jurisdictions, will continue to play a role in addressing potential abuse and will be retained under this Blueprint.”)

<sup>568</sup> 税制改正フレームワーク、9 頁 (“STOPPING CORPORATIONS FROM SHIPPING JOBS AND CAPITAL

OVERSEAS : To prevent companies from shifting profits to tax havens, the framework includes rules to protect the U.S. tax base by taxing at a reduced rate and on a global basis the foreign profits of U.S. multinational corporations. The committees will incorporate rules to level the playing field between U.S.-headquartered parent companies and foreign-headquartered parent companies.)

<sup>569</sup> Conference Report to Accompany H.R. 1 (December 15, 2017), p641 (“Under the provision, a U.S. shareholder of any CFC must include in gross income for a taxable year its global intangible low-taxed income (“GILTI”) in a manner generally similar to inclusions of Subpart F income”)

<sup>570</sup> Ways and Means Committee Report on H.R. 1, 115<sup>th</sup> Congress 1<sup>st</sup> session (November 10, 2017), p444-445.

(“The Committee recognizes that multinational companies concentrate valuable functions, assets, and risks for reasons other than tax savings. For example, centralizing decision-making, quality control, and brand management into regional centers of excellence can provide significant value to an enterprise. This may result in the concentration of complex functions, valuable intellectual property, and entrepreneurial risk in a particular principal affiliate in a particular country, entirely independent of tax considerations. This also results, however, in significant profits being attributable to a single entity, which may result in significant tax savings if that entity is subject to a low effective tax rate. The Committee believes that the ability to obtain this result provides significant financial incentive for companies to structure in this manner in order to concentrate profits in low-tax jurisdictions, ultimately leading to the migration of valuable jobs and property from the United States. Therefore, the Committee has studied various mechanisms for taxing high returns concentrated in U.S. shareholders’ foreign subsidiaries. Other proposals, including those released by the Committee, have considered approaches based on specific transfers of intellectual property, foreign earnings attributable to all foreign activities, and foreign earnings attributable only to intellectual property. These proposals have fallen short conceptually and administratively, leading the Committee to focus on foreign high returns. Specifically, the Committee believes that foreign high returns attributable to mobile functions, assets, and risks are best measured as the excess of foreign earnings over a normal equity-holder’s return on assets with limited mobility—*i.e.*, depreciable tangible property. In making this measurement, the Committee recognizes the integrated nature of modern supply chains and believes it is more appropriate to look at a multinational enterprise’s foreign operations on an aggregate basis, rather than by entity or by country.”)

“As previously mentioned, the Committee does not believe the concentration of high returns abroad by itself is a sufficient indicium of erosion of the U.S. tax base. Where those returns are subject to a low effective tax rate that achieves significant tax savings, however, the Committee believes base erosion may have been a consideration and that U.S. taxation is appropriate.

Conditioning the application of an anti-base erosion rule on low effective tax rates can be accomplished through a low-tax test or a reduced U.S. tax rate with a credit. Under the former approach, foreign earnings would be subject to U.S. tax only if the effective foreign tax rate is below a certain threshold, leading to a cliff effect and the potential for significant double taxation if credits are not allowed. Under the latter approach, U.S. tax is imposed at a reduced rate with a credit allowed for foreign taxes paid, which is more complex and encourages foreign jurisdictions to raise taxes to “soak up” the credit, but which also applies more smoothly to companies near the

ではなく米国法人の国外超過収益を全体として計算する一方で、国外実効税率の閾値付近の企業行動の歪みを除去し、複雑さを回避する観点から、従前の CFC 税制に類似した方法での課税を採用したと述べている。

(参考)2017 年下院歳入委員会報告書における議論

「多国籍企業は高付加価値の機能、資産、リスクを税金以外の理由で集中させることは認識している。例えば、意思決定、品質管理、ブランド管理を地域本部に集権化させることで、付加価値を大きく高めることができる。・・・しかし、この結果、単一の事業体に多額の利益が集中することになるから、当該事業体を低課税国に設立することで大きな節税効果をもたらされる。このような企業行動が可能であることが、低課税国に利益を集中させる構造を構築する強い経済的な誘因となっており、究極的には高付加価値の雇用や資産を米国外に流出させている、と委員会は確信している。」

「したがって、委員会は米国企業が海外子会社に利益を集中させる様々なメカニズムを分析した。過去に委員会が発表したものを含む他の提案においては、特定の無形資産の移転、全国外活動に帰属する国外利益、無形資産に帰属する国外利益といったものに着目するアプローチが検討された。概念的にも執行上の観点からもこれらのアプローチは満足できるものではなかったため、委員会は国外高収益 (**foreign high returns**) に着目した。具体的にいうと、流動性の高い機能、資産やリスクに帰属する国外高収益を測定する最善の基準は、流動性の低い資産すなわち有形減価償却資産に関してエクイティ・ホルダーが通常得る国外収益を超える部分の額であると委員会は確信する。今日のサプライチェーンの統合的な性質にかんがみると、この測定を行うにあたっては、事業体ごと又は国ごとではなく多国籍企業の国外活動を一体としてとらえることがより適切であると委員会は確信する。」

「・・・委員会は、高収益の集中そのものが米国課税ベース浸食の指標として十分であると考えているわけではない。しかし、そのような高収益が低実効税率の対象となっており大きな節税効果をもたらす場合には、課税ベース浸食が考慮されている可能性があるため米国の課税を及ぼすことが適切であると委員会は確信する。」

「課税ベース浸食防止ルールを低実効税率に紐づける手段としては、実効税率テストを用いる方法と、外国税額控除を減額して認める方法とが考えられる。前者の方法では、国外実効税率が閾値未満となった場合しか課税されないから、クリフ効果が生じるし、外国税額控除が認められない場合には二重課税が生じる潜在的な可能性がある。後者の方法は、より複雑であるし、米国の外国税額控除に吸収させる (**soak up**) 程度まで他国が税率を引き上げる可能性があるものの、国外実効税率の閾値付近の納税者に対してよりスムーズに適用される。米国の雇用者及び従業員、ならびに米国歳入確保の観点からは、後者の方法がより望ましいと委員会は考える。さらに、既存の法制に依拠することで複雑さが緩和するし、外国税額控除を減ることにより他国の税率引上げにも対処できると確信する。国外実効税率の閾値を決定するにあたっては、米国課税ベースを保護することと、米国の雇用者や企業の世界での競争力とのバランスが必要である。」

effective tax rate threshold. The Committee believes the latter approach is more favorable both to the competitiveness of U.S. workers and companies and the U.S. fisc. Furthermore, the Committee believes that relying on the framework of existing law can mitigate complexity and that partially disallowing foreign tax credits, combined with measuring foreign high return income and foreign taxes on such income on a global basis, will protect against foreign soak-up taxes. Determining the appropriate threshold for a low effective tax rate requires a balance between protecting the U.S. tax base and promoting the global competitiveness of U.S. workers and companies.”)

税制改正後の米国国際税制においては、国外配当免除制度が導入された一方で、GILTIの合算課税制度が導入されたことにより、米国株主のCFC所得のうちテリトリアル課税の対象となるのは、結果的には、GILTIにもサブパートF所得等にもならない一部の所得に限られている。

2018年9月13日に米国財務省及びIRSより財務省規則案が公表され、GILTIの合算計算方法や連結グループ及びパートナーシップ税制におけるの取扱い等の詳細が示されている<sup>571</sup>。

## 8.2. グローバル無形資産低課税所得の合算制度の概要

### 8.2.1. 総則

§951A(a)では、CFCの米国株主(United States shareholders)は、その課税年度において、CFCのGILTIの額を総所得(gross income)に算入すべきことを定めている。

### 8.2.2. 適用対象者

CFC及び米国株主(United States shareholders)の定義は、既存のCFC税制の定義を用いている。

CFCとは、議決権株式又は株式の価値の50%超が、米国株主により、直接又は間接に保有されている外国法人をいう<sup>572</sup>。

米国株主とは、外国法人の議決権株式又は株式の価値の10%以上を直接又は間接に保有する米国の者(person)をいう<sup>573</sup>。米国の者とは、米国市民及び居住者、米国パートナーシップ、米国法人、エステート(estate)、信託(trust)も含まれる<sup>574</sup>。

### 8.2.3. GILTIの計算

#### 8.2.3.1. 計算方法

GILTIの額は、米国株主のその課税年度における純CFC対象所得(net CFC tested income)が純みなし無形資産収益(net deemed tangible income return、以下「net DTIR」という。)を上回る額と定義されている<sup>575</sup>。

#### 8.2.3.2. 純みなし無形資産収益の計算

Net DTIRとは、各CFCの適格事業資産投資簿価(qualified business asset investment、QBAI)のうち、当該米国株主に対して分配割合に応じて帰属する部分の総額(aggregate of such shareholder's pro rata share)に10%を乗じた額をいう。ただし、純CFC対象所得の計算上考慮された純利子費用の額を上回る額とされる<sup>576</sup>。なお、QBAIはCFCの計算属性であるが、net DTIRはQBAIのうち米国株主に帰属する部分に10%を乗じるため米国株主の計算属性となっている。

---

<sup>571</sup> Prop.Reg.§1.951A

<sup>572</sup> §957(a)

<sup>573</sup> §951(b)

<sup>574</sup> §957(c): §7701(a)(30)の米国の者の定義のうち、プエルトリコ、グアム、アメリカ領サモア、北マリアナ諸島で設立された一定の企業等を除く。

<sup>575</sup> §951A(b)(1)

<sup>576</sup> §951A(b)(2)

QBAIとは、特定有形資産(**specified tangible property**)のうち、当該CFCの事業の用に供されており、かつ、§167に定める減価償却の対象となっているものに係る米国税務簿価の各四半期末の平均値をいう<sup>577</sup>。特定有形資産とは、後述する対象所得(**tested income**)を生み出す有形資産をいう<sup>578</sup>。なお、当該資産が、対象所得とそれ以外の所得の双方を生み出すために用いられている場合、総所得に対して対象所得が占める割合相当が特定有形資産として扱われる。

QBAIの米国税務簿価については、代替的減価償却制度(**Alternative Depreciation System**)を用いて計算することとしている。また、CFCがパートナーシップを保有し、かかるパートナーシップが有する資産が事業活動に使用され、減価償却の対象となり、かつ対象所得を稼得するために使用されている場合は、パートナーの持分割合に応じた当該資産の金額を含める必要がある<sup>579</sup>。

なお、§951A(d)(4)は、資産の一時的な譲渡若しくは保有、又はQBAIに関するルールの適用を回避することが資産の譲渡若しくは保有の一要素(**a factor**)となっているとなっている場合、これらを否認する財務省規則を制定する権限を財務省に委ねている。

### 8.2.3.3. 純CFC対象所得(**net CFC tested income**)

純CFC対象所得とは、米国株主のその課税年度における各CFCの対象所得(**tested income**)のうち当該米国株主に対する分配割合に応じて帰属する部分の総額(**aggregate of such shareholder's pro rata share**)が、各CFCの対象損失(**tested loss**)のうち当該米国株主に対する分配割合に応じて帰属する部分の総額を上回る場合の、当該上回る部分の額をいう<sup>580</sup>。なお、対象所得及び対象損失はCFCの計算属性であるが、純CFC対象所得は対象所得及び対象損失のうち米国株主に帰属する部分とされているため米国株主の計算属性となっている。

対象所得とは、CFCの総所得(**gross income**)が§954(b)(5)<sup>581</sup>に準じて当該総所得に配賦される控除額<sup>582</sup>を上回る場合の当該上回る部分の額をいう<sup>583</sup>。

総所得の計算において、§952(b)に規定される米国内事業に実質的に関連する米国内に源泉のある所得項目、サブパートF所得、外国基地会社所得及び保険所得から高税率国の例外(**high tax exception**)により除外された所得<sup>584</sup>、§954(d)に定める関連者<sup>585</sup>からの受取配当、§907(c)(1)に定める外国石油ガス関連所得は、計算から除外される<sup>586</sup>。したがって、サブパートF所得との二重課税は生じない仕組みとなっている。

対象損失とは、CFCの上記の総所得(**gross income**)に配賦される控除額が上記の総所得を上回る場合の当該上回る部分の額をいう<sup>587</sup>。

<sup>577</sup> §951A(d)(1)

<sup>578</sup> §951A(d)(2)

<sup>579</sup> §951A(d)(3)

<sup>580</sup> §951A(c)(1)

<sup>581</sup> 同条は、サブパートF所得のネット金額を決定する場合の費用配賦法を定めている。

<sup>582</sup> 外国税額を含む。

<sup>583</sup> §951A(c)(2)(A)

<sup>584</sup> これらの所得は、サブパートF所得に該当するものの、外国において高税率で既に課税されていることを理由としてサブパートF所得から除外されたものである。

<sup>585</sup> §954(d)(3)。関連者とは、CFCを支配、又はCFCによって支配される、若しくはCFCを支配する同一の者によって支配される者をいう。ここでいう支配とは、関連者が法人の場合、議決権株式又は株式価値の50%超を直接又は間接に保有することをいう。関連者がパートナーシップ、信託、エステートの場合、50%超の受益権を有することをいう。

<sup>586</sup> §951A(c)(2)

<sup>587</sup> §951A(c)(2)(B)(ii)

なお、サブパート F 所得の合算課税においてサブパート F 所得は CFC の当期 E&P の額を超えない旨規定されているが<sup>588</sup>、対象損失の額はその規定の適用において当該 E&P の額に加算される<sup>589</sup>。これは、対象損失がある場合にサブパート F 所得の上限額を増加させることにより、損失の二重取りを防止する趣旨と考えられ、上述のサブパート F 所得と GILTI との二重課税を回避する観点からサブパート F 所得を GILTI の基礎となる対象所得から除外されていることと、対照的といえる。

#### 8.2.3.4. 分配割合等の計算

分配割合 (pro rata share) に応じて帰属する部分の額の計算は、サブパート F 所得の合算における計算と同様の方法で行われる<sup>590</sup>。

また、GILTI の適用上、CFC の課税年度末時点で当該 CFC 株式を保有する者が米国株主として扱われる。

#### 8.2.3.5. GILTI の CFC への配賦

GILTI の合算課税制度は、サブパート F 所得等の合算課税制度と同様に、CFC の一部の所得を米国で課税済みとするものであるため、配当に係る税額控除の取扱い等他の計算規定に対する調整が必要となる。特に、§959 に定める課税済み E&P からの分配の所得除外及び§961 に定める CFC 株式の税務簿価の調整は、課税済み所得の二重課税調整の観点から重要となる。

GILTI の合算課税制度は、§951A(f)(1)(A)に定める次の制度について、サブパート F 所得等の合算課税制度と同様に扱うこととされている。

- §168(h)(2)(B) (ADS 適用の適用対象外とされる国外資産の例外)
- §535(b)(10) (留保利益税の対象となる所得からサブパート F 所得等の合算額を除外)
- §851(b) (RIC 判定上の配当所得にサブパート F 所得等の合算額を算入)
- §904(h)(1) (サブパート F 所得等の合算にかかる外国税額控除適用上のソースルールの適用関係)
- §959 (サブパート F 所得等の合算課税済み E&P からの分配については所得除外)
- §961 (サブパート F 所得等の合算に伴う CFC 株式税務簿価の調整)
- §962 (個人が CFC 税制について米国人と同様の課税を選択した場合の取扱い)
- §993(a)(1)(E) (DISC 適用判定上の適格輸出収入に算入される受取配当の取扱い)
- §996(f)(1) (DISC 適用時の留保利益の算定にかかる受取配当の取扱い)
- §1248(b)(1) (個人に対する§1248 適用上のみなし配当の基礎となる CFC の留保利益の算定においてサブパート F 所得等による合算を反映)
- §1248(d)(1) (法人に対する§1248 適用上のみなし配当の基礎となる CFC の留保利益の算定においてサブパート F 所得等による合算を反映)
- §6501(e)(1)(C) (サブパート F 所得等の合算に関しては 6 年の時効が適用)
- §6654(d)(2)(D) (サブパート F 所得等の合算も個人の予納額計算の基礎となる所得の額に算入)
- §6655(e)(4) (サブパート F 所得等の合算も法人の予納額計算の基礎となる所得の額に算入)

<sup>588</sup> §952(c)(1)(A)

<sup>589</sup> §951A(c)(2)(B)(ii)

<sup>590</sup> §951A(e). 具体的には、当該 CFC が課税年度終了日に分配を行ったと仮定した場合に当該米国株主に分配される部分の額、つまり、持分割合に応じた額となる。

ただし、サブパート F 所得等は CFC 段階で行われる計算項目であるものの GILTI は上述のとおり米国株主段階で行われる計算項目であるため、GILTI を CFC 段階で行われる計算項目に引き直すこと、具体的には GILTI の米国株主帰属分を米国株主から CFC に配賦 (allocation back) する必要がある。CFC に配賦される GILTI の額につき、CFC に対象所得がない場合はゼロとすること、CFC に対象所得がある場合は米国株主に帰属する対象所得の割合に応じて当該米国株主に帰属する額とすることが定められている<sup>591</sup>。

この計算が特に問題になるのは、ある米国株主において対象損失を持つ CFC1 と対象所得を持つ CFC2 がいた場合である。任意の年度の米国株主の GILTI 計算上は両者を通算することができる。他方、CFC1 の損失はその株式の経済的価値を減価させるため、翌年度において米国株主が CFC1 株式を売却した場合、同じ損失から GILTI の圧縮と譲渡益の圧縮という便益の二重取りが可能となってしまう。これを防止するには、単に通算後の GILTI の額を配賦するだけでなく、何らかの形で当該通算した部分だけ CFC1 の株式簿価を減額調整するメカニズムが同時に必要となるから、極めて複雑な計算が必要とされる<sup>592</sup>。この点、第 4 章 8.2.5.2. で提案されている後述の規則案では、非常にコンプライアンス負担の高いアプローチが提案されている。詳細については、第 4 章 8.2.5.2. を参照。

## 8.2.4. §250 における所得控除及び外国税額控除

### 8.2.4.1. §250 における所得控除

前述のとおり、§250(a)(1)(B)は、合算対象となる GILTI の 50%控除を定めている。具体的な制度の概要については、第 4 章 6.2.3.参照。

なお、個人株主にも GILTI は適用されるが、当該特別控除は設けられておらず、100%が課税対象となる。

### 8.2.4.2. 外国税額控除

GILTI に帰属する対象外国税総額 (aggregate tested foreign income tax) に米国法人株主の算入割合 (inclusion percentage) を乗じた金額の 80%までを間接税額控除可能である<sup>593</sup>。また、当該間接税額控除については GILTI 所得のみを対象とした外国税額控除枠計算が行われる<sup>594</sup>。

対象外国税額とは、CFC が支払った又は計上した外国税額のうち対象所得に帰属する部分をいう<sup>595</sup>。また、米国法人株主の算入割合とは、米国法人株主の GILTI の額を CFC の対象所得のうち当該米国法人株主に対する分配割合に応じて帰属する部分の総額で割った比率をいう<sup>596</sup>。

50%特別控除及び 80%間接外税控除により、理論的には、GILTI の実効税率は 10.5%であり、CFC 所在地国で 13.125% (10.5% / 80% = 13.125%) の課税を受けている場合には米国で追加税

<sup>591</sup> §951A(f)(2)(A)、同(B)

<sup>592</sup> 従前のサブパート F 所得を維持しつつ GILTI を導入したことにより、米国法人は、CFC の E&P について、従前の CFC 税制の対象となるサブパート F 所得及び米国資産投資額並びに §1248 のみなし配当課税との関係で計算及び記録を行うだけでなく、GILTI 計算に伴う調整を反映し管理する必要が発生した。そのため、CFC の租税属性に関する管理は、外国子会社配当免税が導入されたにも関わらず一層複雑となっている。

<sup>593</sup> §960(d)(1)。従前間接外国税額控除を定めていた §902 が廃止された一方で、従前直接外国税額控除を定めていた §901 が改正され、§960 のもとで支払われたとみなされる外国税が税額控除の対象として追加された。

<sup>594</sup> §904(d)(1)は、外国税額控除枠の計算上、GILTI、国外支店、受動的所得 (passive category income)、能動的所得 (general category income) は別々のバスケットとされ、別個の計算が行われることが定められている。なお、サブパート F 所得は、その所得の性質に応じて能動的所得若しくは受動的所得のバスケットに分類される。

<sup>595</sup> §960(d)(3)

<sup>596</sup> §960(d)(2)

負担が生じないという計算になる。他方で、外国税額控除計算は **GILTI** 所得のみを対象として行う (**GILTI income basket**) ことから、外税控除枠計算上の利子費用等の配賦により控除枠が縮小されると、**CFC** 所在地国で **13.125%**での課税を受けていても **GILTI** により追加での税負担が生じる場合がある。

## 8.2.5. 規則案の概要

### 8.2.5.1. 法文解釈上の論点

条文からは、次のような論点が主に指摘されていた。

- 適用対象者
  - パートナーシップへの適用関係
  - 連結グループへの適用関係
- **GILTI** の計算
  - 対象所得の計算方法及び **2017** 年改正税法の取扱い
  - **GILTI** の **CFC** への配賦方法の細則
- その他
  - 申告書における開示内容
  - 租税回避否認規定

### 8.2.5.2. §951A 規則案

#### (1) 規則案の公表

**2018** 年 **9** 月、米国財務省は **GILTI** に関する規則案(以下「**§951A** 規則案」という。)を発表した<sup>597</sup>。**§951A** 規則案によって、以下の点が明らかになった。

#### (2) 適用対象者

##### (a) パートナーシップへの適用関係

**GILTI** は米国株主段階での計算及び合算を行うところ、米国株主にはそれ自体が納税義務を負わない米国パートナーシップも含まれることになる。このとき、米国法人が米国パートナーシップを通じて **CFC** を保有する場合に、どのような計算が行われるのかについては、不明確であった。

この点について、**§951A** 規則案は、以下のアプローチを提案している<sup>598</sup>。

- ① 当該米国パートナーシップ段階で **GILTI** 合算額を計算し、各パートナーに配賦する。
- ② パートナー自身が米国株主ではない場合、当該配賦額を当該パートナーの所得に合算する。
- ③ パートナー自身が米国株主である場合、当該配賦額は無視して、パートナー自身での **GILTI** 合算額を計算する。なお、この場合、当該米国パートナーシップは米国外パートナーシップとして扱われる。

<sup>597</sup> REG-104390-18(Sept. 13, 2018)

<sup>598</sup> Prop. Reg. §1.951A-5

## (b) 連結グループの適用関係

§951A 規則案においては、米国株主が連結グループメンバーであった場合、GILTI 額は連結グループベースで計算することが提案された<sup>599</sup>。すなわち、対象所得及びその計算上の利子費用、対象損失、QBAI の各メンバーに係る分配割合は一旦グループベースで合計される。その後、それぞれの合計額が各メンバーに対して、対象所得の当該メンバーに係る分配割合の額が全メンバーに係る分配割合の額に対する割合に応じて配賦される。

## (3) GILTI の計算

### (a) 対象所得の計算方法及び 2017 年改正税法の取扱い

対象所得及び対象損失の計算につき、§951A はサブパート F 所得等の一定の所得が除外されることを定めているが、その他の計算について米国人と同様の計算をする必要があるか否か明らかではなかった。

§951A 規則案においては、GILTI の適用上、原則として CFC の総所得及び課税所得は米国人であるかのように計算すべきことが示された一方で、利子費用控除制限に係る§163(j)や外国子会社配当免税にかかる§245A の適用の適用関係については、将来のガイダンスに委ねることとされた。その後、§163(j)については、GILTI 計算上も CFC に対して適用が行われることが§163(j)規則案により明らかとなった。

### (b) GILTI の CFC への配賦方法の細則

上記 8.2.3.5.に記載のとおり、米国株主において対象損失を持つ CFC と対象所得を持つ CFC がいた場合に、損失の二重取りを防ぐメカニズムが必要となる。

§951A 規則案においては、純使用済対象損失 (net used tested loss) を用いるアプローチが提案された<sup>600</sup>。これは、CFC 株式の処分時において、当該 CFC 株式に帰属する対象所得及び対象損失の累積額が負の値であった場合、当該 CFC 株式譲渡益の計算上、当該 CFC 株式簿価の減額調整を行うというものである。CFC 毎に対象損失及び対象所得の累積額をトラックする必要があることから、大きなコンプライアンス負担となることが見込まれている。

## (4) その他

### (a) 申告書における開示内容

§951A 規則案では、§6038 に基づく CFC に関する情報開示義務の一環として、米国株主において Form 8992 (U.S. Shareholder Calculation of Global Intangible Low-Taxed Income)<sup>601</sup>をその申告書に添付することが義務付けられた。

### (b) 租税回避否認規定

§951A(d)(4)は、恣意的な資産の譲渡や取得により QBAI を QBAI を増加させ純対象所得を減少させることを防ぐためのルールの設定権限を財務省に与えている。

<sup>599</sup> Prop. Reg. §1.1502-51

<sup>600</sup> Treas. Reg. §951A-6

<sup>601</sup> Form 8992 の 2018 年 9 月 20 日付ドラフトが IRS ウェブサイトにおいて開示されている。

(<https://www.irs.gov/pub/irs-dft/i8992--dft.pdf>)。

---

特に、GILTI の適用開始年度が CFC の 2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度であることから、2018 年当初数か月間に関して、課税年度が 12 月期でない CFC を利用したタックスプランニングが可能であるように読めるという問題があった。

§951A 規則案では、例えば、保有期間が 12 か月未満かつ 1 四半期末をまたぐ資産については QBAI から除外することが提案された<sup>602</sup>。また、2017 年 12 月 31 日以降に CFC 間で事業資産の譲渡が行われ、譲渡側の CFC が GILTI 適用開始前課税年度であった場合<sup>603</sup>、取得側の CFC における QBAI 計算上、当該資産の税務簿価ステップアップは無視することが提案された<sup>604</sup>。

### 8.2.5.3. 今後の見通し

§59A 規則案は、90 日のパブリックコメント期間ののち、財務省によって修正され、最終化される見込みである。

---

<sup>602</sup> Prop. Reg. §1.951A-3(h)(1)

<sup>603</sup> GILTI は CFC の 2018 年 1 月 1 日以降開始課税年度において適用される。

<sup>604</sup> Prop. Reg. §1.951A-3(h)(2)

## 第5章 日本企業が進出先国で抱えている課題に関する調査結果

### 1. 日本企業が進出先国で抱えている課税問題等の概要(総論)

「日本企業が進出先国において抱えている課税問題」及び「租税条約の改正・新規締結に係る要望」に関して、2018年10月から11月にかけて、海外に現地法人を有する日本企業6,017社を対象にアンケート調査を実施したところ、1,804社からの回答を得られた。(以下、当該調査を単に「アンケート調査」という。)。なお、本章において、租税条約には、台湾との間で締結されている民間取決めに係るものを含めている。

なお、調査結果の詳細については、【別添資料】を参照されたい。

アンケート調査の回答によれば、過去6年間に国際的な二重課税の原因となるような課税措置を受けた国・地域は、事案数ベースで、中国、インドネシア、インド、タイ、ベトナムの順となっており、課税事案の内容としては、半数超が「移転価格税制」に関するものであり、「ロイヤルティ」、「恒久的施設」(Permanent Establishment、以下「PE」という。)が続く結果となった。

また、課税措置以外の税制や執行面等での問題事例が生じている国・地域は、事案数ベースで、中国、インド、インドネシア、ベトナム、タイの順となっており、内容別では、「税制の複雑さ・頻繁な改正」、「税還付手続き」、「税務調査」、「租税条約適用手続き」、「地域又は税務担当官による執行の差」の順となっている。

このように、日本企業が海外進出先国で直面する課税リスクは、アジア新興諸国を中心に生じており、その内容としては依然として移転価格課税リスクが大きな懸案事項であるとともに、「税制の複雑さ・頻繁な改正」やその他税務執行上の問題となっている。

なお、新興国又は先進国を問わず、ほとんどの多国籍企業で国外関連取引がグループ運営の中心的な役割を果たしていることから、引き続き「移転価格税制」は、全世界的にも非常に関心の高い課税問題である。

租税条約の改正が必要とされる国・地域は、要望企業数ベースで、インド(25.5%)、中国(23.1%)、タイ(9.1%)の順となっている。一方、租税条約の新規締結が必要とされる国は、要望企業数ベースで、ミャンマー(32.9%)、カンボジア(9.6%)、アルゼンチン(8.2%)の順となっている。

また、租税条約の改正要望及び新規締結要望の内容は、いずれの要望内容とも、要望項目数ベースで、「所得」に関するものが最も多くなっており、次いで「恒久的施設(PE)」、「相互協議」の順となっている。

なお、経済産業省が昨年度の2017年11月から12月に実施した「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」(以下「2017年度調査」という。)<sup>605</sup>の結果と比較すると、租税条約改正要望国及び新規締結要望国ともに、2017年度調査結果とほぼ同様の内容となっており、要望内容についても、同様の結果となっている。

<sup>605</sup> 経済産業省「BEPSプロジェクトを踏まえた移転価格税制及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業」2018年2月

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/cfc/PDF/29fy\\_itakutyosa\\_honbun.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/cfc/PDF/29fy_itakutyosa_honbun.pdf)

## 2. 日本企業が進出先国で抱えている課税問題等(各論)

### 2.1. 日本企業が進出先国で抱えている国際租税制度等の課税問題

#### 2.1.1. 過去に受けた課税措置

##### 2.1.1.1. 課税事案が発生した国・地域

過去 6 年間で課税事案が生じた国・地域は、事案数ベースで、中国(25.3%)が最も多く、次いで、インドネシア(20.9%)、インド(14.8%)、タイ(7.7%)、ベトナム(6.6%)の順となっている。

なお、2017 年度調査においても、事案数ベースで、上位 5 か国は、中国(31.2%)、インドネシア(22.8%)、インド(11.6%)、タイ(6.5%)及びベトナム(5.1%)であったことから、これらの国・地域において、日本企業が依然として、多くの課税問題を抱えていることが分かる。

##### 2.1.1.2. 措置内容

課税事案の措置内容は、事案数ベースで、「移転価格税制」(54.4%)に関するものが最も多く、次いで「ロイヤルティ」(15.9%)、「恒久的施設(PE)」(15.4%)の順となっており、各国ともに「移転価格税制」に関するものが最も多くなっている。

「移転価格税制」(54.4%)の内訳を見ると、「みなし利益率による増額」が 24.7%、「不適切な比較対象取引を用いた増額」が 15.9%、「その他」が 13.7%となっており、「みなし利益率による増額」が課税事案全体の約四分の一となっている。

なお、2017 年度調査においても、事案数ベースで、「移転価格税制」に関するものが半数近く(46.5%)を占めており、引き続き日本企業にとって「移転価格税制」が進出先国での大きな懸案事項であることが分かる。

##### 2.1.1.3. 国・地域別の措置内容

課税事案の措置内容を国・地域別に見ると、事案数ベースで、

- 中国では、「移転価格税制」(47.8%)、「恒久的施設(PE)」(26.1%)、「ロイヤルティ」(10.9%)の順となっている。
- インドネシアでは、「移転価格税制」(73.7%)が大半を占め、次いで「ロイヤルティ」(18.4%)、「恒久的施設(PE)」(5.3%)となっている。
- インドでは、「移転価格税制」(55.6%)、「ロイヤルティ」(22.2%)、「恒久的施設(PE)」(18.5%)の順となっている。

##### 2.1.1.4. 上位 3 か国の事案内訳

課税事案が生じた上位 3 か国である中国、インドネシア、インドについて、課税事案の具体的内容を見ると、事案数ベースで、

- 「移転価格税制」に関する課税事案については、中国では「みなし利益率による増額」(72.7%)が最も多かったのに対し、インドネシア/インドでは「不適切な比較対象取引を用いた増額」(各 39.3%/46.7%)の方が多かった。
- 「ロイヤルティ」に関する課税事案については、中国では「定義・範囲の相違」/「料率の上限規制による増額」(各 40.0%)及びインドネシアでは「定義・範囲の相違」/「料率の上限規制による増額」(各 42.9%)がいずれも同数で最も多くなっており、インドでは「定義・範囲の相違」(66.7%)が最も多かった。
- 「恒久的施設(PE)」に関する課税事案については、中国では「出張者・出向者」(83.3%)がほとんどであるのに対し、インドネシアでは「駐在員事務所」/「子会社・第三者」(各 50.0%)、

---

インドでは「出張者・出向者」／「子会社・第三者」(各 40.0%)がそれぞれ同数で最も多かった。

(図表 21) 移転価格税制の課税事案例

カテゴリー	措置内容
みなし利益率による増額	実際の利益率よりも高い利益率を当局から提示され、反論をしたが認められなかった。(中国)
	中国現地法人での利益率が低いと中国税務当局から指摘され、当局の主張するあるべき利益率との差をもとに課税所得を増額し追徴課税を実施された。(中国)
	赤字の年度に対して、貿易額の6%の利益があったとみなして税額を払うよう指示された(中国)。
	本社からの固定資産代理調達業務に係る手数料の受領不足を指摘され、税務当局が示す料率でみなし課税された(台湾)。
	みなし利益率による課税を受け、最終的には税務裁判に持っていき勝訴した。しかしながら裁判費用も高額になりコストメリットは少ない。税務当局側は、裁判費用程度の徴税であれば納税者が納税に応じるのではないかとの意識があり、意図的に追徴税額をコントロールしているように思える(インドネシア)。
	販売会社ではないのに、販売会社としてみなし売上に基づく推定利益課税をされた(イタリア)。
不適切な比較対象取引を用いた増額	該当年度において、比較対象企業の営業利益率が低いとの指摘で、低い合理的な理由を説明しても、受け入れてもらえず、当初指摘移転価格税額より下がったものの、相当額の納付を余儀なくされた。(中国)
	移転価格税制について、子会社で用意していた比較対象取引の検証では、ベトナムの会社が入っていない為、認められないと、恣意的な判断をされた。(ベトナム)
	タイで生産した製品を日本で購入する取引について、現地税務当局の主張する高い独立企業間利益率レンジを用いて課税された。(タイ)
	比較対象企業を変更することにより移転価格レンジを修正し、中位値と実際の営業利益率との差をもとに課税を受けた。(インドネシア)
	現地進出の初期段階において、移転価格の問題により現地法人の利益率が低すぎるとして、現地法人の利益を調整する移転価格課税を受けた。(インド)
その他	中国子会社と協働で入札した案件に対して、入札保証金を当社が支払い、実質的に当社と子会社で保証金を負担するように客先との契約金額を調整したが、支払を当社が行っていることから、寄附金として課税措置を受けた。(中国)
	当社(親会社)・当社国内グループ会社と現地子会社との固定資産売買取引において、現地子会社購入価格に親会社・国内グループ会社の口銭が含まれているとして、課税を受けた。(インド)
	現地子会社は、当該事業年度から自動車の組立工場を稼働させ、製造を開始した。スタートアップのため、通常稼働時よりもコストがかかる上、低稼働であったことが低利益率の主因であり、移転価格の問題ではないと主張したが、一切認められず、一方的な更正を受けた。(インド)

(図表 22)ロイヤルティの課税事案例

カテゴリー	措置内容
定義・範囲の相違	<p>現地当局は、ロイヤルティの根拠となる無形資産（製造ノウハウ）について、製法の難易度、進出後相当期間が経過しているのですでに陳腐化している等を理由にそもそも価値がない旨を主張した。（インドネシア）</p>
	<p>ブランド使用料について、事業に必要なものであるため損金性ありと主張したが、ベトナム税務当局は否認した。最終的には、ブランド料の 50%を損金と認め、50%を加算、納税した。（ベトナム）</p>
	<p>生産切り替え・立ち上げ期など、利益が高くない時期における、親会社に支払うロイヤルティの対価性がないと否認された。（インド）</p>
料率の上限規制による増額	<p>中国の製造子会社について、現地当局から、製造のみを担当する子会社は市場動向に関わらず一定の利益を確保しなければならず、業績悪化は親会社によるロイヤルティ率の引き上げが原因であり、ロイヤルティ率が適正ならば、当該ノウハウにより利益貢献があるはずであるとして、ロイヤルティ率を修正された。（中国）</p>
その他	<p>ロイヤルティについての計上時期による損金否認と、料率引き上げによる増加分について損金否認された。四分位分析による比較分析にて説明をしても認めてもらえなかった。（中国）</p>
	<p>ロイヤルティ契約に関して、提供している役務の有償性や対価の算定根拠につき一部否認を受けた。一方で日本の税務当局からは不足なく回収するよう指導があり、結果的に二重課税となっている。（韓国）</p>

(図表 23) 恒久的施設 (PE) の課税事案例

カテゴリー	措置内容
出張者・出向者の PE 認定	広州市の子会社への技術支援者において、法律上は PE とはならない条件で行っているが、PE 認定されている。一方、同じ中国の武漢市の子会社では、同一条件であるが認定されていない。(中国)
	日本からの営業職の出張が、タイ現地法人の営業活動として認定された。(タイ)
	当社は中国企業と技術支援契約を締結し、同社の顧客の中国拠点に対して、中国で PE 認定対象とならない短期間の出張をして技術支援を行ったが、当該技術支援料の支払いの際、収入金額にみなし利益率をかけた金額を課税所得とし、企業所得税 25%が課税され、源泉徴収された。(中国)
駐在員事務所の PE 認定	ロンドン駐在員事務所が、現地課税当局により PE 認定され、2014 年から 2015 年にかかる期間に課税された。(イギリス)
	中国における営業の補助業務を行う駐在員事務所に対し、みなし課税の対象とされている。(中国)
子会社・第三者の PE 認定	子会社が代理人 PE とみなされ、相互協議により決められたフォーミュラに従い税務申告している。なお、2015 年 3 月期を対象とした還付申請に伴う、現地税務当局とのやり取りの中で現行フォーミュラを見直しを考えている旨の発言があった。(タイ)

(図表 24) その他の課税事案例

カテゴリー	措置内容
その他	税務当局は、2015 年度の当社申告書の総コストより、源泉徴収が必要と考えられる金額を算定し、当社の源泉徴収及び納付記録を確認せず、当局算定の上記金額を当社に要求した。その後、当社の源泉徴収記録を説明したにもかかわらず、同額を当社口座から差し押さえた。(パキスタン)
	当社(親会社)が子会社から徴収している IGS 費用について、中国、インドネシア、ベトナムにおける子会社が過去税務調査にて損金性を否認され、以後の年度について自己否認を行っている。(中国・インドネシア・ベトナム)
	サポート費として海外子会社からの売上高の1%を受け取っており、子会社側では損金処理をしていたが、サポート費が配当とみなされて損金不算入になった。(韓国)

### 2.1.1.5. 課税措置への日本企業の対応

課税措置への日本企業の対応は、事案数ベースで、「不服申し立て」(55.5%・101件)が最も多く、次いで「当初課税措置を受け入れ」(54.9%・100件)、「相互協議」(48.4%・88件)、「裁判で係争」(40.7%・74件)の順となっている。なお、複数回答のため、課税措置への対応件数の合計は、課税事案の合計と一致しない。

現地当局による課税措置に対する日本企業の対応としては、「不服申し立て」しつつ、「相互協議」の申し立てをし、最終的に「当初課税措置を受け入れる」など、複数の方法によって対応する場合も多い。

### 2.1.1.6. 国・地域ごとの対応

課税措置への対応(複数回答)を国・地域別に見ると、事案数ベースで、

- 中国では、「当初課税措置を受け入れ」(69.6%)が多く、次いで「不服申し立て」(56.5%)、「相互協議」(52.2%)となっており、日本企業は課税措置に対して様々な方法で対応していることが見て取れる。
- インドネシアでは、「不服申し立て」(63.2%)、「相互協議」(57.9%)、「裁判で係争」(44.7%)、「当初課税措置を受け入れ」(39.5%)の順となっている。
- インドでは、「当初課税措置を受け入れ」(77.8%)が最も多く、「不服申し立て」(51.9%)、「相互協議」(29.6%)が続いており、「裁判で係争」(3.7%)は極めて小さくなっている。これは、インドでは、税務訴訟が頻発しており、最高裁判所まで税務訴訟が進んだ場合にはその解決に10年以上の年月が必要なケースが多いことも、その一つの要因と考えられる。

## 2.1.2. 諸外国・地域の税制や執行面での問題

### 2.1.2.1. 税制や執行面等に問題がある国・地域

課税措置以外の税制や執行面等での問題事例が多く生じている国・地域は、事案数ベースで、中国(17.4%)が最も多く、次いで、インド(14.8%)、インドネシア(14.3%)、ベトナム(9.6%)、タイ(8.1%)、台湾・ブラジル(各5.2%)の順となっている。

これは過去に課税措置を受けた国の上位3か国(中国、インドネシア、インドの順)と同様の結果となり、概して日本企業は課税事案が発生した国・地域の税制や執行面等に問題があると捉えている。

なお、2017年度調査においても、事案数ベースで、中国(25.3%)、インドネシア(13.0%)、インド(12.3%)が上位3か国となっており、同様の結果となっている。

### 2.1.2.2. 税制や執行面等での問題点

税制や執行面等での問題点としては、事案数ベースで、「税制の複雑さ、頻繁な改正」(24.4%)が最も多く、次いで「税還付手続き」(16.6%)、「税務調査」(13.8%)、「租税条約適用手続き」(13.2%)、「地域又は税務担当官による執行の差」(11.4%)の順となっている。

### 2.1.2.3. 国・地域ごとの問題点

税制や執行面等での問題点を国・地域別に見ると、事案数ベースで、

- 中国では、「地域又は税務担当官による執行の差」(29.9%)が最も多く、次いで「税制の複雑さ、頻繁な改正」(28.4%)、「税務調査」(14.9%)の順となっている。
- インドでは、「税制の複雑さ、頻繁な改正」(29.8%)、「税務調査」(19.3%)、「租税条約適用手続き」(15.8%)、「税還付手続き」(10.5%)の順となっている。
- インドネシアでは、「税還付手続き」(23.6%)、「税務調査」(23.6%)、「税制の複雑さ、頻繁な改正」(20.0%)、「租税条約適用手続き」/「地域又は税務担当官による執行の差」(各 5.5%)の順となっている。

さらに、問題点ごとに指摘されている国・地域を見ると、事案数ベースで、

- 「税制の複雑さ、頻繁な改正」は、中国(20.2%)、インド(18.1%)、インドネシア(11.7%)
- 「税還付手続き」は、インドネシア(20.3%)、タイ(17.2%)、ベトナム(10.9%)
- 「税務調査」は、インドネシア(24.5%)、インド(20.8%)、中国(18.9%)
- 「租税条約適用手続き」は、台湾(21.6%)、インド(17.6%)、中国・インドネシア(各 5.9%)
- 「地域又は税務担当官による執行の差」は、中国(45.5%)、タイ(13.6%)、ベトナム(9.1%)

となっている。

(図表 25) 税制・執行面の問題の事例

カテゴリー	内容
税制の複雑さ、頻繁な改正	所得税以外にも増値税(旧 営業税)と付加税がかかり、還付されないのは納得がいかない。(中国)
	付加価値税の改正から施行の間が短く、混乱する。(マレーシア)
	中央当局の指針等が地方局まで浸透するのに時間がかかる。移転価格課税の執行に際し、他国で一般的に用いられる手法が採用されない。国内課税を受けた場合、同国納税者から二重課税排除のための措置として相互協議が申請できない。(インド)
	ブラジルは、連邦、州、市ごとに制度があり、難解かつ複雑な税制の仕組みとなっている。(ブラジル)
租税条約適用手続き	租税条約適用のためにインドの納税者番号を求められ、先方(インド企業)の対応が滞った。(インド)
	フィリピンにある子会社の株式譲渡益について、フィリピンで租税条約の免税の適用を受ける必要があるが、その手続きが非常に煩雑である(フィリピン国内法 10%、日比租税条約 0%)。(フィリピン)
	ベトナムでは、2013 年 12月24日付で租税条約の適用指針(Circular 205/2013/TT-BTC)が出されており、PE の定義や短期滞在者免税の適用要件等が、日越租税条約と異なった内容となっている。(ベトナム)
	租税条約に基づき免税となるケースであっても、相手国の法人が現地法に基づき源泉徴収を行うことがあり、租税条約の解釈・認識が異なることがある。(中国・マレーシア・台湾)
税還付手続き	インドネシアでは前年の納税額をベースに当年度分の法人税を予納する制度になっており、前年よりも所得が減少した場合には還付申請を行うことになる。還付申請を行うと必ず税務調査が行われるため、還付されるまで時間がかかる。また、税務調査では担当官の解釈次第で何かしら
	VAT還付制度は存在するが、還付の実例が皆無に等しい。(カンボジア)
税務調査	中国税務当局は、更正処分を行わずに納税者の自主的な修正申告を強いることが多い。修正申告した案件は、訴訟を提起することもできず、相互協議の対象にもならない。(中国)
	タイ PE の法人税申告に関し、租税条約において「無差別取扱い」が規定されているにもかかわらず、本社管理費用の PE 配賦をタイで問題視されることが多い。そのため調査の負担も大きく、配賦費用の基本的な考え方の整理をお願いしたい。(タイ)
	当局の税務調査にノルマがあるため、課税ありきで調査が進められるケースがある。繰越欠損金がある場合、課税所得と相殺すると制度上必ず

	税務調査を受けることとなり、新設法人の事業推進の足かせとなる。(インドネシア)
地域又は税務担当者による執行の差	大連、上海、深圳にて、執行に差が生じている。(中国)
	日本からタイへの同一の役務提供について、タイ側の書簡税務署によって「所得の種類(事業所得/ロイヤリティ)」の判断にばらつきがある。(タイ)
	役務提供を行った際に、PEが存在しないにも拘らず、課税しようとする。また、課税対象外の申請を行おうとしても、余りにも多くの時間を費やそうとする。(台湾)
その他	中国では外貨送金規制があり、新たな許認可制度により中国子会社から当社に支払われるランニングロイヤリティの入金が遅延したことがある。今後も制度や運用の変更により、中国子会社からの支払が止められてしまうリスクを常に抱えており、そうなった場合には二重課税等の問題が発生する。(中国)
	チリ子会社から受ける配当は外国子会社配当益金不算入制度の対象となるが、一方、当該配当に対してはチリ当局から源泉所得税が課せられ、その部分は損金不算入扱いとなるため、益金不算入制度のメリットが減殺されてしまっている。(チリ国では、株主の受取配当に対する所得税率が35%であり、チリ子会社の利益に課税される法人税率を控除した10%前後の源泉所得税が課される。)(チリ)

## 2.2. 租税条約の改正・新規締結に係る要望

### 2.2.1. 概要

租税条約は、締約国間の課税権の適正な配分と国際的な二重課税を調整することにより、日本企業の海外展開、対日投資という双方向の投資を促進するものである。日本は、平成31年2月現在、74条約等、128か国・地域と租税条約を締結済み<sup>606</sup>であるが、健全な国際的投資交流の促進により日本経済を活性化する等の観点から、今後とも租税条約の改正・新規締結を推進し、租税条約ネットワークの拡充が求められている。

### 2.2.2. 租税条約の改正要望

#### 2.2.2.1. 租税条約の改正が望まれる国・地域

租税条約の改正が必要とされる国・地域は、要望企業数ベースで、インド(25.5%)が最も多く、次いで、中国(23.1%)、タイ(9.1%)、台湾(8.2%)、インドネシア(6.3%)の順となっている。

なお、2017年度調査においても、要望企業数ベースで、中国(42.1%)、インド(36.8%)、タイ(15.0%)、インドネシア(9.0%)、ベトナム(7.5%)の順となっており、概ね同様の結果となっている。

<sup>606</sup> 2019年2月1日現在 財務省「我が国の租税条約ネットワーク」

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm))

### 2.2.2.2. 租税条約の改正要望内容

租税条約の改正に関する要望内容は、要望項目数ベースで、「所得」(74.2%)に関するものが最も多く、次いで「恒久的施設(PE)」(11.2%)、「相互協議」(6.0%)の順となっている。

なお、2017年度調査においても、要望項目数ベースで、「所得」(66.0%)に関するものが過半数を占めており、引き続き「所得」に関する要望が多い結果となっている。

### 2.2.2.3. 国・地域ごとの租税条約の改正要望

租税条約の改正要望内容を国・地域別に見ると、要望項目数ベースで、各国ともに「所得」に関するものが最も多く、過半数となっている。

- 対インド／対タイでは、「所得」(各 82.6%／86.4%)に関するものが大半を占めている。
- 対中国では、「所得」(60.0%)、「恒久的施設(PE)」(25.7%)、「相互協議」(10.0%)の順となっている。
- 対台湾では、「所得」(72.2%)に関するものが過半を占めている。
- 対インドネシアでは、「所得」(52.0%)、「相互協議」(16.0%)の順となっている。

(図表 26) 租税条約の改正要望理由

国	カテゴリー	改正要望理由
インド	使用料の適用範囲から「技術的役務の提供」の削除	日印租税条約においては、技術上の役務に対する料金の支払いに源泉税が課され、また、インドで源泉徴収された場合は非居住者であってもインドにおける法人所得税申告が必要となり、企業の事務負担が大きくなるため、使用料の適用範囲から「技術的役務の提供」を削除頂きたい。
	コンサルティング PE 規定の課税範囲の明確化又は削除	定義が非常に曖昧であり対応に苦慮することが多いため。
	注文取得代理人規定の削除	PE 課税の拡大を懸念しているため。
中国	配当源泉税率の減免	配当に係る源泉税率を、 <b>25%</b> 以上の資本関係を有する企業への配当の場合には、 <b>5%</b> (中国-韓国間の租税条約と同様の水準) まで軽減して頂きたい。
	使用料源泉税率の減免	最近の主要先進国との租税条約改正では、使用料は免税になっていることが多く、今後 IP ビジネスのさらなるグローバル展開を行う上で、国際的に条件が揃っていることが望ましい。
	コンサルティング PE 規定の課税範囲の明確化又は削除	コンサルティング PE に関しては、滞在期間は <b>12</b> か月間の中で合計 <b>6</b> か月を超えと定められているが、同国独自の月数カウント方法により、 <b>1</b> か月の内 <b>1</b> 日でも滞在すれば <b>1</b> か月とカウントされてしまうため、同カウント方法の変更を求める。
	注文取得代理人規定の削除	注文取得代理人の範囲が不明確なため、本項の改訂又は撤廃を求める。

タイ	使用料源泉税率の減免	日タイ租税条約における使用料の限度税率(15%)は、我が国の租税条約の通例(10%)より高い。当社はタイ国内に多くの製造拠点があり、同国からの受取ロイヤリティに関して、15%の源泉税がかかっている。
	注文取得代理人規定の削除	注文取得代理人の該当条件の見直しが必要。現在はOECDモデル租税条約に則った解釈が行われておらず、PE認定を受けている状況であるため。
台湾	配当源泉税率の減免	台湾と日本との関係を考えて、相互免税が望ましい。
インドネシア	使用料源泉税率の減免	インドネシアに所在する駐在員事務所にて車をリースで借りており、源泉所得税を納付している。ドイツにも駐在員事務所があるがそちらでは源泉税はかかっていない。インドネシアにおいても源泉所得税の減免を希望する。
	仲裁制度の導入	現状相互協議が十分に機能していないと聞いており、二重課税問題解決促進のために仲裁条項が導入されることを希望する。
	対応的調整の導入	二国間相互協議が成立しても、両国間の対応的調整がなければ二重課税が排除されない。
(東南アジア諸国)	PE認定要件の事業活動期間の緩和及び月ではなく日数でのカウント	東南アジア諸国との租税条約では、据付工事や監督活動等がPEとみなされる期間が6カ月超の国が多い。当社は東南アジア諸国での据付工事やSV派遣が多く、PEとみなされるものもあるため、改善を要望する。

### 2.2.3. 租税条約の新規締結要望

### 2.2.3.1. 租税条約の新規締結が望まれる国・地域

租税条約の新規締結が必要とされる国・地域は、要望企業数ベースで、ミャンマー(32.9%)が最も多く、次いで、カンボジア(9.6%)、アルゼンチン<sup>607</sup>(8.2%)、ペルー・ベネズエラ・モロッコ(各 5.5%)の順となっている。

なお、2017年度調査においても、要望企業数ベースで、ミャンマー(40.5%)、カンボジア(14.3%)、ペルー・アルゼンチン・コロンビア(各 11.9%)の順となっており、概ね同様の結果となっている。

### 2.2.3.2. 租税条約の新規締結要望内容

租税条約の新規締結に関する要望内容は、要望項目数ベースで、「所得」(58.0%)に関するものが最も多く、次いで「恒久的施設(PE)」(16.8%)、「相互協議」(13.4%)の順となっている。

なお、2017年度調査においても、要望項目数ベースで、「所得」(54.4%)に関するものが過半数を占めており、引き続き「所得」に関する要望が多い結果となっている。

### 2.2.3.3. 国・地域ごとの租税条約の新規締結要望内容

租税条約の新規締結要望内容を国・地域別に見ると、要望項目数ベースで、各国ともに「所得」に関するものが最も多くなっており、ミャンマーではほぼ三分の二が「所得」に関するものとなっている。

- ミャンマー:所得(64.9%)、「恒久的施設(PE)」(16.2%)、「相互協議」(8.1%)
- カンボジア:所得(62.5%)、「恒久的施設(PE)」(12.5%)、「相互協議」(12.5%)
- ペルー:所得(53.3%)、「恒久的施設(PE)」(13.3%)、「相互協議」(26.7%)
- ベネズエラ:所得(50.0%)、「恒久的施設(PE)」(25.0%)、「相互協議」(12.5%)
- アルゼンチン:所得(46.2%)、「恒久的施設(PE)」(15.4%)、「相互協議」(23.1%)

(図表 27) 租税条約の新規締結要望理由

国	カテゴリー	改正要望理由
ミャンマー	OECD モデル租税条約に準じた PE 認定条件の明確化	租税条約が結ばれていないことにより PE 指摘リスクを抱えたままビジネスを進めることが、事業拡大をする上でのボトルネックとなっている。
	事業所得の範囲の明確化	ミャンマーでは外国法人との契約に基づく物品及びサービスの代金の支払いについて、租税条約を締結していない日本を含む外国の法人へ支払う際に源泉所得税が

<sup>607</sup> 日・アルゼンチン租税条約については、実質合意済(2018年12月3日財務省報道発表)。

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/press\\_release/20181203ar.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181203ar.htm))

		2.5%課される。そのため、日本法人への支払いの多くが源泉徴収されている
	給与所得の二重課税の回避	現行の <b>183</b> 日ルールにより居住者・非居住者が区分されるため、日本の居住者であっても <b>183</b> 日を超えて滞在した場合には現地で世界所得課税されるため二重課税となる。業務の都合上頻繁に訪緬することがあり、日数を計算しながらの業務になるため、二重課税回避処置をとって欲しい。
カンボジア	OECD モデル租税条約に準じた PE 認定要件の明確化	同国にて事業を行う際の予見性確保のため。
	利子源泉税率の減免	源泉税の軽減税率の適用による貿易促進のため。
ペルー	配当源泉税率の減免(親子間免税含む)	同国国内法では、配当源泉税率の段階的引き上げが予定されており、今後更なる引き上げの可能性もある。このような税制改正リスクを負わないよう租税条約にて上限税率が定められることを希望する。
	OECD モデル租税条約に準じた PE 認定条件の明確化	納税者の予見可能性確保のために OECD モデル条約に準拠した PE 認定条件の明確化を望む。
	相互協議規定の導入	日本との租税条約がない中南米の国において移転価格更正がなされた場合に、相互協議の申立ができず二重課税が排除されない可能性がある。

---

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性又は完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明又は保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2019 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

本書において、PwCとは、PwC税理士法人、又は、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナルリミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。